

## 平成27年第4回鮫川村議会定例会会議録目次

### 第1号 (6月9日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	4
開議の宣告	4
議事日程の報告	4
諸般の報告	4
村長挨拶	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
一般質問	7
宗田雅之君	7
関根政雄君	19
北條利雄君	32
遠藤貴人君	49
京條英征君	57
前田武久君	72
会議時間の延長	80
関根英也君	80
報告第1号～報告第2号の上程、説明	85
議案第80号～議案第83号の上程、説明	86
議案第84号～議案第90号の上程、説明	88
散会の宣告	95

第 2 号 (6月11日)

議事日程	97
本日の会議に付した事件	98
出席議員	98
欠席議員	98
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	98
職務のため出席した者の職氏名	98
開議の宣告	99
議事日程の報告	99
報告第1号～報告第2号の質疑	99
議案第80号～議案第83号の質疑、討論、採決	100
議案第84号～議案第90号の質疑、討論、採決	103
議員派遣について	107
日程の追加	108
議案第91号の上程、説明、採決	108
閉会の宣告	109
署名議員	111

第 4 回 定 例 村 議 会

( 第 1 号 )

## 平成27年第4回鮫川村議会定例会

### 議事日程(第1号)

平成27年6月9日(火曜日)午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 一般質問

日程第4 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について

提案理由説明

日程第5 報告第2号 白河地方土地開発公社の経営状況について

提案理由説明

日程第6 議案第80号 鮫川村議会委員会条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第7 議案第81号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第8 議案第82号 鮫川村介護保険条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第9 議案第83号 鮫川村登録票(飼養登録)交付等手数料条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第10 議案第84号 平成27年度鮫川村一般会計補正予算(第3号)

提案理由説明

日程第11 議案第85号 平成27年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

提案理由説明

日程第12 議案第86号 平成27年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

提案理由説明

日程第13 議案第87号 平成27年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算(第1号)

提案理由説明

日程第14 議案第88号 平成27年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

提案理由説明

日程第15 議案第89号 平成27年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第1号）

提案理由説明

日程第16 議案第90号 平成27年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）

提案理由説明

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（10名）

1番	遠藤貴人君	2番	堀川照夫君
3番	北條利雄君	5番	関根英也君
6番	京條英征君	7番	前田雅秀君
8番	関根政雄君	9番	前田武久君
10番	宗田雅之君	11番	星一彌君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	大樂勝弘君	副村長	白坂利幸君
教育長	奥貫洋君	総務課長	石井哲君
企画調整課長	小松毅君	住民福祉課長	鈴木眞理子君
農林課長 農業者 兼任 委員 事務局 長	村山義美君	地域整備課長	増谷隆夫君
教育課長	須藤健君	代表 監査委員	齋藤實君
会計 兼 管理 者 出納 室 長	古舘甚子君		

---

職務のため出席した者の職氏名

議事 局長 齊藤利己

書記 渡邊敬

---

◎開会の宣告

○議長（星 一彌君） ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、ただいまから平成27年第4回鮫川村議会定例会を開会いたします。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

---

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎諸般の報告

○議長（星 一彌君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、斉藤利己君。

○議会事務局長（斉藤利己） 諸般の報告をいたします。

報告第1号から報告第2号までの報告2件及び議案第80号から議案第90号までの11議案が村長より提出され、本日、議長において受理しました。

本議会に、村長及び教育委員会教育長、農業委員会事務局長に出席を求めました。

村監査委員より例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しを配付してあります。

受理しました陳情書は配付してあります請願・陳情等文書表のとおりです。

次に、議員派遣及び出張関係であります。

初めに、議員派遣であります。5月20日、町村議会広報研修会のため、議員7名を郡山市に派遣しました。

出張関係であります。5月15日、東白川地方町村議会議長会定例会のため議長が棚倉町に、5月25日、平成27年第2回白河地方広域市町村圏整備組合議会臨時会のため議長及び副議長が白河市に、5月26日から27日まで平成27年度町村議会議長・副議長研修会のため議長及び副議長が東京都に、6月3日、第65回地方植樹祭のため議長が西郷村に、6月5日、福島県町村議会議長会定例総会のため議長が福島市に、それぞれ出張いたしました。

以上であります。

○議長（星 一彌君） これで諸般の報告は終わります。

---

◎村長挨拶

○議長（星 一彌君） 村長から発言の申し出がありました。これを許します。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 皆さん、おはようございます。

平成27年第4回鮫川村議会定例会の開催に当たりまして、全議員出席のもとに議案のご審議をいただきますこと、厚く御礼を申し上げます。

また、議員皆様には、一昨日の鹿角平の林間コースのオープニングイベント、そして5月31日には館山公園の草刈り等のボランティア作業にご参加、ご協力いただきましてありがとうございました。クロカンの林間コース、関係者、大勢の皆様をお迎えして、特に招待いたしました学法石川、学法石川は今、全国的に高校駅伝では有名になりました。あるいは修明高等学校の陸上部の皆さん、そして、村内のランランクラブですか、ああいった子供たちの皆さんが日本のエースですね、圓井彰彦選手にもお招きをいただきご指導いただきました。こういったプロの指導をじかに受けたことで、また違った子供たちの夢が膨らんだのではないかと思います。まず皆さん方のご出席に御礼を申し上げたいと思います。

また、館山公園の草刈りのボランティア作業には、約70名の皆さんのご協力がありました。好天に恵まれ、予想以上の面積を刈り払うことができました。中には都合で早い時刻から作業をされた方や、当日、出席できないからって前日に草刈り作業などをされる方など、館山公園に愛着を持って、自分の庭だ、自分の公園だという思いがひしひしと感じられるような公園になったのではないかと思います。こういった皆さん方のご協力に御礼を申し上げたいと思います。

さて、平成26年度の村税につきましては、納税組合取り扱い分につきましては、継続期間の58カ年を達成することができました。完納に向けてご協力いただきました区長さん初め副区長さん、納税組長さん、そして全納税者の皆様方に心から御礼を申し上げる次第であります。

ただ、残念な出来事がありました。村県民税の特別調整義務者であります法人が破産しまして、5月の連休後に経営者が家族とともに行方不明になり、その後に自己破産の申し立て

の委任を受けた弁護士から通知が届きました。このため、個人の村県民税が未納となり、継続が途切れてしまいました。まことに残念なことであり、継続して完納されております納税者の皆様方におわびを申し上げたいところであります。

なお、納税組合取り扱い分の村税につきましては、完納となっておりますので、納税表彰式、組長会議につきましては今月21日の日曜日に予定しております。議員皆様方のご出席をお願いするところであります。

さて、今定例会でご審議いただく議案についてであります。報告案件が2件、条例議案が4件、平成27年度会計で補正予算、一般会計と6つの特別会計を合わせまして会計補正予算が7議案、合計11議案と2件の報告案件であります。このほかに人事案件1件を追加提案する予定にしております。

十分にご審議いただきまして、原案にご賛同賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶といたします。

○議長（星 一彌君） これで村長の発言が終わりました。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（星 一彌君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、鮫川村議会会議規則第120条の規定によって、

1番 遠藤 貴人 君 及び

2番 堀川 照夫 君

を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（星 一彌君） 日程第2、会期の決定の件についてを議題といたします。

会期の日程につきましては、過日、定例会の招集に当たり議会運営委員会が開かれております。その結果について議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、関根政雄君。

〔8番 関根政雄君 登壇〕

○8番（関根政雄君） 議長の指名がありましたので、議会運営委員会の結果についてご報告を申し上げます。

去る5月28日、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期、日程等について協議をいたし

ました結果、会期については本日から6月11日までの3日間とし、日程についてはお手元に配付いたしてあります日程表のとおりであります。

この会期、日程等にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げます、ご報告とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおりといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） ご異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は議会運営委員長報告のとおり、本日から6月11日までの3日間と決定いたしました。

---

◎一般質問

○議長（星 一彌君） 日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

---

◇ 宗 田 雅 之 君

○議長（星 一彌君） 10番、宗田雅之君。

〔10番 宗田雅之君 登壇〕

○10番（宗田雅之君） 平成27年第4回村定例議会において、2点について村に質問いたします。

1点目、新たな村づくりの具体策についてお伺いします。

第4次振興計画が策定され、今後10年間の新たな村づくりがスタートしたわけですが、急速に進む高齢化対策、若者の定住を図るための雇用の問題、誘客を図るための観光資源の整備など、具体的に今後どのように進めていくのか。

また、県が地域づくりなどの取り組みに補助金を交付する地域創生総合支援事業で採択された里山景観資源活用活性化事業の内容とその推進策とはいかがなものか。それをお伺いいたします。よろしくお伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、10番、宗田雅之議員の最初の質問、新たな村づくりの具体策についての質問にお答えを申し上げます。

第4次鮫川村振興計画は住民参加による村づくり委員会の議論、振興計画審議会のご審議を経て、3月の第2回議会において基本構想の議決をいただいております。基本構想は村づくりの理念、これからの村づくりの大きな方向性や重点的な施策の構想を示しております。これらに個別分野ごとの基本計画を加えたものが振興計画となります。計画書として編集し、村民の皆様にお配りするには、しばらく時間を頂戴したいと思います。

振興計画には具体的な事業名や事業費などは計画されておられません。これらについては、第3次振興計画と同様に、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域自立促進計画により具体的な事業を計画することとしております。ことしは計画の見直し年度となっており、振興計画に沿った過疎計画を策定することになります。

過疎計画は歴史のある計画で、本村は昭和46年に過疎地域の指定を受けております。昭和30年代以降、高度経済成長の中で農山漁村地域から都市地域に向けて若者を中心に大幅な人口移動が起きました。過疎法は人口減少に伴い、地域社会の活力が低下したり、生産機能や生活環境の整備がおくれている地域について特別な措置を講ずることを目的としてきょうまで改正を繰り返し、平成22年の改正でハード事業だけでなく、医療人材の確保や公共交通対策、そして買い物支援対策などのソフト事業も実施できるようになりました。

また、昨年成立しましたまち・ひと・しごと創生法により、国のまち・ひと・しごと総合戦略を勘案し、福島県と各市町村は、今年、総合戦略を作成することになっております。本村もその準備に着手したところであります。

創生法の目的は、第1条で少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するとされております。これを施策として具体化したものが国・県・市町村の総合戦略であります。今回、過疎計画とともに総合戦略を第4次の振興計画の具体的な事業を実施するための実施計画として位置づけ、振興計画の具体化を図ってまいりたいと思います。

さて、議員がおただしの高齢化対策であります。暮らし続けられる生活基盤を維持し、健康で生きがいを持って毎日過ごすことができ、病気や介護が必要になったらしっかり支援

が受けられる環境を引き続き整備していくことであると考えます。除雪や集落環境の維持管理の支援、買い物支援、医療人材の確保など、過疎計画を中心に国や県の制度を活用して対策を講じていきたいと考えます。

第4次振興計画の村づくりの基本理念は、「村民が世代を超えてつながり、支え合い、一人一人が輝く村づくり」「つながりで支え輝く村づくり」であります。高齢者の皆様が知恵やわざの伝承を通じて子供や若者とつながることができ、生きがいを持ち、子供や若者は数が少なくとも一人一人が能力を高め、高齢者の皆様の知恵やわざの伝承を通して村の伝統や文化とつながり、それを発展させ世代を超えて村を支えるということであります。高齢者の皆様には生きがいを持ってもらうことは、高齢化対策のみならず村づくりにとってとても大事な、大切なことであると思えます。

第4次振興計画の重点構想では、高齢者と子供がさまざまな交流ができる施設の整備、中心市街地、空き家、集落対策等についても検討することになっております。議員の皆様方にもご提案を可能な限り取り入れながら、過疎計画や総合戦略の中で具体化、具現化させていく所存であります。

次に、若者の定住を図るための雇用の問題についてのおただしであります。地方創生法に基づき策定する地方総合戦略では、人口の分析を行い、人口ビジョンを作成することになっております。

人口の分析については、鮫川村でも基本的な部分については完了しております。その結果、予想されたことでありますが、転出が転入を常に上回っており、高校、大学進学等の年齢層の転出が著しく、この転出部分に戻るものがなく人口の減少につながっているという状況が現在まで続いていることが確認できました。

過疎地域の雇用環境は、経済のグローバル化により、地方に進出した企業のうち、低付加価値、低賃金部門を中心に海外移転が進み、その結果悪化しており、鮫川村でも新規の企業誘致が困難な状況であります。また、役場、郵便局、農協も行政改革、民営化、合併等により従来のような雇用は望めなくなっています。

このような環境を踏まえた上で、若者の定住を図るための雇用について総合戦略を策定していくこととなりますが、ここで大切なことは、学生や保護者、若者がどう考えているかあります。本当に雇用があれば村に定住するのか、親も望んでいるのか、雇用の内容は安定的であればなんでもよいのかなどと意向をしっかりと把握した上で、雇用の総合戦略を策定する必要があると考えます。

第4次振興計画では、若者の雇用については多様な仕事づくりという観点から、従来の誘致企業への会社勤めという選択肢だけでなく、農村環境や資源を美化したり、高齢化社会の暮らしを支える中から、若者みずからが起業するなどの選択肢もこれからは必要であり、起業意欲のある若者の支援も重要であると考えています。

従来の企業誘致による雇用の確保という点では、先般、泰斗工業跡地にバイオマス発電所などにチップを供給するチップ製造業の誘致の話がありました。宅地に近いということで騒音や粉じんの懸念があり、泰斗跡地への誘致は断念いたしました。ただ、村には未利用の土地がたくさんありますので、お話のありました事業者には引き続き村への進出を検討を願っております。

また、従来と違う仕事の誘致という観点では、社会貢献事業を行う財団法人による犬の保護施設のお話もありました。福島県の震災復興事業の一環として、災害により飼育が困難となった犬をお預かりし、災害救助犬や盲導犬などとして訓練する施設の誘致のお話であります。鮫川村にふるさと留学経験のある方のつながりから、村に検討を重ねてまいりましたが、現状では進出困難との先方の判断によりこのお話は解消しております。財団の中には日本盲導犬協会の役員の方もおり、また、スタッフにはアメリカで訓練士の資格を取得した女性スタッフもおりまして、そこに若い女性の雇用の場として期待したわけではありますが、実現には至りませんでした。

今後期待される雇用としましては、村の光ファイバー網を利用しましたIT関連ソフト事業の誘致による雇用創出なども不可能ではないと思います。もちろん、村の若者が起業してもよいわけであります。

また、今年度、地方創生交付金事業の先行事業として鮫川村が行う事業は、村の若者に新しい雇用を創出するための事業であります。内容は、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーを活用しました園芸作物の栽培であります。村が大型ハウスを建設し、公設民営の方式で参加者の初期投資を低く抑えて、村の青年に村の基幹産業である農業に夢と希望を持って挑戦していただきたいと願う事業であります。今年度は実証試験や先進地研修などを予定しております。

また、調理師学校と連携した特産品の開発生産も計画しております。今年度は施設の整備と特産品の試作等を予定しております。

大正9年に初めて行われました国勢調査では、仕事は3万5,000種類あったそうであります。それが現在では、厚生労働省の日本職業分類では2,167種類だそうであります。高度経

済成長の過程で仕事の多様性が切り捨てられ、工業社会に必要な仕事のみが残っていった結果と言えるかもしれません。

第4次振興計画の基本構想の中では、既に日本の社会は第3次振興計画が目指しましたまめな暮らしの時代に入ったのではないかとの認識を示しております。雇用や仕事はまめにつくり出していく時代がそこまで来ているのではないのでしょうか。鮫川村に進出いただける企業があればもちろん大歓迎であります。一方、農村環境や資源を生かした仕事や、雇用をみずからがつくり出していくこともこれからは重要であると考えております。

次に、おただしの誘客を図るための観光資源の整備についてであります。今年度国の地方創生交付金事業の先行事業で、鹿角平観光牧場をスポーツエリアとして整備するための基本構想を策定する予定であります。

鹿角平観光牧場につきましては、第3次振興計画の基本計画に基づき、クロスカントリーコースなどを整備してまいりました。第4次振興計画においても、引き続きスポーツエリア計画を推進し、スポーツ合宿の誘致を推進するため、陸上トラックなどの整備を検討していきたいと考えております。

また、県地域創生総合支援事業による里山景観資源活用活性化事業により湯の田温泉の利活用計画を策定する予定であります。この湯の田温泉は、昨年、議員の皆さんの賛同をいただきまして、高額な金額を出しまして村の土地になった施設であります。湯の田温泉の利活用を、ことしは十分投資した効果が上がるように策定してまいりたいと思います。

また、鮫川村では、クライנגルテンを実施するための準備として、講演会や勉強会、視察研修などを行う予定です。クライングルテンというのは、市民滞在型農園であります。こういった事業を実施して遊休農地の解消を図ってまいりたいと考えております。

また、館山公園を初め、観光資源の美観を維持するためには草刈りが欠かせない事業であります。昨年までは緊急雇用対策の補助事業で、村がシルバー人材センターに草刈りを委託して、年に数回実施したわけですが、この事業が終了したため、それにかわる事業として県の事業で草刈りを行うことにしたものであります。

最後におただしの里山景観資源活用活性化事業がこの事業であります。この事業により村の負担はなしで館山公園の草刈りができるのではないかと思います。こういった事業を申し上げ、10番、宗田議員の1つ目の質問の回答とさせていただきます。大変長くなりました。

○議長（星 一彌君） 宗田君。

○10番（宗田雅之君） 再質問をさせていただきます。

雇用の問題は、これは世界的なグローバル化によって地方に、そして日本に、もちろん地方には来るのがなかなか困難なご時勢でございます。そのためにも地場産業の育成、これは私、何度も質問させていただいております。地場産業育成があれば雇用、新たな企業が来なくても可能な面もかなり多くあると思っておりますが、地場産業育成の問題で、まず「手・まめ・館」「さぎり荘」などの人材育成、私何度もやっておりますけれども、そういう勉強会、これはぜひともお願いしたい。そういう思いで、これは再度私は載せました。私ら職員もその場所、場所についている従業員がやっていないと言っているわけじゃなくて一生懸命やっているのはわかります。ただ、今、こういうご時勢でございますので、今以上のスキル、技能のアップは、これは大事なことであります。そのためにどうしても勉強というのは必要であり、それによって地場産業がますます、雇用の場が、人が人を生む、そういう基本育成が大事だと思っておりますので、その点についてお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 10番、宗田雅之議員の「手・まめ・館」の今、職員の環境、接待技術とかというご質問であろうかと思いますが、何せ「手・まめ・館」の職員は農家の主婦の皆さんの集まりの場であります。ただ、それに甘んじることなく、しっかりと笑顔を忘れずに楽しい職場でお客さんには愛きょうという、それにそういう申し上げはしておるところであります。

「手・まめ・館」は鮫川の農業の振興の、私はシンボリックな存在ではないかと思っております。

「手・まめ・館」の人气が鮫川の農業の振興につながる。こういったことで、十分指導しながら今、営業しているところでもありますので、たびたび皆さんのご意見を頂戴しながら、皆さんも直接、ふぐあいがありましたらばご指導いただければと思っております。

また、新しい産業の、雇用の場の創出ということで、今ほどお話ししました大型ハウスを導入して、農家の皆さんの元気を、そして、夢と希望を持った生産に当たっていただきたい。命の産業に誇りを持っていただきたい。こんな事業が今、大型ハウスで計画しているところでもあります。

ただ、これに乗ってくる青年がいるかどうかは、これからの、皆さんと一緒に行動しながら、それぞれの地域の代表者を1カ所に集めて、そういったハウスで頑張ってもらう。あるいは、今ほど申し上げましたクライנגルテンもそうかと思っております。鮫川の遊休の地、寂れた集落に入っていくまして、都市との交流によって農地を活性化し、その地域の活性化にもつながる。こういった、鮫川に滞在してもらうことが、鮫川の村民と触れ合うことが、村の

よさを知ってもらって永住につながる。そういった思いでの事業でありますので、ご理解と、また、「手・まめ・館」の指導も、引き続き皆さん方の直接の指導もあわせてお願いを申し上げ、回答とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 宗田君。

○10番（宗田雅之君） 村長の勉強というか、そういう機会、職員にそういう機会を与えてほしいんですけども、その点について再度お伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 大事なものは接客の技術、あるいは新しい商品の開発かと思われまして。新しい商品の開発には東京農大の栄養学部の先生方、あるいは日本調理師学校の郡山の事業所の指導をいただきながら職員を送り、新しい商品の開発等を研究させていただきたいと考えております。

○議長（星 一彌君） 宗田君。

○10番（宗田雅之君） 村の主力産業は、私もやっぱり1次産業だと思っております。農業だと思っております。この農業をどういうふうに将来的につくっていくか。これが将来像だと私は思っております。

そのためにも、今まで、まめで達者な村づくりでまめを推進してきております。今、村長が言ったように新たな商品の開発、こういう新たな商品の開発のビジョン、そういう新たな商品の、例えばどういうものが候補に挙がっているのか、そういう案があったらばお答えをお願いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 10番、宗田議員の再質問であります村農業の将来のビジョンであります。まず、まめで達者な村づくりが始まったいきさつが遊休農地の解消であります。そして、遊休農地の解消には昔とったきねづか、農業の一番豊かな農業経営を営んでいた昭和30年代、40年代の活躍者のわざも出番をお願いしたということでもあります。

それで、一つは農業の活性化もそうありますが、鮫川村の村民に誇りを持ってもらうにはということで、この鮫川村に住んでもらうことに誇りを持ってもらう。それはきれいな村づくり、きれいな環境の中でごみのない村づくり。里山景観のしっかりした、里山景観というのは田んぼや畑が整然と耕作されている。大変、今、生産費割れしているような農産物価格の中での農業者の頑張りであります。こういったことに期待するうちに、いろいろ皆さんが誇りを持ってきました。

特に、この誇りを持ってきた数字は、10年前の第3次振興計画の策定のときの中学生のアンケートの結果です。鮫川村に住んでみたいですか、住み続けますかというアンケートの答えの中に、住みたくないという子供たちが70%いたそうです。今、10年後、第4次振興計画の中で中学生の意見を聞いたところ、逆に70%の子供たちが住み続けたいというお答えを出したそうです。それは、子供たちがこの環境に、この里山の景観に誇りを持ってきた。こういったことが私はつながっているのではないかと思います。

こんな中で生まれたこの環境を今度は逆に利用して、農薬あるいは化学肥料に頼らない農産物を生産して、皆さんで有機農業に取り組んでというのが堆肥センターの建設です。この堆肥センターそのものもそうですが、土壌というのは5年、10年ではもとに戻りません。やっぱり長い蓄積が必要です。

これから先、皆さんの努力が必ず、私は命の産業である農業に、食料品を生産する農業に希望を持たせる鮫川村に、自分らが汚さなければ汚れない地域である。そういうことですから、その辺、1年、2年で答えが出る産業ではないと思っております。

この辺、宗田議員もご理解の上、有機農業というのは農薬を使わなくなってから5年過ぎないと生産市場に出すこともできません。鮫川の堆肥センターはまだまだ素人の堆肥です。これが良質な堆肥になるまでは落ち葉の利用が一番大事です。堆肥センターの副次材の一番は落ち葉なんですね。この落ち葉が今利用できません。これは議員ご承知のとおり放射線量が高いからです。これが恐らく今年度の、27年度の落ち葉からは利用できるのではないかと、そういう期待をしております。

こういったことで、長くはかかりますが、この有機農業で得られた食品、消費者との交流によってこの付加価値を知っていただき、市場の価格より何割か高い値段で取引いただければ、農業にもっと自信が持てるのではないかと思います。そういった支援を、そういった交流を、そういった消費者をぜひ皆さんの力で都市との交流の事業の中で見出して、生み出していくという、そういう努力が必要であろうかと思いますが、こういったことにも協力をお願いし、お答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 宗田君。

○10番（宗田雅之君） 今、村長が言ったようにそういう思い、思いを伝える。伝える努力というのも、またこれ、大事なことであって、相手に伝わって初めてこういう施策が、安全・安心な無農薬の有機農業の野菜をお客様に購入していただけるのではないかな、そういう思いでございます。まず、それを期待したいと思います。

あと、環境の問題でございますが、まず、館山は今本当にきれいに整備され、ここ数日、私のうちのほうからきれいに見えます。本当にすばらしい館山だなと思って実感しております。

それとあわせて強滝の問題、これは鮫川村の玄関口で私はあると思っております。この強滝は村のホームページにも掲載されて、これは全国的に恐らく見ていただいていると思います。強滝の整備をすることによって、誘客をもっと図れるのではないかな。

以前にもここの強滝の問題は私、提案させていただいて質問しました。特に杉の問題、当時は杉を1本植えると子供の教育、これが成り立つ。杉山をつくれれば子供の教育が全部できる。そういう思いで先祖代々杉山を植えてきたのは私らはわかります。ただ、現在はちょっと杉は本当に安くなって、邪魔と言ったら大変農家の方には失礼だかわかりませんが、そういうご時勢になってきていると思います。

そこで、どうしても強滝に杉山がたくさんございます。あの杉山を村として早急に対策を打つ、そういう考えはあるか、村長にお伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 10番、宗田議員の鮫川の強滝の景観であります。この問題も5年ほどになりますか、やはり議員さん方からお願いされまして、提案されまして検討させていただきました。

どうも、当時は5年前ですか、それほど杉の値段もほどほど、震災以降随分下がりましたけれども、ほどほどの値段ではありましたが、どうも村の提示した価格と倍近くの差がありまして、中断して今日に至っているというところであります。こういった、あの強滝の景観をもうちょっとグレードアップするには、そういった山を村で買い上げて手入れする必要があるのではないかとも思っております。

この辺、また財政的にもいろいろ都合もあります。皆さん相談しながら強滝の景勝地をもう少し磨きをかけてもいいのかなという思いもあります。その辺、具体的にどのくらいの金額が必要か。あと、地権者が5年前とはどういった考え方で思っていたのかなと、その辺あわせて検討させていただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 宗田君。

○10番（宗田雅之君） 費用対効果というのがございますが、強滝は私らはあそこを通ったときに、村に及ぼす影響、村に対する村の将来像の未来像を描いたときに、あその景観は村の宝であると思います。今、クロカン、鹿角平の話も出ています。クロカンあわせて強滝、

ああいう景観を整備することによって、これ、先祖から受け継いだ本当にすばらしい景観であり、滝であると思っております。それを磨くことによって村の将来像が、あそこに誘客を図ることによって、ヤッパのその流れが「手・まめ・館」、館山、そして湯の田温泉、そういう流れが必ずできると思っておりますので、ぜひともそこは、お金は多少かかっても後の効果というのは大きなものがあると思っておりますので、ぜひともお願いしておきます。

あと、高齢者対策でございますが、現在、国の施策は在宅介護、これを推進している。これは行政の方もほとんどの方が知っていると思っておりますが、元気なうちは高齢者は確かにいいわけなんですけれども、動けなくなったとき、そういう在宅介護の問題、そういう対策を早急に立てなきゃならない。

例えば第4次振興計画は10年スパンでこれをやりますけれども、10年後を考えたときに、今の団塊の世代の方が後期高齢者に全部入ってきます。こういう高齢者が一気にふえたときに、村としてどういう対策を打っていくのか。環境問題、今言った、何回も質問で出ます道路の愛護の問題、河川清掃の問題、多くの諸問題を抱えております。これらの対策を早急に立てなきゃならない。あとは個々に生活できなくなったときに集合住宅なんていう案もあると思っておりますが、そういう案も早急に立てなきゃならない、現時点に来ているんじゃないかと思っておりますが、その点についてお伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、10番、宗田議員の高齢化対策であります。高齢化率を下げるには、一番はやはり若い世代が鮫川に住んでくれるということでもあります。この若い世代が鮫川にいかにして住んでくれるかをいろいろと今考えているところであります。

私は一番はやはり学力の向上、高校、大学を選ぶのに子供たちに大きな負担をかけている。子供たちにかけているというか、お父さん、お母さん方にかけている。この辺を村でお手伝いできないかという思いであります。

高齢化対策は今の鮫川村の施設でいいのかという思いもありますが、これはこれで、余り施設をふやしますと介護保険税がかかります。介護保険税は自分で負担しなければなりません。その辺はご理解をいただきたいと思っております。

また、元気なお年寄りをつくるために、皆さんでいろいろ、特に鮫川村は各大字で取り組んでいただいている事業があります。こういった事業を利用しながら元気なお年寄りを最後まで充実できる家庭で介護できる、そういった村になればいいのかという思いで、今、いろいろと事業を計画しているところであります。

きょう、今議会の中でも子供の教育についていろいろ質問がありますが、その辺と重なりますので、そちらのほうでお答えさせていただきたいと思いますが、こういったことで高齢化対策よりも私は若い人に選んでもらえる、住んでもらえる村づくりを皆さんで考えて、この高齢化率を下げようという思いで、今、前向きに考えているところでありますので、お答えをさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 宗田君。

○10番（宗田雅之君） 昨今、石破地方創生大臣が限界集落が一步進んで限界町村になるであろうと、そういう言葉を発しておりました。この定住人口の確保、維持は、各自治体に与えられた本当の責務であると思っておりますので、ぜひとも具体的に今後一つ一つの事業を早急に進めていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

2点目に入ります。

勿来・浅川線の危険箇所の早期対応についてお伺いします。

現在、多くの予算を投じて内ヶ竜よりの拡張工事ができ上がろうとしていますが、この路線は全線にわたり狭く、早期の対応を村に要請しているところであります。特に中内地内の一部が狭く、事故が多く発生しているのが現状であります。地域住民の安全・安心、そして、村の基幹道路としても大変重要な道路と認識しておりますが、今後の対応策をお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 10番、宗田議員の2つ目の質問でお答えを申し上げます。

ご質問の主要地方道勿来・浅川線は、いわき市錦町大島を起点とし、浅川町東大畑までの総延長47キロの路線であります。村内分の延長は約15キロであります。

このうち、農免農道東野中部地区で整備した村道内ヶ竜・滝ノ下線の交差点からいわき市サカイに向かったの未改良区間は急カーブが多いため、見通しが悪く、幅員も狭いため、普通車同士でも交差することができず、避難所等の広い場所を利用して交差しているのが現状であります。公共交通機関がなく、自家用車に頼る地区住民にとりましては、通勤通学はもちろんのこと、生活路線として重要な路線であることを考えております。

村では県に対しまして主要地方道勿来・浅川線道路改良の要望活動を長年にわたって行っております。県知事に対しましての要望活動も行っております。その際には議長さん、議員

さん方にも同行をしていただきました。

このほかに、毎年5月ごろに開催されます、ことしは5月20日に開催されました事業調整会議の中で、継続して要望を行っております。この会議は県南地区を管轄する福島県県南建設事務所長と建設事務所の各課長、棚倉土木事務所長と土木事務所の業務課長が出席し、国道の改良や河川砂防の改修等について協議をされる場です。この中で本村の現状を丁寧に説明し、早期に対応していただけるよう要望してまいりました。

こうした長年の活動が実を結び、内ヶ竜地内の砂防ダム付近の改良工事は、平成18年度から21年度までの4年間で240メートルが完成しました。現在は村道内ヶ竜・滝ノ下線の交差点から檜久保地内に向かっての未改良区間770メートルの改良工事の施工を行っております。

ご質問にありました中内については、ことし開催されました事業調整会議の中で、中内地内から遠ヶ竜地内の未改良区間900メートルを今年度調査設計に着手しますと県から案が示されました。特に、この遠ヶ竜までの地内は毎年、皆さんもご承知です、5月4日に、恒例になりましたフリースタイル、モトクロスの全国大会が催されているんですね。当日は2,000人ほどの観客で車も1,000台ほど通るんだよね。みんなたまげている。こんな道路があるのかと。この辺は県のほうに十分お話しておきました。この調査が始まるということですから、調査後には道路ののり面が示されると思います。

主要地方道勿来・浅川線は、県が管轄の道路であるため、村が直接事業を進めることはできませんので、あらゆる機会を捉え、未改良区間の整備に向けた要望活動を展開する考えでありますので、議員各位のご協力をお願いいたします。

また、道路改良工事を早急に進めるには用地の協力が必要であります。用地交渉に問題が生じた際には議員さん方のご協力もいただきたいと考えておりますので、あわせてお願いを申し上げ回答とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 宗田君。

○10番（宗田雅之君） 私もこの問題、この道路に関しては三度か四度やっております。村の、私、個人的には正直言って村の基幹道路として認識しております。というのは、この道路が改良されることによって、恐らく白河の方、棚倉の方、あの近辺の方はこの道路が改良されれば、恐らく石川、古殿を回っていわきには行かないと思います。これ、3.11の震災のときには、あそこはかなり多くの車が通っております。こういう村の大事な基幹道路を早いところ改良していただき、まして客が、人が動けば、「手・まめ・館」、村の産業にも相当よい影響を及ぼすものと思っております。

また、今、村長が言ったようにバイクであれだけの、私もことし見学に行ってきました。あれだけの人を集める、本当にすごい一大イベントでございます。そういう事業をやっているときに、ああいう道路では大変来ていただく方に申しわけないなど、そういう思いで現状を見てきました。ぜひとも早期の対応をお願いいたしまして、私の質問を終わります。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

---

◇ 関 根 政 雄 君

○議長（星 一彌君） 8番、関根政雄君。

〔8番 関根政雄君 登壇〕

○8番（関根政雄君） 今回の平成27年第4回6月定例議会におきまして、次の3点におきまして一般質問をさせていただきたいと思っております。

第1点目、生活道の整備支援及び原材料支給事業の充実についての質問であります。

本村は広大な面積を有し、山間地帯に点在する集落にて生計を立てている特に高齢者世帯が年々ふえております。近年、幹線道の整備は進んでおりますが、幹線道路から進入する私道のような生活道、いわゆる赤線、赤道の距離が、また、村道の距離が長い世帯の要望に対して、所要の砂利の提供や敷き込み車両、機械の提供支援を図るべく生活道の支援事業を推進をすべきではないかと考えております。

また、原材料支給事業には既に村内の農道や公道の整備には住民との連携により推進されておりますが、さらに砂利の支給や原材料を支給する下地の砂利の支給ですね、基礎となるべく砂利の支給や掘削機械、運搬車両等の提供をする支援策をさらに拡大をして見直すべきと考えております。集落間の「結い」や「きずな」を深める環境維持事業をさらに村として推進するべく、村長のご所見をお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の最初の質問であります道路についてお答えを申し上げます。

村が管理する村道、林道等の整備については、過疎計画並びに辺地計画に基づきそれぞれ改良整備を図っているところであります。ご質問にある生活に密着している道路であって、補助事業の該当が難しい道路のほとんどが法定外道路と呼ばれているものであります。

法定外道路とは、俗に赤道や赤線と呼ばれており、その多くは昔から地域住民などによってつくられた里道で、道路法の適用を受けないものであります。

法定外道路は地域に密着した形で地域住民の公共の用に供されているため、集落などの地域ごとに手入れをしておりましたが、平成21年7月に開催されました村政懇談会の中で生活道路や水路の整備に原材料を支給できないかとの意見が出されました。

こういった意見を踏まえ、地域の環境整備と連帯感の醸成、地域の享受につながるものと考え、平成21年9月から原材料支給事業を開始させていただきました。平成21年から26年までの実績は、道路整備に伴う生コンクリート支給が29カ所で金額的に725万430円です。水路整備などに伴う中古のU字溝などの2次製品の支給が31カ所となっております。

生コンクリートにつきましては、当初1行政区20立方の支給でありましたが、施工延長が中途半端になると各行政区から意見があり、道路幅員が3メートル、厚さ10センチとしたときに100メートル施工できるように平成24年度から1行政区当たり30立方を現在支給しております。

地域によって異なりますが、ある地域は農道であり、生活道路でもある法定外道路を原材料支給事業で生コンクリートの支給を受けて施工しました。その際、路盤づくりを若い世代が休日に行い、平日の生コンクリート施工はおじいちゃん、おばあちゃん世代が行うことで、地域にまとまりができたと聞いております。また、これが議員さんのおっしゃる「結い」や「きずな」なのではないかと思えます。

原材料支給事業を要望される地域を見ますと、中山間地域直接支払交付金事業をうまく活用しながら砂利などを購入し、実施しているところが多く見受けられます。また、中山間地域事業第4期が今年度から平成31年度までの5年間継続されることになりました。これも立法化になりましたから、恐らく5年、10年、20年と続く事業になると思います。こういった中山間にとりましては、とてもすばらしい事業であります。

今後も原材料支給事業と中山間事業をうまく活用していただきたいと考えておりますので、砂利などの購入については今までと同様に受益者負担でお願いしたいと考えております。

運搬車両などの提供につきましては、これが問題なんです。地方公共団体で所有する公用車は公有財産であり、行政執行の物的手段として利用されるべきものですから、地方自治法第238条第4項第1項の規定に基づき、原則として貸しつけなどは禁止されております。

また、地方公共団体の公用車が加入する全国自治協会の自動車共済は、公用車が公務に使用されることを前提として運営しており、公務に使用中の事故などを共済金支給の対象とし

ていることから、貸しつけした公用車で万が一事故が発生したときには、共済金支払いの対象となりませんので、運搬車両などの提供については難しいと思われます。当分の間は現在の事業を継続してまいりたいと思います。

今後、状況の変化に応じて検討していきたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（星 一彌君） 関根君。

○8番（関根政雄君） 第1点目の生活道であります。赤道という法定外の道路、生活道がかなり距離があるところの地区が多くあります。富田地区、また、渡瀬越虫地区、江堀地区等々、県道、村道から約1キロも入らなくてはならない村民の方がおいでになるのは村長も知っているかと思いますが、各区長さんがさまざまな要望を区長会等でお持ちをして、村のほうに要望されるような、組長を通して、また、区長さんを通して、あその道は非常にわだちが激しいと。そして、そこに砂利を何とか支給してほしいというような要望が担当課のほうには出されておりますが、それらの要望に対してやるかやらないか。支給をするかしないかという基準というのは、村にあるのでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 要するに私道なのか。あるいは私道であっても、その奥に皆さんの共有地とか作業する田とか何か、そういった私道とあるいは公益に使われている道路なのか。完全に私道の道にはそういったお願いされてもこれは無理だ。ただ、奥によその人の田んぼがあるとか畑があるとか、そういった地区もあるんです。公共性が高い。その辺を、公共性が高いのか低いのか、これは組長さん、あるいは区長さん方とも相談しながら、担当者は区分けしているようではありますが、私道には今まではこういった支給はなかったかと聞いております。

○議長（星 一彌君） 関根君。

○8番（関根政雄君） そういった基準があるというご答弁ですけれども、赤道という私道ではない。しかしながら、奥に耕地がなくてもその方がお住まいになっている生活道には変わりはないわけではありますが、過去に区長さんによって敷かれた砂利をいただいたという地区もございしますが、そういった受益者、早く言えば村民ですね。特にひとり暮らしの高齢者がいらっしゃいます。そういった方々の要望に対して、住民サービスの一つとして砂利敷き、または路盤の成形をしてあげるというのは行政サービスの基本的なことではないかと思えます。

江堀地区のある進入路を担当課に調べていただければ、私道だと当初言っておりましたが、調べたら赤道だったようですが、そういったところを本当に1人でお住まいの方、または高齢者の方が敷いていただきたいのか。いただかないのか。いただきたいでももうおらは死んでしまうからいいと言われるのか。そこをきちんと調査の上、いや、砂利を敷いてくれるならばありがたいと、ただ、おらげでは20立方ももらっちゃって不思議だよという声が必ず返ってきます。

そういったときに、技術者、材料支給に飛びますけれども、隣の古殿町では材料支給は2段階あります。うちの村のようにコンクリート、原材料支給するのが1つ、2段階目は業者と提携をしております。実はダンプ、ミニバックホウ、これは資格がないとできませんので、そういったオペレーターつきで1日幾らなのかということも町が業者と提携をしておいて、今言ったようなどうしても地区に技術者がいない、また、車両もない、リースするしかないという方々の地区に限り提供するという、そういう支給事業がございます。

ですから、私が何を言わんとするかというのは、そういった、本当に地元の方がお困りになっているところのこういった材料支給の拡大、さらにはさっき村長が答弁しました村の車両、それからダンプをお借りするということでなくて、そういった業者さんにきちんとした契約をした上で希望をとり、提供するということができないか否か。村長、ご所見をお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、関根議員は合併をしない村ができる事業だと私は思います。その辺を指摘したのではないかと思います。そういった心配りができるから合併しないで、私ら自立の村を選んだ村民が多いわけです。

ただ、私道と公道でいろいろ、今、村では区分けしておりますが、この基準はできるだけ守ろうと指示はしております。ただ、いろいろ事情があり、例えば私道であっても深く調べたところ赤線であったりする。できるだけ私道を赤線に変えながら、そういった砂利敷きをやらせてもらってはいかがかと今考えております。

職員にはそのように、私道というのは恐らくそうないと思いますよね。ほとんどが赤線に変えてもいいのではないかと思います。こういった指導をしながら、そういった高齢者のお手伝いができるかという思いであります。

また、村には2トンのダンプがあります。このダンプはそのために私は買ってあるものと思っておりますので、どうぞ、原材料支給事業に供するのではなく、そういった困った高齢

者がおりましたらばいつでも組長さん、あるいは区長さんを通じてお手伝いをさせていただく準備はありますので、どうぞ相談いただければと思います。

ただ、私道は困ります。私道でなく赤線にできるだけして対応をしてみたいと思いますので、その辺ご理解をお願いしたいと思いますし、これから先ですが、そういった機材まで村で準備できないかというお話ですが、村には5カ所の土建業者がおります。こういった人に相談いただければ私はいいいのではないかと思います。それぞれの大字に散らばって土建屋さんがおります。こういった地元の土建屋さんを利用しながらどうぞ原材料支給事業も取り組んでいただければと思います。こういったことで回答とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 関根君。

○8番（関根政雄君） 中山間直接支払制度も新しくなるようではありますが、なかなか協定間の組合からやめたいという方が全村の中にはかなりおられるという話も聞いておりますが、この制度、本当に末代まで続けばいいのですが、我が村は高齢化率がどんどんと加速化されておりますし、まして組内の草刈り作業もなかなか難しくなっているという話も本当に出てきておりますから、どうか戸数の減少化は本当に、なかなか歯どめがかけられない状況で、そういった中山間も末代まで続かないかもしれないということを先駆けて、電光石火、本当に困ったときにすぐに、何でもやる課という課が他の町村である課があるようではありますが、できるだけ早く区長さんを通しながら受益者の方々の要望にお応えできるように、そのかわりやっぱり受益者も材料をいただくだけでなく、我が村も敷くというような、敷いて一緒にやると、汗を流すということも、本当に、幾ら高齢者であっても、そのような方向でぜひとも対処する行政サービスを望みたいと思います。

それでは、次の、2番目の質問に入らせていただきます。

通学と就学支援策についての質問であります。

本村の高校生は本人の将来の夢や希望を大きな目標として、近隣町村の各高校に通学しております。在学している高校までの通学においては、交通手段がさまざまであり、各保護者が毎日の送迎に大変苦慮をしております。特に白河地方の路線バスにおいては、定数を大幅に超える学生の乗車率となり、いつ事故が起こってもおかしくないというような声もたびたび聞かれて、大変懸念をされているところであります。

これらの現状を勘案して、通学の保護者負担の軽減や就学時の下宿をする学生たちへの支援策の充実について、村長はどのようにお考えなのか、ご所見をお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の2つ目の質問、通学と就学支援策についてのお答えを申し上げます。

今、子供を育てている家庭の教育費に対する負担感は大きくなっています。特に、中学校を卒業して高校へ進学すると、今までかからなかった通学費の負担が重くのしかかります。家計の資金繰りが大変だと思われませんが、これが大学、専門学校等への進学となりますとさらに費用がかかってくるため、これらの保護者への負担を軽減するため、奨学金制度を設けていますが、今年度の奨学生選考委員会は去る5月20日に開催されまして、大学生3名、短大生1名、専門学校生1名、ほかに高校生が1名、合わせまして6名の奨学生を決定したところであります。

さて、高校生の通学や下宿への支援策の充実についてであります。全国的な事例を見ますと、少子化対策の一環として実施している自治体も数多くあります。特に、面積の多い北海道の自治体で実施している例が多くみられますが、下宿や学生寮、アパートや親戚先への宿泊、交通費等について支援金として交付している自治体もあります。

鮫川村においては、高校進学のための支援制度は奨学金の貸与、そのほかの施策では生活路線バス維持対策として、村営バスあおぞら号と福島交通が運行する宝木経由石川・鮫川線と埴・鮫川線のバスを利用する学生に対して、通学定期運賃額の50%以内の補助を行っています。

この事業は、平成23年度から実施しているところですが、参考までにこれまでの実績を申し上げますと、平成23年度の平均利用者が13名で助成金額は98万240円、平成24年度の平均利用者が19名で助成金額では147万3,150円、平成25年度の利用者は18名で助成金では145万4,850円、平成26年度の平均利用者が20名で助成金額では168万8,130円となっており、年々増加している傾向にあります。

次に、白河方面への進学状況ですが、鮫川中学校では学力の向上に力を入れており、最近では白河方面への進学が目立つようになってきました。平成27年5月1日現在の進学状況調査によりますと、白河高校の1年生が7名、2年生が4名、3年生が5名の合計16名であります。白河旭高校では1年生が1名、2年生が2名、3年生も2名の合計5名、白河実業が3年生1名の総勢で白河方面が22名の生徒たちが通学している状況であります。さらに通学手段を調べますと、JRバス関東の白棚線利用者が大半であります。家族送迎の方もいる

ようで、家庭により工夫を凝らしながら送迎をしているようであります。

今回、議員のおただしの白河方面への通学に苦慮しているご家族をというお話であります。今、村で考えられるのは鮫川村より白河市までの直接便、直接チャーター便などの利用を含め、生徒の通学の短縮、あるいは家族の送迎の負担の軽減化、いろいろな公平・公正間の中で別の施策はということで今検討させていただいております。

特に、ことしは白河高校が7名の受験生、7名の入学があったんですね。本当に子供たちの向学心に感謝を申し上げます。先生方の指導もあるんでしょうけれども。

私は先日、これも議員ご承知であります、白河市と取り交わしました定住自立圏構想の中でも、鮫川村の優秀な人材を、今まではどちらかということ進学校は郡山方面にも選んでおりました。こういった人たちを村から直接車を出すことによって通学時間短縮さえできれば、そういった子供たちが郡山まで行かなくても白河でも十分対応できるよと、そういったお話は保護者とお話を持ってきて、これを、チャーター便を実質実現したいな。お父さん、お母さん方が主導で、村がどのようにそのチャーター便に対して支援できるか。この辺もあわせて都会との子供とのハンデを村がカバーしてやる。こういったことで、鮫川の子供たちも町の子供たちと同じような条件の中でお勉強できる。そんな環境整備に努めるよう、早速手配をさせていただきました。白河方面に行っている保護者会を皆さんにお願いしまして、早い時期に集まってもらって、こういった支援を皆さんが一番望んでいるのか。その辺を検討しながら、この対策にも当たらせていただきたいと思います。

こういったことで、回答とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 奥貫 洋君 登壇〕

○教育長（奥貫 洋君） ご質問について、教育長としての考えを申し上げたいと思います。

まず、高等学校進学、現在中学生は99%、100%に近い進学率をしております。その中で、高校をどこを選ぶのかということは、当然保護者の皆様方がお子さん、ご家族でよく相談して、進学あるいは就職に有利な学校ということを選んでおります。いずれにしても、それぞれご家族はいろいろな面から考えて高校を選んでいるんだろうと思っています。

白河方面の高校につきましては、実際に現在通学している人たちの保護者のお話では、大変お金がかかるものですから、棚倉町の逆川、あそこまでお送りして、そしてそこから白河方面に行くと料金が安くなるということで、本当に大変だなということを考えております。

今、村長が申されましたように、そういうことができるなら一番子供たちにとっていいのかなど、こんなふうを考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（星 一彌君） 関根君。

○8番（関根政雄君） 村長の答弁にも白河直行のバスを運行するための話し合いを早速持ちたいということで、これは村長のみずからの教育の施策の1つだと思います。

それで、今、教育長のほうからも答弁があったとおり、高校を選ぶときに保護者の送迎を勘案せざるを得ない状況、要するに、うちのお母さんは棚倉方面に勤めているので修明高校、それから、矢吹の方面に勤めているから光南ということを選ばざるを得ない。こういった中学生の進路に大きく影響しているという話をよく聞きます。

逆に、保護者が子供のためにパート待遇の仕事にしかつけない。また、転職をせざるを得ないということも現実的にあります。これはなぜか。毎日学校まで送り迎えをせざるを得ない。クラブ活動をする大変遅くなるから、その間のパートタイムの仕事を見つけて、送り迎えをわざわざ行かなくても済むようにしているという保護者が実際いらっしゃいます。これがやはりうちの村の現状です。

早速白河方面の直行便のバスの運行を検討するというのは、本当に、20人以上もいる保護者にとってみれば、大変、今までにないありがたいことでもあります。矢祭町は町独自でバスを笹原経由で、保護者会が経営をするというか運営をしているようでもありますので、非常に教育行政とすれば先駆けているものと思いますが、ただ、1つは村長の言葉にありました公正・公平、要するに白河方面の運行だけでいいのか。それと実際下宿って何人いらっしゃるのか。郡山方面に行かれています子供もいらっしゃると思いますし、そういった現状の状況を踏まえて、そして何が一番、公平・公正に欠けたのではないので、光南高校に直接送っていている子は何の支援もしてもらえないのかという不満が出るかもしれません。朝一番で6時半の汽車に乗って郡山方面に行っている親御さんから、なぜ白河だけという不平も出るかもしれません。そういった公平・公正を、公正性に欠けることのない協議会か懇談会、また、現状把握をすべきでないかと思いますが、村長いかがでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、その辺がとても大事な支援策であろうかと思いますが、下宿という県内ばかりじゃないんですね。東京にも行っている家庭もあります。北海道の高校に学んでいる人もおります。いろいろあるんですけども、差し当たり今困っている、保護者

から相談された事案について対処しながら検討していきたいと思ひます。

最初、スタートは始まらないと今後とも来ないと思ひます。公平・公正を大事に思ひながら、まず、できることから手がけていこうかと考えておりますので、皆さん方からも恐らく公平に欠けるとか、公正に欠けるという批判もあるかもしれませんが、まず、そういった、今、困っている人たちを早く助けるには、こういった質問をされたときに、もう2学期から始めたいなど、そういう思ひでもあります。この辺をご理解いただき、皆さんと協力しながら、公平・公正を大事に支援策を講じていきたいと思ひますので、ご協力とご支援をお願いしたいと思ひます。

○議長（星 一彌君） 関根君。

○8番（関根政雄君） まずはスタートをしてみ、その次の手の打ち方を考えたいという答弁であります。どうか、子育て支援、さらには担い手育成、青少年教育、これは村の宝でありますので、ぜひとも充実した施策を近年中に打ち出し、そしてまた、子供たちがふるさとを大事に、鮫川村が大好きだというような担い手が育つことを願っております。

それでは、次の、最後の3点目の質問に入らせていただきます。

子供や高齢者に優しい村づくりの推進につきまして一般質問をいたします。

村内の子供の数は年々減少しているものの、村内には元気で優しい子供たちが活発に地域とともに成長しております。また、村の宝物である子供たちは高齢者の経験や知恵によって、家族や友人、地域を大切にすることを培っていると思っております。

村の中心部にはシンボルであります館山公園が年々花を咲かせて、村民の自慢の公園となりつつありますが、さらに各地域に高齢者と子供たちがともに利活用できる交流の場、みんなの公園を住民と協働で発案して整備してはどうかと考えております。

また、現在整備が済んでおります農村公園等の整備も含めて、新設公園の地域の公募、要するにこの地域にこういったものがほしいという、そういった、地域の方々の要望も含めて、支え合う村づくりと交流の場の確保について、将来的に村長、どのようにお考えなのか、ご所見をお願いしたいと思ひます。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の3つ目の質問であります。

第4次振興計画重点構想の子供・若者・女性の定住構想の中には、基本施策として安全・

安心で大人の見守りや高齢者と交流がある児童公園や広場などの居場所づくり、中心市街地に若者や女性が暮らしやすい高齢者や地域住民との交流のある施設、機能の整備などが提言されております。自由な遊び場は、子供の成長にとってとても大切なことであり、高齢者の見守りがある遊び場は、保護者にも歓迎されるのではないかと思います。

議員もご承知のことと思いますが、酒垂地区では集落で子供の遊び場をつくり、現在でも使用されているようであります。第3次振興計画のモデル集落計画のような仕組みで、子供の遊び場を子供の参画によりつくってみたいとの希望がある集落に対しまして、村が計画づくりのサポートをすることは可能であると思います。

中沢のめん羊の里、岩野草のコミュニティセンターなど、集落の皆様のモデル計画が実を結び、今も活動を継続している集落の取り組みもあります。

地域ごとの公園整備につきましてのご提案ですが、地域の要望やどの程度需要があるのか、維持管理はどうするのかなど、十分な調査検討が必要であるのではないかと考えます。

村には既に公園や景勝地があります。公園は館山公園を含めて6カ所であります。年間の維持費に450万ほどかかっております。村民の憩いの場や観光資源などとなっております。館山公園、江竜田農村公園、真坂農村公園、墓地石山農村公園、遠ヶ竜ふるさと公園、戸倉農村公園は鮫川村公園等設置条例により地方自治法の公の施設となっております。公園などを安心・安全に常に使用できるようにしておくには、維持管理が不可欠であります。経費の面からも全てにおいて完全には手が回らないのも事実であります。少子高齢化の時代に公園をどう経営していくか、差し迫った課題であります。

村では、昨年度までは緊急雇用事業でシルバー人材センターへの委託による草刈りなどの維持管理を行ってまいりました。この緊急雇用事業が26年度で終了となったため、県の地域創生総合支援事業による里山景観資源活用活性化事業として里山景観を維持し、地域経済の活性化、雇用の拡大を図ることを目的としました公園の草刈り、クラインガルテン、湯の田温泉の利活用計画の策定などを計画、申請しましたところ、新聞報道で議員もご承知かと思いますが、実施の指定を受けることができました。これで当面一般財源によらないでシルバー人材センターへの委託による公園の維持管理が継続できることになりました。

今後、振興計画や議員のご提案などを踏まえまして、公園などの交流の場の確保、あるいは要望等の調査ですか、施設のあるときにはしっかりと管理、利用してもらう。そうでないときには、それぞれの要望等を受け入れ、慎重に検討していく課題ではないかと思います。

こういったことで、8番、関根政雄議員の3つ目の質問の回答とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 関根君。

○8番（関根政雄君） 現在、村内には七、八カ所の農村公園も含めた公園があるということですが、もう既に長年たっている公園がありまして、あとは利活用も地域の方々が管理をしながら利活用されているかと思います。

ただ、ちょっと懸念して心配なのは、トイレ等の整備がいまいち、閉鎖されているというのも見受けられますけれども、こういった公園には水飲み場、それからトイレ等もあればそれが使えるというのが基本だと思いますし、また、遊具等々の整備、実際、遊んでけがをしないのか否かということも当然管理者の責任が問われるかなと思いますが、そういった事情、どの程度におなりになられているのか、おわかりであればご答弁お願いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の今の管理状況であります。それぞれ地区のお世話人に管理を委託させていただいております。今ほど、館山公園はこれは村で管理しておりますが、草刈り等には300万、トイレ等は村で管理しているな、トイレも。あと、ほかの5カ所はそれぞれの地区で管理させていただいて、管理費、草刈りまで含めて150万ほど支出をさせていただいております。

○議長（星 一彌君） 関根君。

○8番（関根政雄君） トイレ等の閉鎖状況はどうでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） トイレは今のところ順調に皆さん利用しているのではないかと思います。そういった相談は今ありません。ただ、冬期間は凍結防止のために閉鎖をさせていただいておりますが、4月からはいずれの箇所も開放しております。冬期間はどうしても凍っての事故が多いんですね。そんなことで、場所によっては凍結防止機をつけて年中開放しているんですけども、公園というのは人の集まらないところはどうしても利用頻度が少ないものですから、そういったことで閉鎖をしているところがあります。

〔「戸倉農村公園でしょう、今の」と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） 今係より、戸倉の1カ所が閉鎖しているようであります。この不都合は、どういったことで不都合なのか、係より説明をいたさせます。

○議長（星 一彌君） 農林課長。

○農林課長併任農業委員会事務局長（村山義美君） 戸倉の農村公園につきましては、あそこは通行量がちょっと多いということで、トラックとかということで、あそこにとめて、トイ

レを利用して、そのままトイレトペーパーがなくなってしまうとか、中のものが破損されてしまうということということで、あそこは余り地元の人にはトイレを使わないので、あそこは閉鎖ということで、地元で閉鎖しました。

あと、もう1カ所なんですけど、墓地石山の農村公園なんですけど、あそこはくみ取り式のトイレなんですけど、どうしても地元のほうに、今、管理は委託しているんですけど、ちょっとそこも管理が容易でないということで、地元の了解を得てトイレは使わないようにしております。水は出ますが。今の状況はこの2カ所であります。

以上です。

○議長（星 一彌君） 関根君。

○8番（関根政雄君） そういった諸事情で閉鎖をされているということではありますが、やはり、玄関先とトイレはどこに行ったってそのうちの顔だって言われるんだから、ですから、便所をつくっておいて閉鎖していたでは鮫川村は一体何を管理しているのということにもなりかねないと思います。どうか、これはいろいろな諸事情があるかと思いますが、やはり、夏期間だけ空けて、また冬期間は閉鎖するというような掲示板をつけるとも、やっぱりこれがきちんと、公共性の高いものであるし、これには多分国・県の税金が投じられてできているものであるかと思いますが、解消を心がけて開放してもらいたいと思います。

また、私が今回提案しているのは、地方創生等でもよくうたわれておりますが、やる気のある自治体、それから、アイデアのある自治体がきちんと手を挙げて提案をしたところにお金をつけますよということなので、こういったポケットパークとかみんなの広場を、酒垂のあの地区のあの広場が一番いい例だと思います。地域の方々が必要に駆られて用地を提供して、そこに造成をして管理までしている。要するに自分たちの公園なんですよね。

ですから、この地域に、例えば一つの例を挙げれば、この石井草という、石井草地域にこれだけの子供がいて遊ぶ場所がないと。地域の方々が一つとなって用地はこの辺がいいのではないかという、そういった提案、それを公募して、造成するには、また遊具を設置するにはどれぐらいかかるのかというハード面は村が支援しても、その構想的なものとかどうやって管理をするのかというのは、当然、村がつくったんだから草刈りは村だよということではなくて、酒垂方式の皆さんで管理をしましょう。しかし、私たちが提案したものに村が支援をしていただけるという、当然、花植えとか、それから汗を流すのにも子供にもやらせよう。そうやって協働のものができれば、末代その公園は地域の宝物であるしみんなが大事にすると思いますが、そういったものも含めて公募の仕方、村長に最後にご所見をお聞

かせください。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根議員の再質問になりますが、まず、最初の今ほど係よりご説明申し上げましたが、戸倉の里のトイレが、あそこ、係の者が今話したのは、交通が頻繁でというお話で、利用者が多いから閉鎖させてもらったとそういう聞こえ方がします。これはもってのほかだと思います。こういった言葉を私は職員にさせて申しわけないと思っております。交通需要が多いから、交通が頻繁だから、利用者が多いからトイレが必要なわけがありますから、この辺早速改善をし、オープンにします。

ただ、管理を地域の人をお願いしていたんですが、関根議員、その辺が問題なんです。つくることを望んでも、誰もトイレ掃除は嫌いますよね。つくることを望んだときには、最後まで地域でお掃除まで責任を持ってもらう。こういったことが徹底されれば、ぜひ、そういった質問にもお答えしていきたいと思えます。

今回の戸倉の里、これはすぐオープンにします。地域の人たちの協力がなければ、これは当然、交付税交付金を使った、補助金を使った事業でありますので、職員で管理をさせていただきます。

あと、墓地山石の公園ですが、これは地域の皆さんに再度お願いして、もし、利用がないときには取り壊します。こういったことをご理解をいただければと思えます。

あと、それぞれの地域での公園の設置ですが、まず、関根議員、大事なものはあるものを上手に利用する。あるものを利用する。ないもの探しはやめてもらいたい。そういった思いでありますので、今、村の公園では、各大字にある程度皆さんの要望で、今、申しあげましたように5カ所、あるいは村の中心地には館山公園、こういったのを、じゃあ、そこを利用しながら、新しい公園は必要なのかどうか、その辺十分検討してご相談いただければと思えます。まず、あるものに十分に皆さんで磨きをかけて立派に継続しよう、そういう思いを強く持っていただければと思えます。

○議長（星 一彌君） 関根君。

○8番（関根政雄君） 今後どんどんと高齢化率が高まる地域には、お年寄りの方が大勢いらっしゃることになる。また、少子化で子供が少なくなっても、本当にこいのぼりを見ると、うれしいんですね、村民。本当にこいのぼりとかおひな様があるということは、地域に跡取りが、また、子供ができたということで、地域の方々は本当にうれしいんです。

そういった高齢者と子供と一緒に支えることのできる広場という、決してお金をいっば

いかけるものでなくて、高齢者はやっぱり立ってはいられないんですね。だからベンチを、切り株でもベンチでもそんなに至るところに置くとか、ひなたぼっこできるところをつくるとか、若干木陰をつくってあげるとかということで、地域の方々の発案があれば、村が支援していくということで、ぜひとも建設的にご検討をお願いしたいなと思います。

今回、私は3点の質問をいたしました。共通のテーマはやっぱり行政の支援、補助金だけに頼ることなく、村民がみずから発案をしてみずから必要なものをきちんと責任を持ちながら行政の支援をいただくという、ともに汗を流すという観点から3点の質問をさせていただきました。きょう、何点も建設的な村長の答弁も得られた、また、教育長の答弁も得られたということで、感謝を申し上げまして、3点の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

---

◇ 北 條 利 雄 君

○議長（星 一彌君） 3番、北條利雄君。

〔3番 北條利雄君 登壇〕

○3番（北條利雄君） まず初めに、今回の村の統一地方選挙、議会議員選挙に当たりまして、立候補された全ての皆さん、それから、選挙を通しまして、行政や政治に関心を寄せられました村民の皆様に厚く感謝を申し上げたいと思います。私どもも含めて、これから議員としてその役割をしっかりと果たしてまいりたいと思います。よろしく願い申し上げます。

それでは、今回の定例議会に対しまして、大きく2点の一般質問をさせていただきます。

まず初めに、本村の最高執行責任者として、行政の規範とされてきた村長の座右の銘についてであります。

村長として3期12年間を間もなく満了することになりますが、本村の最高行政執行責任者として、多くの行政課題に取り組み、村民の命や生活を守るために多くの行政施策を展開されてこられたことに厚く感謝申し上げます。改めて村長として活動の原点となり、村民皆様に対する最高行政執行責任者としての行政の規範とされてきました、その礎となる座右の銘を改めて披瀝願いたいと思います。よろしく願いします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 3番、北條利雄議員の1点目の質問、本村の最高執行責任者としての

座右の銘であります、恐らく座右の銘、利雄君の職員時代に私が職員に戒めの言葉として申し上げてきた、あの二本松の霞ヶ城の戒石銘を言っているのではないかと思います、実はそうでなかったんですよ。期待を裏切ってごめんなさい。

私の礎となる座右の銘としてのご質問にお答えを申し上げます。

私の掲げております座右の銘は、平成11年村会議員に初めての出馬をさせていただきました当時の座右の銘「誠心誠意」であります。誠心誠意を掲げております。村の政治に、村政に村民の代表として参加するに当たり、誠心誠意をもって何事にも積極的に当たりたい。そういった思いで私利私欲を捨てて、公平・公正を私の政治の信条にと掲げさせていただきました。

以来17年になりますが、変わらず誠心誠意と掲げております。一部村民の方には、村長、掲げておる誠心誠意とはまるで違うのではないかと、そういう批判も頂戴しました。焼却炉の問題でありました。もう少し誠意を持って丁寧な説明をするべきでしょうと、そういうお叱りをいただきましたが、これはまことに申し上げておりますが、そういうことで、私は心にはそういった誠心誠意と掲げております。

公職につきまして、社会に恩返しと考えましたのが52歳のときでした。元気だけが、健康だけが取り柄の私に大きな転換が訪れました。それは初めての入院生活でありました。胃がんを患い、胃の全摘手術を医者より、医者というか弟でした。弟が内科医だったもんですから、弟に宣告されて、宣告されてから切るまで1カ月ですね、7月29日の、平成10年でした。それから1カ月、死のふちをさまよいました。初めて自分自身のことでの悩み苦しみ、痛みを体験することになりました。それまで人の痛みなどわかる人間ではなかったかと思えます。大変大勢の皆さんに心配をかけ、また、助けられて初めて人の情けや思いやりに触れました。ご恩返しのつもりが、あと何年かなという思いだったんです、当時は。あと2年かな、3年かな。おやじが5期もやったんだから、せがれ1期もできないと笑われちゃう。そういった思いで出させてもらったのが17年前です。

おばあちゃんに怒られました。「あんた、おじいちゃんの選挙のたびに大変な小言を言ったんじゃないの。自分がそういうことになったの。」そういったお叱りを受けながら、政治への村政に入ったのが入り口でありました。

9月に今ほど申し上げましたように手術をしました。そして半年後の翌年の4月に、平成11年に村の議会議員選挙がありました。無投票でした。2期目、議長就任で4カ月であいつた村長の辞職がありました。それで、議員さんに推されて村長に立候補。これも無投票で

した。以来、12年間であります。これからも初心を忘れることなく、誠心誠意をもって村政を見直していただきたいと思ひます。

今回の議員の皆さん、半分が新人の皆さんであります。何回か皆さんに申し上げておりますが、新人の皆さんに初めてきょうまでの12年間を振り返らせてお話をさせていただくと思ひます。

平成15年7月13日、合併の是非を問う住民投票が実施されました。投票総数が2,936票です。合併賛成が850票、反対票が2,046票、無効が40票という投票結果により、合併ではなく自立の道を進んだ鮫川村。当時の議長の私が議員全員の皆さんに推されて立候補、無投票での当選。就任当時は国の主導する合併のできない、しない町村に対しての支援、地方交付税の交付が一層厳しくなるのではないかとこの想定のもとに、緊縮財政の中での船出となりました。職員定数の見直し、給料の見直し、議員そして特別報酬の見直し、補助金の削減等多くの見直し、削減にご理解をいただきました。

一方では、村の基幹産業である農業振興により村を元気づける、活気づける農業のかつての全盛期時代の活躍者、農業のわざ、技術を持っている小売者に出番をお願いしました。高齢者の生きがい対策事業の始まりです。

また、村第2次振興計画の最終年度であり、新たに平成17年からの10年間の第3次振興計画の策定のたまたま年度でもあったわけであります。この新しい計画により、村づくりの基本目標が決まりました。まめな暮らしで、環境を生かした安らぎと触れ合いの村づくり、まめで達者な村づくりの事業のスタートであります。農業の振興対策に確かな技術を持っている、わざを持っている高齢者をお願いをしました。

また、目標の1つに定住人口の確保がありました。当時、村民の皆さん4,600人が生活しておりました。だから、美しい農村景観がある。農村景観が、里山の自然が、この4,600人の皆さんにより守られている。人の集まる村づくり、人はどんなところに集まってくるのか。私は農村の手入れの行き届いている田んぼや畑、里山が村づくりの礎だと思ひであります。

農産物販売価格が生産費割れしているような悪条件の中での農家の皆さんの生産活動であります。美しく整然と耕作されている農地が、田んぼや畑がしっかりと提示されている。農家の皆さんのご理解の、そして協力の中での村づくりです。美しい農村環境が都市の生活で疲れた人々の癒やしの場所、そんな村づくりがいろいろな大きな展開を生みましました。きれいな村づくりが住んでいる人たちの誇りになったことが一番かと思ひます。

子供たちも村が自慢に、ある高校では担任の先生に、先生、鮫川に行ってみましよう。鮫

川はとてもきれいですよ。道路のり面はしっかりと整備されているよ。「手・まめ・館」には食堂があって、500円でとてもヘルシーな食事ができるよ。そんなお話をしたそうです。子供たちの誇りがとてもうれしく感じられるお話でした。それが農村直売所の開設、消費者に安心・安全を届けるための有機農業が、ゆうきの里づくり堆肥センターの建設にと展開をさせていただきました。もちろん議員の皆様方のご協力とご理解に感謝を申し上げます。また、これらの施策を展開できたのも村税の継続期間の57カ年という村民の皆様のご協力が、大きな支援があったからであります。心から感謝と御礼を申し上げるところであります。

反面、自分の意に反する残念な事案もたくさんありました。一つには村民人口の減少です。10年で1,000人近い減少です。次には、せっかくつくりました誘致企業の撤退であります。株式会社泰斗工業と株式会社オーゼキ製作所の転出です。

人の集まる村づくりもまだまだ道半ばの思いであります。もっと暮らしやすい、企業に選ばれる環境整備が必要であります。東日本大震災からの復興、経済力の向上、子育て支援、学力の向上、教育環境の整備、道路環境の整備などあります。まだまだ村の振興のために努力しなければならない多くの課題があります。最善の方法で費用対効果を検証しながら、明るい農村、そして豊かな生活を目標に努力していく必要があるのではないかと思います。

目標の達成に向かって策定しております鮫川村の第4次振興計画も計画されました。今度のタイトルは「つながりで支え輝く村づくり」であります。次の世代の子供たちに自信と誇りを持って引き継げるような、そんな村づくりに努力をさせていただきたいと思います。

以上で、長くなりました。議員の答弁とかえさせていただきます。

○議長（星 一彌君） ここで、午後1時20分まで休憩いたします。

（午前11時57分）

---

○議長（星 一彌君） 引き続き一般質問を行います。

（午後 1時20分）

---

○議長（星 一彌君） 3番、北條利雄君。

○3番（北條利雄君） 午前中に引き続きまして一般質問を続けたいと思います。

午前中に一般質問をしました村の最高行政執行責任者として行政の規範とされた村長の座右の銘についてお伺いさせていただきました。村長は、議員になったときから誠心誠意という言葉、さらに職員に対しては旧二本松藩の戒石銘碑でございます戒めの言葉、いつもお話

しになっておられました。これは、大樂村長の座右の銘とか礎とされるものだけではなくて、行政に携わる全ての職員、さらには政治に携わる私ども議員にとってもお手本となる大変な教育資料だと思います。また、行政や政治の規範として価値の高いものでございます。村民の皆様へ感謝し、村民の皆様のために汗を流す。切磋琢磨しながらよりよい行政、よりよい政治を進める方向はまさに一緒であります。私どもも参考にさせていただきます。貴重な村長の座右の銘の披瀝、まことにありがとうございました。

そこで、再質問させていただきます。

先ほど村長として3期12年間、間もなく満了するということでもありますけれども、今の座右の銘を礎として8月に村長選がございまして。これに大樂村長は出馬の意思があるのかどうか、再質問の中ではございまして、ご質問させていただきますので、答弁をお願いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 3番、北條利雄議員の再質問であります。4期目に対しての私の姿勢であります。もう6月です。8月30日までの任期ですから、あと2カ月ですから、このあたりできちっとした姿勢を示しておかないと、そういった志のある方にも申しわけないかと思っております。それで、今ほど午前中の答弁の中で、午前中の会議が終わりまして外に出たときに、新聞記者連中が3人ほど待っておりました。村長さん、今のお話では4選出馬目意思ありと、こう私どもは確認したのですが、それでよろしいですかと言うから、そういうふうに関心したらそのとおりでよろしいと、私も今、そういう考えになって、4期目に向かってどういった村政を、どういった皆さんにご奉公しようか考えているところだ。そういう返事をさせていただきます。北條議員にも、どうぞ議員の皆さん方の全員のお許しをいただきながら4期目に向けて取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご協力とご支援をお願い申し上げます。

○議長（星 一彌君） 北條君。

○3番（北條利雄君） ただいま大樂村長が4期目に立候補されるという意思を確認させていただきました。4期目を目指すに当たっても、議員当時の村長自身が座右の銘とされた村民に対する誠心誠意、それから職員に対する戒めの言葉を忘れずに行政執行に当たっていただきたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、2点目のご質問をさせていただきます。

東日本大震災原発事故に関する復旧・復興の事務事業の検証についてであります。

東日本大震災原発事故に関する復旧復興のための事務事業は、本村を初め、国・県、関係機関のご努力によりまして一定の成果を上げております。さらに、村独自の畜産農家への飼料作物供給事業など、復旧・復興事業が着実に前進しているものと確信しております。これまでの各種の事務事業の執行に当たり、村民を支援し牽引されたご努力に感謝申し上げます。これらの災害事故が再び起こらないことを願い、さらに起こしてはならないと考えております。村が復旧・復興のために実施された今までの事務事業の検証を行うことはもちろん、今後に生かすべきであると考えます。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

第1点目に、青生野の汚染土壌、これらの仮置き場、仮設焼却炉の設置及び稼働までの事業の実施過程におきまして、地権者との同意や契約行為などの行政手続が慎重かつ適正に処理がなされてきたものと思いますが、これらの事業を実施する上で、特に村民の皆様の権利や利益、不利益に関することに対しまして、職員がどのような手続やかかわり方で合意形成がなされ、行政執行がなされたのか、村長に伺います。

2点目に、原発事故による経済的な賠償請求でございますが、村民の皆様が所属します農協、米肥店、商工会、組合など生産出荷団体や組合それぞれの事務支援を受け、一定の手続や補償がなされております。さらに、加害企業である東電の定期的な相談会が行われております。この中で、直売所「手・まめ・館」の運営団体として賠償請求をされたのかどうか。また、直売所への生産出荷者、特に高齢者に対する支援や体制づくりがされたのかどうか伺います。また、全ての自家消費野菜は確定申告や住民税申告の義務があり、課税対象でございます。多くの村民の皆様が自家消費野菜は賠償請求の対象になることを、さらに方法を知らないと思います。賠償請求は権利ではございますが、今回のような未曾有の原発事故であっても義務は細部にわたり把握するが、権利の行使は個人の問題として把握しない、支援しないとすれば、村民皆様に向き合った行政なのかどうか疑問が残るところでございます。村が賠償請求に関する事務手続支援を検討されたのかどうか。今後、時効前に体制を整備し支援するのかしないのか、村長に伺います。

3点目に、村内各地に設置されておりますリアルタイム線量計の日々の数値は、村民の皆様が日常生活する上で安全、安心を担保するものでございますが、これらのデータの管理はどの機関が行い公開されているのか、村長に伺います。

4点目に、リアルタイム線量計が、昨年秋まで、小・中学校やトレーニングセンターなどの公共施設である教育体育施設に2台設置されておりました。どのような経過で2台設置

され、その後、1台撤去されたのか伺います。さらに、村民や児童、生徒が利用しております教育体育施設の中で、リアルタイム線量計が設置されていない青少年広場などの施設がございますが、これらの施設への対応はどうされているのか、教育長に伺います。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 3番、北條利雄議員の2つ目の1番目の質問についてお答えを申し上げます。

まず、仮置き場設置に係る合意の形成についてであります。

仮置き場設置につきましては、平成24年3月に、当時の地元行政区長から総会において、村内で線量が高い青生野地区の除染を優先し、除染で出る廃棄物の処理保管と学校の除染土壌を保管するため仮置き場設置に前向きな検討をすることが提案され、出席者からは反対意見が出なかったことや、5月になり地権者である青生野協業和牛組合員と周辺住民への説明会を実施しております。説明会の結果、仮置き場や仮設焼却炉設置について、出席者から反対する意見がなく同意が得られたことから、同意書に署名、押印をいただき、地権者全員の同意を得て事業を開始させていただきました。5月中に仮置き場の進入路整備工事を落札業者と契約し、6月15日に完了しました。水口住宅団地造成地に保管しました学校の除染土壌を回収し仮置き場に保管する工事を6月15日に契約し、学校の除染土壌は7月10日には回収を終了しました。以上が、行った地元住民への合意形成や行政執行の内容であります。

仮設焼却炉の建設については、村内、または村外住民の合意形成を得るため、事業主体である環境省と村が一体となり丁寧な説明を続け、村内にある住宅除染廃棄物や落ち葉、稲わら、牧草等の農林系汚染廃棄物が処理され、7月には処理は完了する予定であります。6月中には、この牧草、農林系の汚染物は処理が終わります。7月に入りまして青生野地区の除染をした廃棄物の処理に入りまして、7月の半ばには全て完了するという予定であります。

今ほど申し上げました仮置き場の設置、焼却炉の設置について、出席者からの同意であります。このとき2名の方が出席をしておりませんでした。

次に、2番目の質問であります東日本大震災原発事故に関する復旧・復興の事務手続の検証であります。

平成23年3月に発生しました東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故による「手・まめ・館」の売り上げ減少に伴う賠償請求についてお答えを申し上げます。

東京電力に対し現在まで「手・まめ・館」売り上げ減少に伴う損害賠償の請求は一切行っておりません。この理由は、平成22年度から食堂、喫茶などを除いた直売所のみの売り上げは、平成22年度が9,641万7,000円、平成23年度が1億236万1,000円、平成24年度が9,889万3,000円、平成25年度が9,254万3,000円、平成26年度が9,677万1,000円となっております。賠償の基礎となる22年度との比較では、平成25年度を除くその他の年度は売り上げが増加しておるといふことでもあります。これは、原発事故後、県の復興支援事業を活用し、直接東京北区商店街などへの出向き、本村の野菜や特産品を販売したことによる販売努力や、「手・まめ・館」自体の営業努力によるものと思われる。以上による原発事故による風評被害によるものか、生産者の高齢化など直売所自身によるものかは原因特定ではありません。今後、大幅に売り上げが減少した場合、現状を詳細に分析し対応を検討していく所存であります。

次に、直売所への生産者、特に高齢者に対する損害賠償の支援についてであります。村民の利便性を図るため、平成23年11月24日から東京電力による損害賠償手続相談会の開催の支援を行っております。その中には、「手・まめ・館」の生産者が、損害賠償を請求している方も含まれております。この相談会は、個人の被害の内容がそれぞれに異なっているため、個別の損害賠償請求手続が基本となっておりますが、特に書類の作成が困難な高齢者に対する支援は、聞き取り調査を十分行い不満が出ないよう請求行為をきめ細やかに支援しているようであります。以上の理由で、村自体での損害賠償における請求行為自体の支援は行っておりません。今後、請求に当たっての住民からの要望事項は、村民の皆様が困窮しないよう東京電力へ要望していく考えであります。

次に、自家消費野菜の損害賠償の請求であります。

当村での出荷制限は、野生のキノコ及び野生のワラビ、コシアブラ、タラノメがあります。その他の野菜については、県のモニタリングの結果、現在まで出荷制限はない状況であります。村では、出荷しないで自家消費する野菜については、本人からの依頼で放射性セシウムの濃度検査を実施しておりますが、国の基準である1キログラム当たり100ベクレルを超えた農産物について、昨年はありませんでした。損害賠償対象の自家消費野菜についても、個々の事情によって個別の内容が異なるため、個別の賠償相談会を行う支援は行っております。特に、相談者からの損害賠償請求に関する苦情はないので、現状の東京電力の対応に委ねているというのが基本的な考えであります。

最後に、損害請求に対する時効のことですが、平成25年12月11日に公布されました東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害にかかわる賠償請求権の消滅時

効等の特例に関する法律により、消滅時効期間が10年間となりました。さらに、東京電力では、損害賠償の協議の間、時効は停止として扱うこととし、賠償請求者にとって有利な条件となっております。

今回のご質問いただきました東京電力損害への生産者等損害賠償に対しましては、今後ともご理解をいただきながら相談には乗っていく考えでありますので、もちろん議員様方のそれぞれの議員活動の中でそういった被害者が、災害者が出た場合には、ぜひ一緒にご相談いただければと思います。

次に、3番目のリアルタイム線量計のデータの管理についての質問であります。福島県では、空間放射線量率の変化を監視するため、県内の公共施設に624台のモニタリングポストが設置されました。福島県放射能測定マップで1日3回測定情報を更新しています。また、主に子供の生活空間の放射線量率を監視するため、県内の学校や保育所、公園等に3,036台のリアルタイム線量計が設置され、同じく福島県放射能測定マップで1日1回測定情報を更新しています。ほかに、観光地や集会所などをサーベイメーターにより測定しているほか、自動車にGPSのついた放射線測定器を設置して走行経路について測定した結果について情報を公開しています。これらのデータの管理は、全て原子力規制庁において管理されております。

以上で、3番、北條利雄議員の3点の質問に対してのお答えとさせていただきます。

あと、教育長に対しては教育長のほうからお答えを申し上げます。

○議長（星 一彌君） 教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 奥貫 洋君 登壇〕

○教育長（奥貫 洋君） 3番、北條議員のご質問、4番目のご質問にお答えいたします。

リアルタイム線量計設置につきましては、これは東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るために文科省が設備整備を行ったものでございます。

当時のことを調べました結果、平成23年度の第1次補正予算で予算化されたリアルタイム線量計システムは600台ありましたが、鮫川村では、鮫川小学校、青生野小学校、農業者トレーニングセンターの3カ所が該当になり、平成23年8月26日に設置されました。設置業者はアルファ通信社という会社でしたが、文部科学省はこの受注業者の設置による機器の測定精度が低いことが判明したため、平成23年11月18日で契約を解除したとのことでございます。その後、第1次補正予算補正分の600台と2次補正分の1,600台分の入札が再度行われ、鮫川

小学校、青生野小学校、農業者トレーニングセンターの3カ所、2次補正分として鮫川幼稚園と鮫川中学校の2カ所が追加設置されました。このため、鮫川小学校と青生野小学校、農業者トレーニングセンターの3カ所については、システムが2台設置された状態になったと思います。その後、アルファ通信社と文部科学省との間では契約解除や工事代金をめぐって訴訟問題まで発生し、システムの撤去問題には宙に浮いたままの状態になっておりましたが、平成26年6月2日、東京地裁により破産開始の決定を受けて破産管財人により破産手続が開始され、福島県内600カ所のリアルタイム線量計システムの撤去がされることとなりました。その結果、鮫川小学校は平成26年11月20日、トレーニングセンターは同じく11月23日、青生野小学校は平成27年3月20日に撤去の運びとなったものでございます。以上が撤去までの経過となっております。

次に、リアルタイム線量計の設置されていない青少年広場などの対応ですが、近くのリアルタイム線量計の数値を参考にしていたのですが、さらに当時の課長の指示で、移動式でサーベイメーターにより毎日測定し、数値に大きな変動がないか監視をしていましたが、時間の経過とともに放射線量の数値は低位で安定したため、事故後3年を経過した平成26年4月以降は測定を中止しております。

以上を申し上げ、3番、北條議員のご質問のお答えといたします。

○議長（星 一彌君） 北條君。

○3番（北條利雄君） ご答弁ありがとうございました。

再質問をさせていただきます。

まず、第1点の青生野の汚染土壌の仮置き場、仮設焼却炉の件でございます。

この事業にかかわらず、村が行政、いろいろなものを執行する上では、事務事業の説明というのはもちろんですが、土地の買収、それから貸借者の確認というのは当然職員が法務局で土地登記簿謄本の閲覧をしながら、誰が権利を持っているのかという部分では当然やっていることだろうと思います。当然その中には、権利者が死亡されている方もいらっしゃるでしょうし、村内、村外を問わず権利者が存在することになります。権利者に対するいろいろな事務事業の説明については、理解していただくまで、そして合意形成に至るまでは、やはり時間と労力が必要なのはわかっております。これらの時間はかかっても、労力があっても、行政手続する上では当然村長の命を受けた職員が必ず自宅に足を運ぶ。村外であったらばそこまで出張しながら合意形成を行うというのは、当たり前といえば当たり前だし、基本中の基本でございます。また、職員以外でやるとすれば、当然村から委任を受けた司法書士とか行

政書士、さらには弁護士などの専門的な資格と知識を有する方をお願いするのが、ほとんどの自治体のやり方だと思います。これ以外にあるということは基本的にはあり得ることはないのだろうと私は思いますが、そういう部分で説明してその場所に、説明会に来なかったからということではなくて、来ない人ほど基本的に丁寧な説明が必要だと私は思っております。こういう部分では、行政手続の基本をもう一度ご確認いただきまして、行政手続に誤りや問題、そういうものが残らないような職員に対する教育もそうですが、研修を含めてきちんとした対策を改めて示してもらいたいと思います。この部分について、事務事業を実施する上での手続について、もう一度村長が改めて職員に対する指導も含めて確認しておきたいのでご答弁をお願いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 3番、北條利雄議員の仮設焼却炉の設置についての再質問であります。議員、お話しのとおりだと思っております。ただ、私は当時仮設の焼却炉であったということで、土地の移動はない、そして2年ほどで焼却を終わり、3年目には全て返却になる。そういったことです。仮設なものですから、当時の青生野協業和牛組合、この組合の総意があればそれでよいのではないかという思いで職員に命を下しました。これが環境省の説明ですと個人個人の同意も必要だということになったものですから、この辺、私が片方ではゴーサイン出した。環境省では仮設の焼却炉であっても個人個人の権利を確認願いたい。そういった誤差がありました。その辺で職員の指導は私のほうで間違っていて、あと環境省のほうでああいった、今度は環境省のほうで1件1件の説得に当たりました。こういった中でのああいった行き違いがあつて、2名ほど最後まで強い抵抗を残されたというお話であります。大変当初に私がしっかりと説明に取り組んでいれば、丁寧な説明があれば、ああいった合意形成は図られたのではないかと思いますので、今後の事業につきましては、やはり慎重に説明をしながら取り組むべきだったのかなという思いで、今、反省をしておるところであります。職員に関しては、私が仮設だという安易な、そういう見方で指示をしたものですから、そして環境省の個人個人の同意がということは後の指導であったものですから、その辺ご心配をおかけしたということでもありますので、今後気をつけて執行させていただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 北條君。

○3番（北條利雄君） ありがとうございます。

そういう形で丁寧な、誰もが予想しなかった原発事故でありますし、行政も悩みをしながら

らいろんな復旧・復興のための事業を進めなければならなかったという部分では大変ご苦労されたし、手続も一部簡単に進んでトラブルが起きる状態もあったと思いますけれども、これからやはりこういうことが起こったときには、やはりきちんとした基本的な行政手続なり事務手続はやはり進めていただきたいと思います。

それから、この青生野地区の牧場に仮設焼却炉、それから小学校、教育施設から出された汚染土壌が運び込まれておりますが、やはりそのうち中間貯蔵施設ができればそちらに運ばれると思いますけれども、この青生野の牧場の跡地の計画です。やはりここも青生野地区の皆さん、和協の組合員の皆さんにも大変なご協力をいただきました。この跡地の利用については、単に今までの牧場にするのではなくて、さらに前向きな青生野のこの地区の人たちが前向きに事業を進められる、喜んで迎え入れられる、そういう事業をやはり計画してやるべきではないのかなと私は思います。そういう部分で、間もなく仮設焼却炉の事業は終わろうとされておりますけれども、青生野地区のこの場所に村として何らかの事業計画を計画しているのかどうかお話しいただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 3番、北條利雄議員の再質問であります仮設焼却炉の跡地の利用であります。実は、まず焼却炉が先ほど申し上げましたように8月いっぱい焼却事業が終了となります。この後に、環境省の考えでは、エコテックフクシマというクリーンセンターができました。ここに優先的に小学校の汚染土壌、学校の校庭から出てきた汚染土壌、あるいは今朝日山の除染をしております。これらの落ち葉等は9月いっぱい国が指定したこの処理センターに持って行く計画であります。ただ、固化されました焼却灰であります。これが一つの1立方単位ですが、1,250キロ、これが60袋ほどですから、70トン近くできる計画であります。今ほど申し上げましたように、90%の焼却事業を完了している中で60袋あります。ですから、もうあと五、六袋できるのかなと思いますが、これの保管が富岡のほうに予定しているんですけれども、まだ確定していません。これは、環境省の責任で運んでくれる。この仮設焼却炉の焼却事業は環境省の事業であります。村でお貸しして村の除染を減容化していただいた施設であります。残った焼却灰は環境省の責任で処分してくれるということですので、あそこの跡地は、学校の校庭の汚染土壌は今年度中には完了します。残ったのが焼却灰70トンですが、これが固化された焼却灰の汚染がまだ行く先が決まっておられません。福島県にまだそういった場所ができないんです。ですから、これはちょっと不安であります。ただ、これの一部残りますが、ほかは今お願いしているのがおおよそ固まりかけて

いるのが、太陽光発電、メガソーラーの基地であります。せつかくの跡地、実際には70ヘクタールほどございますが、70ヘクタールでは、そんな恐らく40メガぐらいの施設しかできませんか。そうではなくて、もっと100メガぐらいの大きな施設で観光価値のあるような事業所が入ってくれないかなという思いで今募集していたそうです。これは、青生野の地区民の皆さん、牧野持っている、今、牧野が、皆さんご承知であります、放牧場に利用できないんです。採草地は除染みんな終わりました。鮫川村で180ヘクタールほどの放射能に侵された土壌の更新は終わりました。全部給餌可能になりました。ですが、放牧場は150ヘクタールぐらいあるんです、青生野地区だけで。その放牧場が除染できません。これは急傾斜なためです。急傾斜なためにできない。そして、今、除染始まりますと、急傾斜地の除染はできないことはないんですけれども、今、雨が半端な雨ではないんですね。ゲリラ豪雨とか称しまして、大変下流の人たちに迷惑かけます。特に久慈川漁業組合、矢祭あたりから大変なお叱り受けるんです。鮫川で何流してんだ。アユがみんな死んじゃうという、そういったことがあるもんですから、どうしても急傾斜地の除染には神経を使います。そういったことで、青生野地区の皆さんももう高齢化になってきている。今さら除染して放牧するよりは、何か違う方法でこの遊休の地を利用したいという提案があのでなされまして、相談会もなされました。こういったことで、100メガサイクルぐらいの太陽光発電の基地にしたい。そういった提案されたものですから、村は全面的に賛成しバックアップし、いろいろ活動しております。東北農政局、あるいは知事等にもお願いをしました。大変な厳しい農地であります。第1種農用地でありますので、この転用が容易ではありませんが、この辺鮫川村の農業振興、青生野地区の振興に限りどうぞお許しをいただきたい。こういった思いで支援をしながら、新しい事業に向けて協力していきたいと思っておりますので、お答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 北條君。

○3番（北條利雄君） ありがとうございます。

今の青生野地区の地区民、小さな地区でございますが、やはり村なり国が行う事業の中で小さなコミュニティが逆に言うと賛成反対も含めてトラブルが起きたり、そんなことが起こりました。やはりもっと丁寧な行政手続なり、そういう説明を行って、今後はこういうことができるだけ起こらないようにやはり行政側としてきちんとした対策をとっていただきたいなと思います。

なお、新たな事業を展開するときも行政側から提案があると思いますが、私も議会としてもやはりきちんとした中身の説明を受けた、やはりきちんとした事業を展開できるようにご

協力していきたいと思っております。

次に、2点目の原発事故による経済的な賠償請求関係でございます。

原発事故に伴う賠償項目というのは、まさに複雑多種にわたっております。村も復旧・復興のために除染とか家畜農家への飼料作物供給事業などハード面、それから隣接する石川郡などの町村との額の違いはございましたけれども、精神的被害に対する賠償など、そのソフト面での支援を行っております、一定の成果を上げてきました。しかし、そのソフト面の中で経済的被害の賠償請求、これは内容を理解できない、それから賠償に関する問題が本当にさまざまございまして、村内でも商工会あたりは大体組織として可能と言われる観光センターとか特産合同会社、それから商工会に所属する個人、こういう形の支援もやはり賠償も一定程度されているということです。農協も生産出荷されている直売所、それから団体、個人の生協、細かく支援しております、賠償がなされ得ているところでございます。県内でも多くの自治体で個々の実情に即した東電への経済的な賠償請求の支援を行っているところですが、個々の農家、特に高齢者なんですが、賠償するに当たって文書作成ができない、数字を並べることができないという大変なご苦勞をされている人がほとんどなんです。こういう人たちに請求する権利はあるけれども、やはりできない、やりたいけれどもできないという人がいっぱいいらっしゃるわけです。私もそれらの事務に携わってきたからわかるのですが、やはり農協や商工会、組織に属していて大きな生産出荷されている方は支援体制が確立されていますけれども、それからこぼれる、例えば先ほど言った「手・まめ・館」の自家消費野菜を生産出荷されている農家、こういう人たちというのはほとんど支援がされていないのが実情なんです。細かく言うと、先ほど村長は、作物によっては出荷制限などは特定されたものではあると言っておりましたけれども、具体的に見るともっとたくさんあるんです、実際は。だから、ここの部分については、やはり組織、商工会や農協から落ちこぼれてなかなか支援ができない部分は誰が救うかとなれば、やはり行政が中心となった支援体制を構築するのが、私は当たり前のだと思っております。県内でも多くの自治体がそういう自家消費野菜も含めて小まめに、自治体が東電に対する賠償請求の支援を行っているんです。農協、商工会の職員も派遣いただいて、やはり一緒になって地元の住民の皆さんの支援を行っている。そういうところが多くあるんです。やはりこの体制はとって住民の皆さんの支援をやっけてほしかったなと思うし、まだ時効になっていませんので、これからもできる。私はぜひやっていただきたいと思っております。もちろん権利ではあるんですけれども、中には大きな問題で行ければ裁判になる場合もあると思いますが、やはり行政が支援してもできない難しい

問題については、やはり有資格者である行政書士、司法書士、弁護士なども村として顧問として委託しておいて、そういう部分についても対応できる体制もやはり私は必要ではないのかなと思っています。当然東電の放射性の事故というのはあってはならないことですが、またあるかもわからない。こういう緊急性、村民がお困りのやつについては、やはり最終的にはいろんな組織と一緒にしながら、行政が中心となってやはり体制を組んでいただきたい。東電の賠償請求相談会がありますけれども、やはり加害企業なんです。加害企業が被害者に対して多く請求されるというのは、基本的にあり得ないこと。やはり1円でも請求されれば少なく出したい。全く立場が逆なのです。だから、村が、東電が加害企業として村の施設を使って相談会をやっていますけれども、やはりここは違うのです。やはり村の職員がきちんとそこに携わって、村民の皆さんにやり方まで、手続、方法まで指導するのが本当だったのではないかなと思っています。鮫川、比較的線量は低いし被害も少なかったと思われがちですが、特に「手・まめ・館」、高齢者の皆さんが自家消費野菜をつくって、一生懸命つくった物の残りというか、少し余計につくった物を「手・まめ・館」に出荷生産して販売されているわけです。やはり困ったときにはきちんとそこまで指導して、1円でも被害があれば賠償請求する支援を行う。こういう姿勢はやはりやってほしいと私は思っています。これからできるのかどうかはわかりませんが、やはりそういう姿勢で賠償請求に関しては臨んでいただきたいなと思っています。村長、今の考えでもう一度ご答弁いただきたいですが、いかがでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 3番、北條議員の再質問であります。賠償金の請求であります。私も何人かに相談を受けたことがありました。この方は、野生のキノコです。野生のキノコを毎年とって30万、50万なりを販売していたわけです。それは大変だったね。そしてその売り上げ票とか、入金票とか、そういったバックデータ、何かありますかといったら、本当に何もありません。何もありません。バックデータなんちゅうほだのもらってねえ。売り上げ票、現金で領収証書いだごどねえ。では、貯金通帳は。貯金通帳なんて入れたごどねえ。このバックデータが賠償請求にはとても重要な役割を果たすんです。こういったことで、これは無理なのかなと思ひ、自分の会計士に相談したら、それは大樂さん、無理ですよ。自分の会計士に相談させてもらいました。こういったお客さんが結構いるんだけど、どうだべな。棚倉のほうにもいるそうです。棚倉は野生のキノコではなくてマツタケですから、結構な金額になります。税の申告もしていなかった、所得申告もしていない、あるいは売り上げ日報もない。

こういった200万、300万ある皆さんもやっぱり泣き寝入りしかないんだ。やっぱりバックデータがとても貴重にされている。当時、相談されましたのは24年ごろでした。私の商売関係で、米もそうでした。23年の賠償金が、これは北條議員もご承知かと思うんですが、補償金500円でした。次の24年になりますと320円でした。ですが、ことしの賠償金を見ますと、25年産米に2,000円ついたんです。60キロ2,000円です。ですから、私のところで扱っているのが7,500俵ですから、1,500万ほど。びっくりしました。来年、26年産はもっと来るそうです。1俵3,000円ぐらい来るそうです。ですから、これは例えば米の場合には毎年毎年出荷した生産者、そしてバックデータがあります。こういった野菜とか自家用野菜にはないんです。この辺、今の北條議員のお話を聞きながら、これは東電に請求、相談するのではなくて、弁護士とか司法書士の方に相談しながら、確かに自家消費でも手間ひまかけて育てられて、今ほど言ったように自家消費の余った物が「手・まめ・館」に並べられたということは、これはデータがあります、こういった生産者には。こういったことを参考にしながら、有効期間10年間あるそうですから、この間に鮫川の自家消費の野菜の損害賠償について、もう一度検討させていただきたいと思います。その際には、どうぞ北條議員もそういった体験お持ちですから、そういった農林課にご指示をしたり相談に乗っていただければと思います。

以上で回答とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 北條君。

○3番（北條利雄君） ありがとうございます。

ぜひまだ賠償請求されていない村民の皆さん、自家消費野菜、「手・まめ・館」に生産、出荷される農家の支援を行う意味で、まだ時効になっていませんので、ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

次に、リアルタイム線量計でございます。

当然、リアルタイム線量計は村内20カ所に設置されておりまして、これは原子力規制委員会のモニタリングの情報などでパソコン、それから携帯のスマートフォンなどで公開されているわけですが、パソコンを利用したり、携帯、スマホを利用できる方は、そういった知識があれば閲覧できるんですが、それ以外の村民の方、これらのデータ閲覧について、やはりなかなか見る機会がないし、知りたくてもどこで見ればいいのかという方もいらっしゃると思いますので、やはり村の広報あたりに、ここに閲覧すれば全てデータがわかりますよという話で、やはり広報なりに1回でも2回でも載せて、やはり安心・安全を村民の皆さんに担保させる、そんな広報が必要ではないかと思うんですが。広報あたりにこういう、どこを閲覧すればデ

一タがわかりますよということがわかるような仕方をやったかどうかちょっとお聞きしたいのですが、いかがでしょう。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 線量計測定の結果であります。村の毎月の広報では付近、周辺の村内の線量は皆さんにご報告を申し上げておりますが、福島県、あるいは日本全体の線量計をリアルタイムでホームページで見るというお知らせ等は、仕方、方法というのは、やったことあるかな。ないかね。そういったことないようでありますので、その辺、何か機会がありましたら、次の広報にでもそういった具体的な操作方法をお知らせしていきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 北條君。

○3番（北條利雄君） ぜひパソコン、それから携帯とかスマートフォンを利用できる人以外の人にも、やはりそういうデータがあるよということで広報等によりぜひお知らせいただきたいなと思っております。

次に、最後になりますけれども、教育長にご質問しました小学校、それからトレーニングセンターの公共施設のリアルタイム線量計は、先ほど教育長からご答弁をいただきました。現在は、そこはリアルタイム線量計以外の手持ちの線量計では測定していないと、線量が低いからというお話でしたけれども、やはり子供たちが利用する、村民の皆さんが日常利用するところ、いつも関心ある人もない人もいるわけですが、やはりデータとしてきちんととっておく必要があるのだろうと。日本のいろんな公害問題とか、こういう放射能問題というのは、後に、先に問題が出てきたときに、何もなかったという話がよくあるんです。低ければいいというのは、低いのはいいんですが、やはり行政側とすればそういうデータ管理、データをきちんととっておくというのは、もう大変なことで労力も要るし時間も必要なんです。やはり必要だと思うんです。あと問題のとき、私のところ、この場所は何もありませんでしたというのが、やはり行政として本当の細かい仕事をやっているのかということ疑問に思うわけですが、ことしから農業者トレーニングセンターについてはスポーツクラブが指定管理者として施設管理運営をやられていると思いますが、やはりこういう線量の測定、こういうことも含めてやはり施設管理の、施設が壊れた、直す、そういう話だけではなく、そこを利用する人たちのそういう環境というか、放射線も含めた、きちんとバックデータをとっておかせる、そういう指定管理者に対する条件をつけても私はいいいのではないかなと思っております。やはりそれを教育委員会がきちんと報告いただく。毎日報告いただくのは大変でしょうけれども、やはり年にいろんな情報というか、年に報告があったときに、新し

い委託契約を結ぶときに、そういうときにまとめて報告をいただくとかということで、やはりデータはきちんととっていただきたいと思います。教育長のお考え、もう一度お尋ねいたします。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） ご質問にお答えいたします。

データの必要というのは本当に大事なことで、議員がかつておいでになられたときにロク々にお話しされていたわけです。私もこのデータというのは本当に必要だと思っています。もしこのデータがあれば、今のように戦々恐々としなくても済んだんだろうと思います。例えばシイタケとか牛乳とか、野菜の中にベクレルとかという問題は何も問題起きない。そのくらいデータというのは大事だと思っています。私どもも、このデータ、やっぱり大事にしたいと、こんなふうには思っています。ありがとうございました。

○議長（星 一彌君） 北條君。

○3番（北條利雄君） 本当に東日本大震災、それからそれに伴う原発事故で、当然行政側、いろんな復旧・復興のために事業を展開する行政側のご苦勞ももちろんわかりますし、被害を受けた村民の方、県民の方にも大変なご苦勞なり、まだまだこれから線量の高いところは大きなご苦勞をされると思いますけれども、やはりこういう誰も予想しなかった、こんな事故にやはり対応できる、そして村民に寄り添った仕事ができる、そういう体制というのはやはり平和なとき、日常的にも忘れてはならない。起こったときにはすぐ対応できる、そういうことがやはり行政としても必要だと思います。大変な福島県のこの原発事故に対しては、いろんな行政、村民、県民の方がご苦勞されておりますけれども、やはり低い鮫川村であってもこれを村民の皆さんが行政に任せておけば全て安心だと、安全だと、いつもありがとうございます、そんな感謝の言葉をいただけるような、やはりしっかりとした行政、これからも続けていってほしいと思います。

以上をもちまして定例議会、私、議員になって初の質問でございましたが、ちょっと長めになりましたけれども、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

---

◇ 遠 藤 貴 人 君

○議長（星 一彌君） 1番、遠藤貴人君。

〔1番 遠藤貴人君 登壇〕

○1番（遠藤貴人君） 平成27年第4回の定例議会におきまして、2つの質問を私のほうから

させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、1つ目の質問ですが、つい先日、完成記念式典も行われた鹿角平観光牧場に完成したクロスカントリーコースのPR、長期的開発計画について伺います。

村民が自慢できる観光地である鹿角平観光牧場に、クロスカントリーコースが完成し、宿泊棟の工事も終了しました。今後、総合スポーツ型観光地として、私自身も大きな期待をしております。しかし、これらの施設を有効活用するためには、トラック競技場の設置が必要不可欠であるとの意見が陸上関係者からも多数寄せられています。トラック競技場開発の基本方針と今後の計画について、村長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 1番、遠藤貴人君の質問にお答えを申し上げます。

まず最初に、クロスカントリーのお話であります。鹿角平クロスカントリーコースは平成24年4月に本コースをオープンしております。これは、オープンまで3年かかりました。平成21年にあの素晴らしいコースを見ていただいた、素晴らしいコースというか、鹿角平の景観を見ていただいた学法石川の今の東洋大学の陸上部の指導者であります。これ素晴らしいね、標高700メートルのところクロカンができれば素晴らしいコースができるのではないか、そういうアドバイスがあったものですから、その後より計画をさせていただきました。いろいろな補助金を模索したものですから4年ほどかかっていました。4年かかりまして4月に本コースのオープンをしております。平成26年度には、3年間運営してきましたどうしても夏場が選手が容易でない、これもっと爽やかな練習方法で体力増強に利用できないか、そういったことで、林間コースを提案されましたものですから、昨年、1年間かけて林間コースを整備し、先日、議員にも出席いただきましたが、林間コース完成記念式典ということでありました。これで、1周2.5キロの草地の周辺コースです。これと2.8キロの林間コースが整備されました。これとあわせて、26年にはコテージ2棟も新築されました。6月1日から予約の受け付けを開始させております。

さて、クロスカントリーのコースのPRについてのおたただしですが、昨年の9月に石川町で東洋大学陸上競技部監督の酒井俊幸先生の講演会があり、講演会に先立ち、鹿角平クロスカントリーコースの整備に関してのご指導をいただいております。福島県陸上競技協会顧問の安藤敬男先生のお計らいで、酒井監督との面会時間をいただき、私と副村長、企画調整課

の職員が同行し酒井監督に直接クロスカントリーのコースのPRもさせていただきました。また、学校法人石川高等学校陸上競技部の和田先生にもコマーシャルをさせていただきました。林間コースの完成式典には、PRを兼ねまして学法石川陸上部と修明高校陸上部をご招待したということでもあります。今後、関東圏の大学、県内の高校を中心にPR活動をさせていただきたいと思います。実は、平成24年の7月25、26日のPR活動には、安藤先生のお力をお借りしまして、国土館大学、これは下重庄三先生が監督をなさっております国土館大学です。あと、大八木監督率いる駒沢大学、日本大学は安藤先生の出身校ということで、あと東京国際大学、そして日本陸上協議会のほう、協議会のほうです。あとは、もちろん東洋大学の酒井先生、こういった先生方をお訪ねし、このクロカンの利用促進、ぜひ大学の合宿に使っていただきたいという思いをお話をさせていただきました。

次に、長期的開発計画についてのおたただしですが、鹿角平にスポーツができる広場があればというお話はかなり以前からありました。サッカーができる広場があれば大学のサッカーチームの誘致ができるというようなお話もありました。また、最近では大学のアメリカンフットボール関係者から、近くに運動場があれば合宿の誘致ができるのになというお話もいただいております。第3次の振興計画の中でも、鹿角平をスポーツエリアとして整備することが計画されました。第4次振興計画の重点構想におきましても、観光資源の整備、充実によるにぎわいの創出の中で、鹿角平観光牧場のスポーツ合宿エリアとしての整備が基本施策として計画をされております。これらを踏まえまして、今年度地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、いわゆる地方創生先行型交付金を活用いたしまして、鹿角平観光牧場合宿誘致事業を実施し、大学、高校の合宿の受け入れ態勢や陸上競技トラックの整備を含む鹿角平スポーツエリア基本構想を策定する予定であります。策定に際しましては、合宿推進協議会等を開催し、視察、研修なども実施する予定であります。やはりトラック、クロカンのコースには、トラック400メートルほどのトラックがあればいいと思うし、これは一体的なものかなという思いでも遠藤議員のおただしのおりであります。これをぜひ整備したいなという村の思いであります。基本構想では、施設整備などハード面でなく、地元雇用や地域経済の活性化にどうつなぐかもあわせて検討し、あの周辺の開発を行ってまいりたいと思います。

以上で、1番、遠藤貴人議員の質問にお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 遠藤君。

○1番（遠藤貴人君） 今、村長のほうから東洋大学、駒沢大学、そして国土館大学の各大学のほうにPRをしてきたという答弁をいただいたんですが、そのPRをしたときに、相手の

大学の反応のほうはどうだったのかなということ再質問させていただきたいことと、あと、その策定、これからするというふうな答弁もありましたけれども、策定する間の会議の持ち方や、これからトラック、その400メートルのトラックをぜひつくりたいということでしたが、つくことに当たって、やはりせっかくつくるわけですからたくさん利用していただくためにも、こういった関係団体のそういう話を積極的に聞いていこうとしているのかなど、もし今わかる範囲で結構ですので、お考えがあれば再度伺いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 24年に行ってまいりましたPR活動は、一緒に行った関係者が、担当課長がいますので、そちらからお答えをさせていただきます。

あと、今、鹿角平の整備にトラックというお話をさせていただきましたが、この牧場は共有地であります。共有地の代表者には、協力をいただきたい旨はお話をさせていただきました。代表者も積極的に村の事業に協力させていただくという考えだけはいただいております。あとは、これからのグループの活動で、今、ぽちぽち動いているそうです。こういった、人数が80人ほどいるんです、関係者が。こういった方の同意、全ていただければ、村の土地に、売買なんです、借地でなくて売買で取り組んでいきたいなという思いでおりますので、しばらく時間をいただければと思います。

あと、大学の反応については、担当課より説明をいたします。

○議長（星 一彌君） 企画調整課長。

○企画調整課長（小松 毅君） 24年度については、申しわけありません。私ちょっと行ってないんですけども、東洋大学のほうにつきましては、どこの大学も同じかとは思いますが、非常に鹿角平については興味持っていただけるんですが、ただ、もう場所が既にいろんなところに誘致されていて、行くところがもう大体固定されて決まっているというような状況があるらしいんです。ですから、その中にいかに鮫川に来てもらうかというようなことを努力、交通手段も含めて、それから泊まる場所も含めて、どっかからとっかしてやるっていうわけにはいかないと思いますが、とにかく魅力を高めて来ていただく努力をしたいなというふうには思っております。

以上です。

○議長（星 一彌君） 遠藤君。

○1番（遠藤貴人君） 今、企画調整課長のほうからも、そういったいろんなところに同じような、似たような施設があって、決まったところに行っているという答弁もありましたけれ

ども、鮫川の近隣でも、石川、須賀川などでもこれから同様の、そういったクロスカントリーのコースの施設ができていますところではありますが、そういったところもできています中で、これから鮫川のクロスカントリーコースを広報していく、そういった仕方や、あとやはりそういったほかのクロスカントリーコースと競争するのではなくて、福島県内にもかなりクロスカントリーのコース、たくさんありますから、そういったコースを持っている自治体なんかと県バージョンでの利活用を競争するのではなくて一緒になって誘致や宣伝などをしていくことを鮫川発信で県に働きかけていくなんていうこともよいのかなというふうに考えるんですけども、その辺はどういうふうにお考えなのか、考えをお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 1番、遠藤議員の再質問であります。今後の、単独で行動するのではなくて福島県全体的に捉えて練習場として子供たちの体力増強に、自慢なのが鮫川村独特の標高700メートルにあるクロカンコースだと思うんです。ですから、夏場の暑いとき、あるいは暑いときにはぜひ鮫川でとか、平常時は平場でとか、そういった方法で何か所かのクロカンのコースと一体となって取り組んでいきたいとも考えております。

ただ、まだまだ大威張りできるような施設では私はないと思います。やっぱり正式なクロカンにはトラックが必要であります。公式な競技を持ってこられるようなクロカンコースができたときには、大威張りでどうだということに誇れるようなコースに一日でも早くして、2020年のオリンピックには間に合わせたいな、そういう思いでもおりますので、どうぞご理解いただきたいと思います。

そういったことで、早めのトラックの整備、そして立派なクロカンの公式なコースが誘致できるような村になりたいな、地元の子供たちにもあぁいった圓井彰彦選手のような次の後継者ができればいいな。私はそういう資質がああ青生野地区にはあると思うんですよ。そんなのを期待しながら、あそこの青生野地区につくったクロカンのコースであるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 遠藤君。

○1番（遠藤貴人君） そういったトラックの競技場ができた暁には、大威張りでそういうふうなこともしていきたいというふうな答弁をいただきましたので、私自身も総合スポーツ型観光地としての鹿角平観光牧場のこれからのあり方というものに物すごく期待を寄せておりますので、この件に関してはこれで質問を終わらせていただきたいと思います。

2つ目ですが、村長の今までの答弁でもう何度も言葉が出てきていますが、クラインガル

テン、遊休農地の利活用についてお伺いします。

農業の振興を軸とした村づくりが着実に進展していることは、大きな経済効果に寄与していることと考えます。しかし一方では、農業従事者の高齢化に伴い遊休農地が増加傾向にあります。農地の賃借制度、クラインガルテンによる遊休農地の利活用こそ若い人とお年寄りが手を組み、ひいては定住人口増加のきっかけになると考えますが、村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 1番、遠藤貴人議員の2つ目の遊休農地の利活用についての質問にお答えを申し上げます。

今ほどお話しになりましたクラインガルテン、これにより遊休農地の活用が進み、若い人とお年寄りが手を組むことができ、定住人口の増加になるという議員のご指摘はまことに的を射たものでありますし、私の考えと一致するところであります。鮫川村のクラインガルテンを最初目指した構想も議員のお話のとおりであります。

クラインガルテンはドイツ語で、言葉としては小さな庭という意味だそうです。内容的には、ドイツで盛んな200年の歴史を持つ農地の賃借制度のことで、市民農園とも呼ばれているようであります。ドイツでは、クラインガルテンはガルテン協会があり、クラインガルテンはこの協会が管理し、希望者は協会員になって区画を借り、権利は法律で守られているようであります。利用者1人当たり平均100坪、賃借期間は30年で、ラウベと呼ばれる小さな小屋が併設されているようであります。県内では下郷町にあり、設置は町が行い、地元が指定管理者として維持管理をしております。

村では、今年度、県の地域創生総合支援事業でクラインガルテンの整備を予定しております。今年度は、村民を対象にした講演会、勉強会、視察、研修などを計画しております。鮫川村では、3つのスタイルのクラインガルテンを考えております。

1つは、農家民宿型です。これは、農家民宿と集落内の遊休農地を組み合わせたもので、農家民宿に定期的に宿泊してもらい、集落内の遊休農地を借りて定期的に農作業を行うものであります。今、鮫川村には農家民宿が、既存のものが8件です。あと、今申請中の農家が2件ほどあります。ですから、10件になると思います。これらの農家に泊まりまして近くの遊休農地を管理してもらおう。こういった農家民宿型。

2つ目に集落型。これは、集落内のコミュニティセンターや空き家を活用し、そこに定期

的に宿泊し、集落内の遊休農地で定期的に農作業を行うものです。また、集落内で相談し、集落内に農地つき官営宿泊施設を整備し、集落管理で年間貸し付けを行うことも考えられます。これ集落です、一つの集落で。一つの集落には、村で例を挙げますと、西山地区には集落センターに入浴施設もあるんです。そんな施設を利用したら、集落内で、皆さんで、そういった体験農業支援できるのかなという思いであります。

次に、集団農地活用型です。これは、阿武隈開発などで大規模に整備された農地を活用し、農地つき官営宿泊施設の整備です。いわば下郷と似ている方式です。管理運営を行うのは地元です。村で設置し地元が指定管理者となって運営する方法があります。規模によっては地域や集落が事業主体となったり、あるいは新たな事業主体をつくることも考えられます。これからの進め方につきましては、福島大学うつくしま未来支援センターの先生方のご指導を受けながら、クライנגルテンへの参加を希望する村民の皆様とともに遊休農地の活用や若者と高齢者のつながりができるようなクライングルテンにしていきたいと考えております。

遠藤君の質問でありますので、渡瀬地区にもすばらしい景観のいいところがあるなという思いがあります。こういったことで、ちょっとだけ声をかけさせていただきました。また、今、集落で話し合っているところでもあります。こういった皆さんで滞在してもらい、滞在していることによって鮫川の村民と触れ合い、鮫川のよさを知ってもらう。いろいろまだ不都合なこともあります。こういったのを一つ一つ解消しながら、都会とは違った村の自慢できる、そんな宝物を掘り出して、子供の教育も、今、先ほど申しあげましたように、町とは違っていろいろハンデがあります。ですが、鮫川の子供たちも立派に高等教育、立派な学校を卒業した子供たちもおります。子供たちのためにも自慢できる村づくりをしていきたいと思っておりますので、ご協力をお願い申し上げ答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 遠藤君。

○1番（遠藤貴人君） 今、答弁の中にもありましたし、それ以外の質問の答弁にも多々あるのですが、やはり鮫川の産業の軸は農業であるというふうに村長、何度も答弁をされているかと思うんですが、産業の一番の軸が農業であるというふうに考えるのであれば、こういったクライングルテンというのは当然村長、そして役場、もうこれは肝いりのやっぱり策だというふうに自分は考えるわけでありまして、それでこういったものをうまく行うことによって、恐らくクライングルテンはここ数年で急激に普及してきて、利用者である都市住民との交流が活発化することによる地域づくりや、利用者が定住に結びつくなどの効果が絶大であるというふうに考えています。で、あるからこそ、これからそういった具体的な内容を決め

ていく、つくっていくに当たって、コンサルなどにやはり丸投げをするのではなくて、地元のやはり若い世代、そして女性、子供の自由な発想も取り入れるために、村民参画のための話し合い、そういった場を設けるということも一つ大事なことでないかなというふうに考えますので、そういった村民参画のための話し合いの場、そういったお考えについて再度伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 1番、貴人君の、まずそういった企業に、コンサルタントに丸投げするという事は余り考えていません。ただ、福島大学のそういった支援機構の指導は受けようと計画をしております。それで、住民と、村民と十分話し合いをしながら、クラインガルテンの特徴ですか、都会とのつながりで鮫川農業を知ってもらう。農家の皆さんは決して農業が嫌で遊休農地がふえているわけじゃないんです。今、生産しても、働いても働いても生産費割れしているのが現実の農産物価格なんです。これは、日本の農業政策が悪いと私は思います。こういった農業政策にも抵抗、対抗するためにも、自分らで、特に消費者が安心・安全な、私はいつも申し上げているとおり、農産物、食料品をつくっている産業、命の産業はもっと大事にされていいと思って、とてもすばらしい産業だと思っているんですよ。それを消費者がなかなか理解してくれない。物の価値が世界との競争で、安心・安全がなかなか理解してもらえない。これが、体験して村で野菜をつくり果物をつくりお米をつくることよって、農業の容易でなさ、そしてすばらしさを消費者がみずから体験できる、こういった輪を広げれば必ず村の農業が皆さんに、消費者に見直される。こういう山間高冷地の、鮫川の特徴は、自分らが汚さなければ汚れない水と空気がある、土地があるんですよ。これを武器に皆さんでしっかりと守れば、私は平場には負けない農業の基地ができる。こういったのを考えながら、市民農園、クラインガルテンに参加していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 遠藤君。

○1番（遠藤貴人君） 西山地区には、そういったお風呂つきの集落センターもあるようですし、自分の近所の渡瀬にも物すごく見晴らしがよくて、いいクラインガルテンのそういった候補地があるということなので、私自身もこのクラインガルテンについては精いっぱい前向きに取り組んでいい形にしていきたいなというふうに思っています。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（星 一彌君） 14時55分まで休憩いたします。

(午後 2時43分)

---

○議長（星 一彌君） 引き続き一般質問を行います。

(午後 2時55分)

---

◇ 京 條 英 征 君

○議長（星 一彌君） 引き続き一般質問を行います。

6番、京條英征君。

[6番 京條英征君 登壇]

○6番（京條英征君） 初めての質問であります。よろしくお願いいたします。

きょうは、人口減の克服と地方創生を目指す総合戦略についてほか3件の質問をさせていただきます。この件については、先ほどから何件も何件もご答弁されておりますので本当に恐縮なのですが、せっかく原稿も用意いたしましたので質問をさせていただきます。

まず最初に、人口減の克服と地方創生を目指す総合戦略についてであります。2014年末に東京一極集中の是正、結婚・子育ての支援、地域の特性に即した地域課題の解決の3点を明示し、国は長期ビジョンと総合戦略を作成しています。と同時に、各市町村も人口減を見据えた地方総合戦略の策定が努力義務となっております。

5月10日の新聞紙面で、平成27年度県の地域創生支援事業市町村枠で鮫川村は交流・定住分野に力を入れた里山景観資源活用化事業に取り組むとあります。鮫川村としての総合戦略も里山景観資源の活用と交流・定住を中心とした事業が施策の柱となるのでしょうか。現時点では、公表するに至っていないのでしょうか、あるいはどこまで進んでいるのでしょうか、村長に伺います。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） 6番、京條英征議員の地方総合戦略についての質問にお答えを申し上げます。

平成26年11月28日に公布されました、まち・ひと・しごと創生法は、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために少子高齢化の進展への対応、人口の減少への歯どめ、東京圏への人口の過度の集中の是正を行うまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ

計画的に実施し、それぞれの地域で住みよい環境を確保することを目的としております。国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保、地域における魅力ある多様な就業の機会の創出に関する施策を総合的かつ計画的に国は実施していくこととなります。これらの施策の策定や実施を推進するため、創生法第8条により国はまち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本的な方向などを、まち・ひと・しごと創生総合戦略として定めております。これを勘案して、創生法第8条、第9条により県市町村は総合戦略を策定することとなります。福島県は、9月を目途に総合戦略を策定すると聞いております。鮫川村の総合戦略は、今年中には策定を完了したいと考えております。

地方総合戦略は、人口分析、人口ビジョン総合戦略で構成されております。人口の現状を歴史的経過も含め分析把握し、人口ビジョンで人口のあるべき姿を描き、それを実現していくための施策を総合戦略として定めることとなります。鮫川村総合戦略のための人口分析は、経年的な推移等、基本的な分析は既に終了しております。これから人口ビジョン、総合戦略の策定に取りかかっていくわけですが、これらを策定するには各種の調査や分析が必要となります。次時代の意向を把握するための把握調査、転出者への帰郷アンケート、東京鮫川へのふるさと回帰グループインタビュー、鮫川村の若者と高齢者の世代間格差の分析、鮫川村の仕事づくり分析、これは企業誘致の現状と今後の可能性の分析、人材の誘致、ふるさと回帰分析、内発的仕事づくり分析、生業的仕事の分析などがあります。

さらに、村の経済活動関連モデルの建築に関する調査分析などを予定しております。これらは専門的な知識が必要であり、先般コンサルタントを選定し、入札を実施し専門業者と委託契約をさせていただいたところであり、今後、調査分析の進捗状況を踏まえて総合戦略の策定を進めていきたいと考えています。

鮫川村総合戦略の基本的な考え方は、第4次の鮫川村振興計画を踏まえたものにしていきたいと考えております。第4次の振興計画の目指す方向性は、地方創生の目的や理念とも合致しております。総合戦略を振興計画の実施計画と位置づけ、策定していきたいと思っております。第4次振興計画では、8項目の重点構想を示しております。まち・しごとのテーマ別に8つの重点構想を再構築して、総合戦略の骨格としていきたいと考えております。

まちの項目では中心市街地、空き家集落対策、循環農業の推進、再生可能エネルギーを活用しました地域づくりなどを中心に施策を展開していきたいと思っております。

ひとの項目では、子供が夢を持つことができ、若者や女性が仕事や社会貢献により自己実

現できるように支援する施策、若者や優秀な人材のふるさと回帰を促す施策、しっかりとした目的をもった交流を推進する施策などを展開したいと思います。

しごとの項目では多様な仕事づくりの施策、食と農と環境がつながる農業を推進する施策、観光資源の充実によるにぎわいを創出する施策などを展開していきたいと考えております。

また、総合戦略策定の節目では有識者会議を開催し意見を聞くとともに、策定の過程では振興計画の村づくり委員会においても、総合戦略の内容についてご議論をいただく機会を設定する予定であります。

以上で、6番、京條議員の質問のお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 京條君。

○6番（京條英征君） ご答弁ありがとうございました。

各分野で相当進んでいるということをお聞きいたしまして、安心いたしました。第4次振興計画の中にはたくさん織り込んでいらっしゃいます。数多くの分析もされているようです。それから、村民の意見を聞く、有識者の声も聞くというような計画でもいらっしゃるということで、大変心強く思います。

国は、地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、地方創生人材支援制度を創設しております。平成20年度に入って、既に69市町村に派遣していると言います。同時に、地方版総合戦略の策定、取り組みに当たり積極的に支援するための地方創生コンシェルジュとして、800名を超える人材の選任を終わっていると言います。鮫川村としての総合戦略が、役所だけでは、これは石破大臣がおっしゃっていましたが、総合戦略は役所だけでつくのではない、国民運動といった側面があるのだからよそ者、若者、斬新な発想をする人など幅広く参加させて意見集約するべきだと言っています。ならば、総合戦略はたったの1年でつくれというのは暴論だと思います。

しかしながら、各自治体では地方版総合戦略の策定に向けた動きが本格化しています。10年、20年先を見据えて進む方向を、鮫川村にとってもまったなしの課題であります。村民の意見を結集して取り組む必要があると思います。先ほどのご答弁の中にも、村民の声を聞く機会を設けるということでしたけれども、役所のみならず村内の有識者、村外の有識者、東京農大などの学者、多くの考えを結集しないと困難であると思います。それぞれの地域に愛着を持った800名を超える人材を国は用意しているというのですから、それも福島県県南地方に特に思い入れのある人材もおると思います。そういった人的支援制度などを利用する、財政支援制度などを利用する、それから国からの情報支援等を活用する考えはあるのでしょ

うか。積極的に人材支援制度を活用し、その後の財政支援に有利に結びつけるといった戦略も必要かと思います。

ですが、幾ら優秀だといっても、優秀な人材の支援を受けたとしても、総合戦略はその人の目線ででき上がると村民の合意が得られません。この鮫川村に生まれ育って、この鮫川村を隅から隅まで知っているそういう人材、それで優秀な人材もいらっしやると思います。なるべくそういう人たちの意見も計画の参画の中に入れていただければ、よりよい総合戦略ができるものかなと思います。

ちょっと長くなりますけれども、鮫川村の自然景観を資源として活用し、良好に観光等のサービスを業としての可能性を最大限に引き出して新しく作り出す、これが鮫川村の真の創生ではないでしょうか。この美しい里山を村民みんなで維持し、日本中がうらやむような景観の鹿角平観光牧場、これを観光牧場の名にふさわしい施設に利用計画する。それと総合スポーツセンター、総合スポーツのできる場所。そうすると、自然景観を生かしたまますばらしい鹿角平観光牧場の利用ができるのではないかと思います。

それと、既にスタートしております館山公園、館山に桜が咲き、秋には木々が赤く染まって、そんな20年後の村を想像したら、幾ら人口が減っても何もないように見えても、これこそが本当の未来の子供たちに自慢して残せる村の姿ではないでしょうか。一旦村を離れても、必ず帰って来たくなる村の姿ではないでしょうか。

かつて鮫川村は、先ほども村長のお話にありましたけれども合併するかしないかの選択をしています。合併するかしないかの選択をするとき、村中が激論を交わしたはずですが、賛成派も反対派も、村のためという方向性は一緒だったと信じます。今は子供でさえ、将来村が消滅してしまうというそういう心配もしています。やっぱり、鮫川村大好きと誰もが言えるように、国が地方にこれだけ目を向けている今こそ村のため、未来の子供たちのため、今、村民がみんなが一つになることだと思います。村の将来をこれから目指して、村長には何としてもその道を明確に示し、先頭に立って切り開いていただきたいと思います。所信をお願いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 6番、京條議員の再質問であります。この総合戦略についての村の考え方がありますが、先ほども申し上げましたようにアンケート調査ではコンサルタントの指導を受けながら専門的な設問を策定していただき、それを分析しながら参考にさせていただきたいと思いますが、コンサルタント丸投げではこの総合戦略は決してできないと思いま

す。村独自の特徴を出した、特にこういったコンサルタントにわからない、今ほど国でもこの人材を800人ほど用意して人的資材も利用してくださいというお話であります。私はこういった地方、山間地の将来というのは大変厳しいものがあると思っております。

今、地方を大事にする国の政策が地方創生論なんていう、そういう言葉でごまかししておりますが、決して今の安倍さんが、私は、地方出身でありましたから相当地方にとって優位な施策が展開されるのかなと思ったら、とんでもない。あの人は、地方をわかりません。恐らく、ああいった内閣総理大臣になるには、地方にはなれないと思います。生まれてすぐ恐らく東京で育って、あの厳しい受験競争を勝ち抜いたためにああいった人ができて、山口県出身でとても地方を大事に思う、ですから地方創生論ができたと思えば、私は大きな間違いであると思えます。

今、国の言う政策、特に農家の皆さんの元気が、農業で生活できない今環境が多いと思います。皆さんが、こういった遊休農地が発生するのは、いつも申し上げましているように生産費割れするような農産物価格が現状にあるんです。60キロの米が8,000円という、ばかな値段をつけている日本の政府です。こういう政府の考え方では、地方創生のこういうのはおっしゃらぐしと私は言葉で使っております。とても、自民党政権に頼っては、これからは鮫川村はやっていけないなど。新しい、今世界がそうです。特にスイスなどは、農業収入の10割が国の交付金だそうです。フランスなどは80%が山間部では交付金で賄われている。アメリカの穀倉地帯でさえ、50%が国の支援だそうです。日本は、中山間地でわずかにもらっているということです。戸別所得補償、ああいった補償も1万5,000円、これが基本枠でありましたが、そのほかに変動枠がありましたが、その変動型をやめて、この所得補償は平成29年にはゼロにするそうです。

こういった政策でなく、しっかりとした農家の人が安心して農業を営める、そういった農業、地方の力を国にあらわしていく、抵抗していく、そんな村づくりでぜひ私は総合戦略を立ち直していきたいと思っております。今京條議員からもお話がありましたが、村を一度離れた人が村に戻って来なくなるように、これは村で生活できないから離れているんですね。この人たちが村に戻って、農業をやることによって生活できる。こういった村づくりが、私に課せられた課題かなと今認識しているところであります。こういった、皆さんの力を借りて鮫川村、農業で生活できる、安定した収入が得られる、こういった声を反映できるような総合戦略をこの地方創生の中で訴えていきたいと考えておりますので、お答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 京條君。

○6番（京條英征君） 答弁ありがとうございました。

厳しい環境の中ではございますけれども、何とぞすばらしい総合戦略を策定していただき、村民をリードしていただきたいと思います。総合戦略については、あとで定住促進のところでご質問をさせていただきますので、そこでもまた軽く触れさせていただきます。

次の質問に移らせていただきます。

次は、少子化と子育てについて村長の所信を伺います。

統一地方選で、争点として取り上げるべき重要課題について、3月20日に読売新聞が実施した全国市長アンケート、回答率87%では、地方創生72%、人口減対策71%、医療福祉の充実51%でした。その中で、人口減少や少子化、定住促進対策に対して自治体はどう取り組むのですかという質問では、子育て支援が94%と圧倒的でした。村でも、いろいろな子育て支援策をこれまで実施してきているところでは、どのような対策だったでしょうか。自治体間で支援を手厚くする支援合戦ではなく、知恵を出し鮫川流の持続可能な対策が必要と考えます。現在までに実施している子育て支援についての事業名や金額、そしてその金額を決めるについての基準などがあれば、その基準についても伺いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） 6番、京條議員の少子化についての質問にお答えを申し上げます。

議員が危機感を持たれており、少子化問題につきましては国全体の重要な課題として取り組まれており、過疎の本村では特に大きな問題であると思っております。行政として既に実施している対策という質問ではありますが、本村の少子化対策につきましては次世代育成支援対策推進法に基づき、平成22年度から26年度まで鮫川村次世代育成行動計画により、子育て支援施策を展開してまいりました。

平成27年3月には子ども・子育て支援法に基づき、27年度から31年度までの5年間の計画として、鮫川村子ども・子育て支援事業計画を策定したところであります。この計画は、「みんなで見つけ、みんなで支え、みんなで子育て」を基本理念とし、基本目標や施策の方向を定め各種施策を展開しているところであります。

主な子育て支援事業につきましては、保育サービスや幼児教育の充実を図るため時間外保育、放課後児童クラブ、幼児送迎バスの運行など子育て家庭への支援事業、待機児童ゼロを目指した保育サービスや幼児教育の充実、出生しました月から2年間月額5,000円を限度に

紙おむつを給付する乳幼児紙おむつ給付事業、子供の誕生を祝福し子供の健全な育成を図るため額面5万円を想定する赤ちゃん商品券給付事業、保育園入所に伴う保育料の負担軽減につきまして国の保育料の基準価格より低額で定め、小学生未満の子供が2人以上の場合1人目は基準額、2人目は半額、3人目は無料とする保育料軽減事業、幼稚園においては入園料、授業料の無料化、医療費においては乳幼児医療費、こども医療費の無料化、予防接種助成事業などでは保護者への経済的支援事業を実施しているところであります。また、母親と乳幼児の健康の確保や増進を図るために、それぞれの年齢や状況に応じた健診相談事業などを行っております。

少子化には、人口構成の変化をもたらす社会経済全般にわたりさまざまな影響を及ぼすことが想定されますが、過疎の本村にとってはますます疲弊を招き、コミュニティ機能の弱体化、地域活動を支える世代の減少にもつながるため、農村景観の維持管理や地域文化や伝統行事の承継が困難になるのではと考えております。少子化は、いずれ生産年齢人口が減少しますので、農業、商業などへの労働力不足や、消費力が減少し循環して成り立っている経済状況に悪影響を及ぼすものと危惧しているところであります。また、社会保障費を支える現役世代の減少に伴い税などの負担の増大もしくは行政サービスの縮小にもつながるものなど、村民の生活に大きな影響を及ぼす重大な問題だと認識しているところであります。

そのためには結婚、妊娠、子育てとそれぞれのステージにおいて、子供を産み育てる環境の整備や支援を行う必要があると考えております。

結婚に対する取り組みは、農業委員会に結婚相談室を設置し結婚対策検討会を開催し、出会いの機会の創出をするための事業を実施しております。しかしながら、なかなかこの結婚相談所の相談の中で結婚には至っておらないのが現実でもあります。また、結婚された夫婦への祝い金として、結婚祝い金3万円を交付しております。

また、不妊につきましては全国で6組に1組なんです。不妊で悩んでいると言われていたようです。医療保険が適用にならない治療や、繰り返しの治療が必要となることから、医療費の負担が高額となり子供をもつことをあきらめてしまう夫婦もいるということですから、新たに支援策として子供を望む夫婦へ治療に要する費用の一部を助成し、治療を受けやすい環境を整備するため特定不妊治療費助成事業を自治体計画で今回補正予算に提案してありますので、ぜひご賛同をいただきたいと思っております。具体的には、議決後要綱を作成したいと考えております。

子育て支援は、先に申し上げました諸事業を引き続き実施してまいります。

ご質問の、3人以上子供がいる多子世帯ではありますが、5月現在では67の世帯で3人の子供がいるようであります。少子化はさまざまな要因がありますので、一極の施策で解決できない問題であります。子供を安心して産み育てる環境の整備や子育ての支援、男女の出会いの場の創出や雇用の安定、公共住宅の整備など行政と村民が連携しながら本村の実態に合った施策に取り組んでまいりたいと考えております。

京條議員の質問の中に実績はと書いてあったものですから、この実績を25年度の実績でご報告申し上げますと、乳幼児の紙おむつ給付事業では月額5,000円です。総額で、25年度に294万5,000円です。出産祝い金給付事業で、これは5万円ではありますが、商品券であります。受給者22人に110万円ですか、商品券で取りかえない、まだ取引完全に終わっていないですから、商品券なものですから110万円給付しております。あと、幼稚園の入園料そして授業料免除、これは23年度から実施しておりますので、これは137万2,000円に金額に直すとなります。あと、通園対策では幼稚園、保育所の送迎バス関係では、村の負担は1,428万円ほど子育て支援として用意させていただいております。

いろいろな子育て支援を、十分私は小さな村では行っているのではないかと思います。特に、こどもセンターの保育児の待機児童ゼロは全国に誇れる事業をもう10年近くも行っておるといふことでもあります。ただ、教育環境の整備というのはまだまだ容易でないのが現実でもあります。

以上で、京條議員の質問のお答えとかえさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 京條君。

○6番（京條英征君） ちょっと今、恥ずかしい思いをしております。これだけ数多くの子育て支援策を実施されて、大変な金額の支援をされておるといふことを、きょう聞いてびっくりするのと反省しているのと、これを村の人たちが、知らない人が結構おります。医療費、保育料、給食費、家賃、紙おむつ、そういうのも知らない方が結構いらっしゃるような気がします。どこかで皆さんに、広報なんかを通じて今一度周知されたらどうかななんて思います。そうすると、村はこれだけやっているんだと誇れる村になるような気もいたします。

この前の5月16日の小学校の運動会に招待していただきましたけれども、子供たちの元気な声を聞いているだけで、まさに感動的でした。本当に子供というのは日本の宝だし、村民みんなで育てていかなければならないと思います。そういった視点で、これからも子育て支援に力を入れた村であり続けていっていただきたいと思います。実は、役場の前に掲示してある結婚相談所、これは機能しているのですかと聞いてみようと思ったんですけれども、今

お答えいただきましたので、それで結婚に至った例はあまりないというお答えでしたけれども、ぜひ若い人たちの声を聞きながらそういった機会も繰り返ししていただいて、まず子育て支援というのは子供が生まれてからだけでなく、結婚から子育てまで切れ目のない支援が必要だと思いますので、こういった視点の村であり続けていっていただきたいと思えます。

続いて、定住策について村長の所信を伺います。

4月1日付で27年度鮫川村地域おこし協力隊に委嘱した3名の皆さんに期待するところ大ですが、その中で空き家対策と農家民宿対策への取り組みでは、村としてはどのあたりに期待しておられるのでしょうか。定住促進課といった、専門の窓口でもあると捉えてよいのでしょうか。

全国で830万戸、福島県で9万戸以上あると言われている空き家の問題は防災、景観、犯罪等の問題でも深刻であります。空き家の現状を細かく調査し、有効に活用して定住に結びつけるのが目的なののでしょうか。5月26日に空き家対策の特別措置法が全面施行されました。今度の特別措置法では、法的に自治体の権限が撤去や修繕の勧告、命令、その違反には50万円以下の過料、また強制撤去も可能になりました。こういった対応にまで結びつけるのが目的なののでしょうか、村長の所信を伺います。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 6番、京條議員の3点目の質問であります。

最初に、地域おこし協力隊の質問にお答えを申し上げます。

地域おこし協力隊は、少子高齢化が進む地方が都市部の意欲ある人材を誘致登用し、その定住定着により地域の維持強化を図ることを目的とした取り組みであります。具体的な活動の中身は、実情に応じて各自治体が決定することになっています。

村では特産品開発に関する活動、「手・まめ・館」の販売営業に関する活動などに従事することを目的に、平成25年10月に隊員を募集し2名の方が現在継続して活動をしております。平成27年4月に委嘱しました地域おこし協力隊の活動の内容につきましては、村のホームページに募集要項を明示しており、その中身は空き家現地の調査、空き家台帳の作成、空き家対策に関する活動、移住情報の整理発信、移住の受け入れ、移住後のケアに関する活動、農家民宿とグリーンツーリズムに関する活動、交流事業に関する活動などが主な活動内容とし

て募集をさせていただきました。活動が始まってまだ2カ月を経過したところですが、空き家現地調査、空き家台帳の作成、農家民宿新規希望者2名の支援、農家民宿のPR、北区との交流事業への参加など積極的に活動をしていただいているようであります。

さて、村外からの移住を含めた定住対策についてのおたただしですが、第4次振興計画の基本構想では8つの村づくり重点構想を定めております。移住、定住については鮫川村とつながりのある人々、鮫川村の歴史や伝統文化とつながりたい人々の帰郷や移住を促進することが重点構想として定められております。

具体的な基本施策としては、移住を前提としたふるさと体験交流の推進、将来移住を希望する家族の子供がお試しにふるさと留学することを支援するふるさと回帰留学制度、仕事や能力で鮫川村の振興に貢献できる都会在住の村出身の若者を3年間雇用し、その間に生活基盤を確立してその後の定住につなげる鮫川回帰ふるさと協力隊の募集、鮫川村出身者帰郷意向調査の実施、将来の回帰を今から計画的に支援したり、受け入れ環境を整備する鮫川回帰移住専門員の配置、地区や集落で移住者を受け入れについて検討する鮫川回帰移住条件整備事業の実施、そしてふるさと納税制度などを活用し移住希望者の移住準備、移住後に定住する場合の教育支援などを継続、安定的に行うため鮫川村回帰支援基金の造成、集落内にふるさと回帰者用の農地付宅地入屋の確保、ふるさと回帰移住希望者の宅地取得、空き家改築への支援などの施策が計画されております。これらの計画を、過疎計画や鮫川村総合戦略の中で事業として必要に応じて可能な限り具体化していきたいと考えております。

次に、今後村が進むべき方向性の基本的な課題についてのおたただしですが、第4次鮫川村振興計画の基本理念は、村民が世代を超えてつながり支え合い、一人一人が輝く村づくり、つながりで支え輝く村づくりであります。これからは、少子高齢化により世代間の利害が相反する時代になると思います。若い世代にとっては、このままでは国の借金を背負い生涯この状況が続くことになるわけです。もちろん、これは高齢者が悪いわけではありません。人口構成により、現状のままの制度や仕組みがこうならざるを得ないわけです。これは国全体の問題であるわけですが、これからの村づくりにおいてはこのことを十分踏まえた上で物事を考えることが重要であります。若者と高齢者がお互いの立場を理解し思いやり、我慢できるところは我慢することが大切になります。一方で、高齢者はみずからの健康はみずからが守り、生きがいを持って毎日楽しく過ごし、若者は数が少なくとも一人一人の能力を高めることで、少子高齢化社会にあっても村の将来展望を開いていくことができるものと確信しているところであります。

第4次振興計画では、基本理念を踏まえこれに基づく村づくりを若者の参画により推進していくため、次世代村づくり委員会の設置を提言しております。第4次振興計画も、第3次同様住民参画により策定した計画であり、議会の議決もいただいております。このことを深く受けとめ、計画の実現に努力してまいりたいと思います。

以上で、京條議員の質問の答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 京條君。

○6番（京條英征君） ご答弁ありがとうございました。

若者が住み続ける定住、Uターンしてくる定住、Iターンしてくる定住、どれもが欠かせないと思います。協力隊の皆様には、期待するところ大であります。定住というところに雇用の確保となりますけれども、企業を鮫川村に誘致するのは現実的に見て困難だと考えます。白河地域定住自立圏協定を通して、企業を鮫川村からの通勤圏に置いてもらうなどの働きかけ、あるいは通勤や通学に支障が起きないように雪の後などの交通インフラの整備、連携などが重要だと考えます。間違っても白河市周辺だけが栄えるといったことのないように、村長には大いに頑張ってくださいと思います。

これから、先ほど申し上げました総合戦略のこの話になってしまうような感じもするのですが、人口拡大課、ここで暮らしません課などといったユニークな専門の窓口を置いている自治体が多いようです。定住促進は重要な課題ですから、それに対する支援は欠かせないと考えますが、どこの議会だよりを見ても新聞紙面でも移住促進の文字が躍っています。日本中が、人の奪い合いをしているような気がしてなりません。それで、一時的に人がふえて地方創生とは言えるのでしょうか。甚だ疑問に思います。国がどんな対策を立てようとも、2050年ごろになれば今よりも約3,000人以上の人口が少なくなります。

鮫川村の将来を見たときに今の人口を維持するのは困難だと思いますので、はっきりしているのは鮫川村は人口が減ってくることを前提とした社会につくり変えなければならないということだと思います。人口が減ってくることを前提にした話し合いになると、話し合いにならない地域が沢山あるようです。ですが、これから起こる現実問題を直視すれば、鮫川村は人口が減ってくることを前提とした社会につくり変える必要があると切に思います。

学校とか役所が村の中心にあります。買い物施設やひとり暮らしのお年寄りに住む住宅なども一定範囲に集めたコンパクトなまちづくり、それは生活関連サービスの多機能集約化というのでしょうかけれども、これも避けられないと思います。人口減少が激しい地方は、今以上に厳しい財政運営を強いられるのは明らかです。教育、上下水道、道路などの交通イン

フラ維持といった行政サービスの水準低下も避けられないと思います。それでも、時には村民に我慢を強いねばならないでしょう。全て未来の鮫川村の子供たちのためと丁寧に説明すれば、それは後回しでもいいよと言ってくれることもたくさんあると思います。

人口がどんなに少なくなろうとも、暮らしやすくお年寄りから子供まで誰にも優しい村づくりができると思います。そういったことは、村長の言葉からもたくさん聞こえました。すごく安心いたしました。心配なのは農村が抱える空洞化です。空洞化というと過疎化の初めに見られる現象から、もうここまできると再生は難しくなるんじゃないかと言われているような第4段階まであるみたいですがけれども、鮫川村は3段階目から4段階目に入っているのかなと、厳しいようですけれどもそう思います。それは、親たちがここでは何をやってもだめだからもう帰って来なくてもいいよという言葉の口にするようになります。その言葉の裏側にあるのは、地域の将来への諦めである。そこで生きる誇りの喪失にほかなりません。限界集落は、地域の将来への希望を失ったときから始まっていると言います。集落が消滅した後には、やがて村が消滅に向かいます。残念ながら、甘く見ても4つ目の誇りの空洞化のほんの少し前だとしたら、地域の再生を急がなければなりません。この鮫川村の地に先祖が第一歩を踏み入れて数百年を経て、こんなにも豊かになった今になって消滅させていいはずはありません。今こそ村のみんなが一つになって、鮫川村の未来に思いをはせなければならない最も大切な時期だと思います。知恵を出し合い、力を出し合い、この難局を乗り越えてください。総合戦略の策定においても、このような視点が必要だと思います。村長の所信を伺うと同時に、強烈なリーダーシップをぜひとっていただきますよう期待するものであります。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 6番、京條議員の地方創生論であります。今ほど1つ目に、白河市と旧市町村で結びました定住自立圏構想であります。十分に白河市中心でなくて周辺部もよくなるような政策で、そして中心部の力をお借りしながら周辺部がいかに栄えるか、この辺を基本にしっかりと取り組ませていただきたいと思います。今まだ職員の構想の段階でありますので、私らの出番はまだ回ってきませんが、その辺は強く訴えながらこの定住自立圏構想の、しっかりとした地方の都市を中心とした周辺部づくりを目指していきたいと思いません。

今ほど地方の大切さ、私はいつもお話していますとおり鮫川村は肅々と地方の田舎の大切さを村民の皆さんが承知してきたのではないかと思います。都会の人たちの、生活で疲れた、そんな人たちを少しでも癒やしてくれる原風景が、里山が、鮫川村にはしっかり残っており

ます。その原風景を、しっかりとした田んぼや畑の耕作地を皆さんに見てもらって、元気を回復してもらってまた東京に戻って働いてもらう、その地方の役目をしっかりと果たしたりしていけば、地方に誇りも見えるし地方から出ていった人たちも鮫川村の元気をいただきながらまた生活ができるものと思っております。そういった地方の大切さを訴えながら、これからもますます鮫川村を大事に、そして皆さんと一緒に誇りを持った地域にしていきたいと思えます。

また人口の推移であります。第4次振興計画の中でも少子化はやむを得ない、避けられない、そういう思いで3,000人規模の10年後の目標の中で、それぞれ高齢者も若い人も一人一人が輝く、自信を持って誇れる住民という目標を持って計画を立てさせていただきました。それでお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 京條君。

○6番（京條英征君） 答弁ありがとうございました。

次は教育長に尋ねます。

青少年広場の現況と子供が楽しめる村の行事についてというタイトルなんですが、青少年広場の管理運営の内容について尋ねます。普通の降雨量の翌朝でした。青少年広場のグラウンドのあちこちに水がたまり、しかも何本もの水が流れた跡がありました。給食センター側のU字溝は、土手から崩れ落ちた土で一部が完全に埋まっておりまして。道路側のU字溝は、水がたまった状態でした。幅は狭いながらも、幾筋も水が流れた跡が川のようになっているぐらいですから、グラウンドは平らな状態ではありません。

その後、管理業者が砂を入れて平らにしてグラウンドを利用していると思いますが、雨が降るたびに同じような状態ではグラウンドゴルフやあるいは子供たちが野球を楽しむ環境ではないのは明らかです。管理業者と結んでいる管理の内容を超えた、いろいろな暗渠排水のようなものが問題なのか、またほかに原因があるのか早急な検討と対策が必要と考えます。雨の翌日は、天気が幾らよくてもグラウンドがやわらかくて使えないといったことのないような、対策を急いでいただきたいと思えます。

スポーツは子供にとって大切な教育であり、その環境はふるさとを愛する心を育みます。グラウンドだけでなくベンチはそれにふさわしいか、ネットフェンス、夜間照明は老朽化していないか、テニスコートは有効に利用されているか、大きな大会が開催できるようなそんなグラウンドの拡張は可能かまで踏み込んで検討いただきたいと思えます。

また、駅伝の開催が危ぶまれると見ていると聞きます。なくするのは簡単ですが、なくし

てしまうと知らず知らずのうちに失うものも多いと考えます。まずは、子供たちも含めて各関係者と真剣な意見の交換が必要になると思うのですが、どうでしょうか。それも、開催を継続するための努力を前提として意見の交換が重要ではないかと考えますが、教育長いかがでしょうか。

○議長（星 一彌君） 教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 奥貫 洋君 登壇〕

○教育長（奥貫 洋君） 6番、京條英征議員の4番目のご質問にお答えをいたします。

まず青少年広場のことでございますが、利用について申し上げますと、平成26年度利用状況につきましては年間延べ1万859人であり、冬期間の未使用期間を除けば月平均で1,200名の利用者がいることとなります。そのうち、中学生以下を申し上げますと学童野球が5,769人、ソフトテニスが343人ですので、児童・生徒の利用が約6割を占めている状況にあります。

おただしのありました青少年広場の環境についてでございますが、これはきっと青少年広場の水はけのことを言っておられるのかと思います。確かに、ゲリラ豪雨のように強い雨が降り出しますと、水の通り道ができてしまい表土が流されてでこぼこができてしまいます。ただ、普通の雨の場合ですと、天候が回復すれば支障なく使えると思いますので、現在は次のような対応を講じております。まず、年に1回程度、その時の状態にもよりますけれども、建設業者への委託として、地表面の削り出しとその後の転圧と整地を行っております。それ以外の日常管理といたしましては、レーキ等をかけて小まめに行っておりますので、何か大会等のあるいは子供たちが利用するときに、大きな不便は来していないのかなど。十分ではございませんけれども、そんなふうを考えております。利用者の声も聞いておりますが、まず利用機会の一番多い学童野球部からは、確かに地面の状況は良好とは言えないが、青少年健全育成の観点から優先的に使用させてもらっており、必要な備品も補充してもらっているの、他町村から見れば恵まれているのではないかとの声もあります。またテニス部からは、整備をお願いしたらすぐ対応してくれて良好な環境で行っているということでございます。

これらのことを考えますと、財政力の大きな自治体に比べればよい環境にあるとは言えませんが、当面は創意工夫をし使用者の協力も得ながら整備をしまいたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。ただ、将来的には財源的に有利な補助事業等が出てくれば、暗渠排水や表土の入れ替え等については検討してまいりたいと考えています。

次に、文化伝統を継承していくための施策と支援についてでございますが、村内には文化活動を行う団体が数多くあります。そのうち、多くの団体が所属する鮫川村文化団体連絡協議会はその継承に大きな役割を果たしているため、年間27万円の活動助成を行っております。さらに、村の指定を受けている渡瀬獅子舞保存会や奥州鮫川太鼓についても活動助成がなされており、決して大きな金額ではありませんが活動の支えになっていると思っております。また、祭りとして、子供たちが楽しみにしているこわっぱ祭りには村から10万円の助成がなされておりますが、赤坂西野地区では独自に西野区奉納相撲や豊年踊りなどの開催をしており、これらを継承するために多くの関係者が活動されていることに敬意を表するところであります。文化や伝統は地域の住民が担ってこそ価値があるという性質でありますので、今後も継承していけるように教育委員会としての立場も踏まえながら支援してまいりたいと考えています。

以上を申し上げ、京條議員のご質問のお答えといたします。

○議長（星 一彌君） 京條君。

○6番（京條英征君） ご答弁ありがとうございました。

過去の議会だよりを見た限りではございますけれども、青少年広場の管理業者を変えた理由の中に経費の節減だというのがあったような気がいたしました。それで、今は暗渠排水の問題であれば、いずれは排水の作業をしなければならぬかもしれないということでございます。今はやはり、排水はよくないということは認識されているんだと思います。そうであれば、なるべく早く急いでいただきたいなど、こういうふうに思います。

テニスコートは、管理はどうかじゃなくて余り利用していないんじゃないかというような質問の内容だったんです。大きな大会を開催するにふさわしいぐらいのグラウンド拡張はということは、あそこを見る限りではあと何メートルふやせばいいのかなということ考えると無理かなと思います。4面全部一緒に使えるというようなグラウンドが、結構表郷のほうとか白河市だとかあるんですね。そういうところと比較すると、大規模な自治体よりは不利はあるけれどもそんなに遜色のないような施設ではあるよということだったんですが、もしそれが可能であれば、そこまでもし財政が許すのであればそこまでやっていただきたいなどと思いますけれども、そういったところを念頭にいつも置いて活動していただきたいなど思います。

それから、文化芸能のことについては質問する前に答えていただきましてありがとうございます。継承していくために、実行委員の人たちは大変な苦勞をしております。せつかくの

盆踊り、八朔踊りなんかでも踊っている人が二、三人しかいないとか、西山の盆踊りはたまたまあそこに介護保険施設がありますので、あの方たちが楽しみにしているのもそれなりにすごくあそこの存在価値はあると思うので、あれももっと村民の人たちがその人たちと触れ合うような雰囲気、そうやってする雰囲気をつくって大勢参加してもらおうと、あそこで入所してくださっている皆さんも楽しみになってくるんじゃないかと思います。私も3回ぐらい行ったことがありますけれども、やっぱりやぐらはあっても踊っている人は少ない。車椅子を押してヘルパーの人たちが一緒に踊っているというような状況だと、これはなくすこともできないし、何とかもっと大勢に関心を持っていただけたらいいのになと、そのたびに思いました。ぜひ、そのあたりも心の中に置いていただきたいと思います。

長くなりましたけれども、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

---

◇ 前 田 武 久 君

○議長（星 一彌君） 9番、前田武久君。

〔9番 前田武久君 登壇〕

○9番（前田武久君） 今期初の一般質問ということで、3点にわたって質問をさせていただきますと思います。

まず1点目、旧鮫小跡地への沿革、由来の看板設置について。明治12年、西野小学校分校として赤坂中野字新宿54番地に創立以来、幾たびの変遷を重ね、昭和33年まで多くの卒業生を輩出しており、思い出の深い貴重な場所である。八幡神社表参道脇で石段だけの光景となっており、史跡としてはまことに寂しい限りであり、看板の設置、できれば記念碑の建立など考えられるがいかがか、答弁を求めます。教育長にお願いします。

○議長（星 一彌君） 教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 奥貫 洋君 登壇〕

○教育長（奥貫 洋君） 9番、前田武久議員の1番目のご質問にお答えいたします。

地域住民にとりまして、ご自分が学ばれた学校は心のふるさとであり思い出の多い場所でございます。特に、小学校は時の明治の新政府が明治5年に学制を公布するやいなや、村に不学の子なく、家に不学の人がいないようにと、男女とも6歳以上の子供に教育を受けさせるなど、当時は子弟の教育に熱心であったようでございます。学校の設置、開校に当たりましては、当時の教育に寄せる情熱や期待を感じ取ることができ、全国各地に当時のさまざま

な逸話が残されております。その1つに、学校創立記念日の行事や記念式典などがあります。そのために実行委員会などを立ち上げて、後から続く子弟のために頑張っておられる地域も全国各地にはございます。

さて、おただしの看板や記念碑の設置についてでございますが、心のよりどころとなる記念碑はあることが望ましいことだろうと思っております。もしこれを設置するとなると、手順などもありますので、教育委員会を開き意見を聞き、住民の皆様の意向に沿ってまいりたいと考えています。幸い、設置を予定する場所は村の公園になっています。予算などの条件の折り合いがつけば、計画的に進め心が安らぐ場所の一つになることもできるかと思っております。

以上を申し上げ、前田議員の1番目のご質問の答えといたします。

○議長（星 一彌君） 前田君。

○9番（前田武久君） 教育長の前向きな答弁、ありがとうございます。

現在八幡神社の脇の村の公園とされておる史跡であります。恐らく本村では統合されて以来、今鮫川小学校と青生野小学校と2校、それで村中心地の鮫川小学校として現在道少田地区に新築され小学校として運営されておりますが、ふるさとを離れて鮫川村に帰省された方、それから現在鮫川村に住んでいる方も、若きころの学びやの跡地を思い出すたびに心が安らぐ、癒やされるというような場所でございますので、ぜひともそのような前向きな姿勢でもって、看板設置あるいは記念碑なりの実現を図られるようお願いするものであります。

ただ、あの場所は村の中心地として館山公園の近くにありまして、公園として今設置されておりますが、駐車場というような広場は現在設けておられなくて、車二、三台の路上駐車というような場所でございますので、当然その辺の配慮もされて計画されるようお願いをしたいと思います。今そのような検討委員会を設けて今後検討するというようなことでございますが、いつごろまでにそのような具体策に出られるか、その辺を再度お聞きしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） まずは、今度開かれます教育委員会の中でこういうことが出ておりますということだけでまず開いて、広く意見を受け付けたいなと思っております。確かに、この場所は駐車場とか何かということになると行けないと大変だと思いますので、恐らく村の公園全体のこの館山公園とかを含めまして、何かそういう関連の巡回というんですか、そういう中に織り込めることができれば、神社も近くにありますのでいいのかなというふうに

考えております。

以上です。

○議長（星 一彌君） 前田君。

○9番（前田武久君） 1番の看板設置の件に関しては以上で質問を終わります。

次に、2番の透析患者への通院支援策について。村では重症患者への交通費限度額を定め給付しているが、病院までの交通手段に困難な方が生じており支援策を求めています。白河方面へは病院側で送迎しているが埴厚生病院には自己通院となっており、行政支援を考慮すべきであると考えられるが、村長の見解を求めます。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 9番、前田議員の透析患者への通院費支援策についての質問ですが、お答えを申し上げます。

村では、腎臓機能障害者が人工透析のために医療機関に通院するために必要とする交通費を補助するために、人工透析患者通院交通費補助事業を実施し、経済的負担の軽減を図り人工透析患者の支援をしておるところであります。補助金は列車、バス、自家用車、タクシーを利用して通院した場合、月単位として支給するものであります。通院に要した費用が5,000円を超えた場合、月額3万円を限度に5,000円を控除した額を助成しております。26年度の実績ですと、5人の方に助成しておりますが、自家用車の利用が主ですが、1人の方は免許証がないためタクシーとバスを併用して通院されているようであります。重度心身障害者の中でも特別に人工透析患者へ配慮した補助事業でありますので、ご理解をお願いし、ご質問のお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 前田君。

○9番（前田武久君） ただいま村長の答弁、限度額3万円ということで、そのうち負担が5,000円、2万5,000円の助成をしておると、交通費の助成ですね。これは、当然村としての対応策はとられておるといふふうに考えております。ただ、透析患者というのは身体的にかなり機能が困難な方というような方で、自分の自家用車で通院されるという方がおりますが、実際はその自家用車を運転して病院までいくのが大変だというような方が大勢であります。埴厚生病院の場合はそのような形でもって自己通院されておりますが、反面白河市方面に通院されている方は、病院側でもって送迎をされておるといふような形でもって、その辺が克

服されておるわけでございます。

私が要望したいというようなことは、できれば埴厚生病院のほうもそのような形でもって何らかの方法で送迎ができないかというような考え、それらの行政支援を講じてほしいというような考えでございますが、それに対して村長はどのように考えておられるか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今の議員のお話の中で、白河病院であります、今村から私の記憶する限り3人の方が通院なさっているものと考えております。残りの方は埴厚生病院ということですが、今13人ほどおりますから、埴厚生病院には10人の方が通院されているということになります。その辺のことについて、これは病院の都合もありますが、埴厚生病院、白河病院、白河病院はこうですよ、埴厚生病院ではいかがなものか、その辺をお話をさせていただきたいと考えております。

以上で、お答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 前田君。

○9番（前田武久君） 確かに、透析患者の透析治療というのは本当は村内でできればいいことなんですが、なかなか透析とか臨床工学士とかというようなある程度資格を持ったそういう医師がいなければ当然できないというようなことで、ぜひとも今村長が答弁されたように埴厚生病院あるいは白河市方面、どちらでもいいですからできれば一緒に同じような送迎ができるような病院に向かわれるような対策が講じられれば一番いい方法なんですけれども、それが不可能となれば、そのような対策を講じていただくというような行政支援策をお願いを申し上げます。

以上で村長の答弁がございましたので、次の質問に入りたいと思います。

3番、住民の所得安定向上策について。村に定住、安定した収入を得られる施策が急務かと思われるがいかがか、村長の所信をお聞かせ願いたい。

企業誘致が得策と思われるが、利便性の高い幹線道路沿いの敷地造成等の受入れ体制が必要であり、就労の場の確保のため積極的な誘致活動を図るべきと思うが所信を伺う。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 9番、前田武久議員の3つ目の質問にお答えを申し上げます。

福島県の工業団地情報によりますと、県内では現在35の工業団地が企業の誘致を希望して

おります。一方、誘致企業の撤退等により57の工場跡地が企業の再進出を望んでおります。この中には、村の旧株式会社泰斗の跡地、そしてあのオーゼキ製作所の跡地も含まれております。また、民間の所有であります。今外れましたオーゼキ製作所の鮫川工場ですが、埴町に統合され現在は使用されておられません。企業誘致につきましては、進出希望の企業であれば住民の迷惑にならない限り大歓迎であります。

ただ企業誘致の戦略につきましては、財政状況や実現性を考慮した現実的な方法を考えることが必要ではないかと思えます。大量生産、大量消費の時代には、小を貧し大量生産をしてもそれを大規模なコマーシャルで売ることが行われておりましたが、国民が同じものを欲しがる時代でもありましたが、今は価値観が多様化しており、それぞれの消費者が欲しがるものをつくらなければ売れない時代であります。

工業団地の造成についても同様であると思えます。これらでつくられたものを、特典をつけて売るという従来の手法では、さまざまな損が生じるのではないのでしょうか。企業と一口に言っても、さまざまな事業があります。幹線道路沿いを、立地を気にしない企業もあるかもしれません。鮫川村にはたくさんの土地があります。所有者の同意さえあれば、造成工事そのものは比較的容易であると考えます。耕作放棄地や生産性の低い山林、低利用の運動場などで企業誘致を希望する所有者や、場所を事前に登録しておき、進出を希望する企業があった場合はその立地条件に合った場所を紹介するというようなことも可能であるのではないかと思います。

また、企業が求める人材と就労したい人の希望が合致して初めて企業誘致が成立するものと考えます。現在福島県の労働力は逼迫しており、企業にとって欲しい人材が確保できるかどうか重要な立地条件になっていると考えます。

利便性の高い幹線道路沿いの敷地造成も企業誘致の選択肢の一つであることは間違いありませんが、白河インターチェンジを降りて鮫川村に到着するまで多くの工業団地が存在しております。近隣市町村にも団地があります。普通の誘致条件では、鮫川村への誘致は就労者の確保を含めた立地条件では太刀打ちできないわけであります。そこで、長年東京鮫川会を初めふるさと交流、里山交流から誘致の芽を育てて、地道に育ててきたわけであります。鮫川村とのつながりを、そしてこのつながりから進出を期待していたわけであります。残念ながら、その実現にはまだ至っておりません。

誘致活動を行えば、行政が利便性の高い土地を準備してというお話ではありますが、私もそのような誘致ができればすばらしいと思えますが、現状では応募がないという危険性も大き

と思います。敷地造成は、具体的な企業名が挙がった段階で考えても、要するにオーダーメイド方式であります。これは前から議員も承知かと思いますが、鮫川村は現時点での企業誘致のための敷地造成は考えなく、企業のオーダーメイドによって準備をしたい、そういったことで活動しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

誘致活動につきましても、どのような企業が鮫川村に誘致可能かも含めて、効果的な誘致の活動について鮫川村総合戦略の策定過程でも検討していかなければならない課題かと承知しております。

以上で、9番、前田議員の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 前田君。

○9番（前田武久君） 村長は企業誘致に対してはなかなか難しいと、それは以前から申しており実態でもってかなりまだ消極的なこととは存じております。また、平成24年に泰斗が撤退された、泰斗跡地の取得に対しては、工場誘致を目指すということで取得を図ったわけがあります。先ほど京條議員への答弁にもありましたように、工場の希望があったというような報告ではありますが、その関係上それは別なところというようなことをご遠慮申し上げたというようなことですが、県の企業局あたりに以前から村ではあっせんを依頼しておったと思うんですが、平成24年からどれくらいのあっせん依頼をされてきたのか、その努力をされてきたのか、その辺についてお伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 県の企業局に誘致をお願いしてから3年ですが、まだそちらからの紹介は1件もございません。ただ、今度の地区工場の事業進出でありましたが、音がうるさいのは何とか防音壁をつくってもカバーできる。ですが、人が集まらないというのが一番の大きな原因でした。作業員を公募したのですが、いろいろな方法でやってみたが、村長、集まらないと。ですから、防音壁をつくって音を防止できたとしても働く人がいない、なかなか容易でない、この辺で申しわけないけれども次の機会にという返事でありました。人がいないのも事実であります。

あと、さらにあそこはとてもいい場所だと思っております。もうちょっと待って企業誘致が一番賢い、その企業誘致ができればあの既存の建物を利用できる。そうでないときには、村の費用で買い足していかなければならない。そういったことでありますので、もうしばらく企業誘致でとらせていただき、どうしても無理なときにはまた違った方法であの跡地の利用も考えさせていただきたいと考えております。

以上で、お答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 前田君。

○9番（前田武久君） 今回の議案でも提示されておりますが、条例改正の値上げ、それは当然あると思いますが、それらによって住民の負担がまた増加されるわけですが、それに見合った安定した所得の向上策というのは、やっぱり村で考えていかなくちやならないというふうに考えております。

それで、先ほど答弁の中でありましたように再生企業、バイオマスによる園芸ハウスの造成とかというような構想があるかと思いますが、それによる雇用の対策、どのように望んでおられるか。その辺の見込みについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今の前田議員の質問は、地方創生の中の事業で村が今目指しておりますクラインガルテンとか、あるいは大型ハウスを今導入し鮫川村の農業の新しい方向づけを見出していきたいと、そういう思いの事業であろうかと思いますが、この事業は、特にクラインガルテンの新しい雇用というのは地域の活性化でありますので、そういった雇用は少ないのではないかと思います。ただ働く場所、既存の皆さんが、地域の皆さんが小遣い稼ぎぐらいの、あるいはその農機具で応援できるぐらいの農園でありますので、皆さんと一緒に楽しく生活して、新しい人口ができれば定住人口の確保につながるという事業であります。

あの大型ハウスの導入は、これはまだまだ未知数のものでありまして、参加者が、私は職員には10人ほどの若い人の参加者がないと、これは大きな村の資金を導入するやつ、国の制度資金を使ってやるやつだから、これはできないよというお話をしております。それぞれ皆さんの協力をいただきながら、最低10人若い衆がこのものをつくり、農産物の生産活動に参加していただければという思いでありますので、それぞれの地域での青年の発掘、なかなか容易でないと思います。ご協力をいただければと思います。ただ、地元雇用ないんですかという、そういった企業ができますと恐らく50人規模の働く場所になると思います。

○議長（星 一彌君） 前田君。

○9番（前田武久君） 今村長が答弁されたような雇用対策、これはこれからぜひとも急務かというふうに考えております。また先ほどさざり荘周辺、温泉開発による周辺の活性化ということで集合店舗、そういうふうな対応策でもって雇用対策を図るというような、こういう計画も早急に、今回の第4次振興計画には具体策として示されておられません、そういうことも早急に進めるべきかなというふうに考えておりますが、その辺村長も今後4期を目指す

というような先ほど表明をされておりますので、その辺も十分、雇用対策と安定所得の対策に対しては考えておられると思うので、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今の質問は、湯の田の温泉地の利活用であります。議員の皆さんの協力をいただきまして、2,600万円の大金を投入して買い求めたあの温泉資源であります。十分にこの鮫川村の宝物を、それぞれこの地域の活性化につなげさせていただきたいと思いません。

まず今最初に利用させていただいたのが、さざり荘へのお湯を引かせていただきました。毎分150リッターのお湯が、今さざり荘に供給されております。残りのお湯を、温度が前にも申し上げましたとおり、さざり荘はもともとは26.0度ぐらいの温度でありましたが、今度新しく買い求めたあの上島旅館の跡地は、32.6度の、すばらしい、成分的にも優れた温泉でありますので、あの温泉をいかに上手にみなさんに利用していただくか。そして雇用の場の確保ということまではなかなか容易でないと思いますが、そういった雇用の場の確保、建物を建ててあそこで誘客を図るような施設は無理かと思えます。急傾斜地なんです。ですから、建物を建ててお客さんを呼び寄せる、こういった事業は無理かと思えますが、その辺もあわせて皆さんでいろいろ提案をさせていただき、できればこの27年度中には方向性を見出していきたいと考えております。

また、今本当に農業は生産性の低い産業で容易でない。ですから、収入がないから村を離れるという人が多いわけです。とても、働く場所の確保、所得の向上には何がいかというのは、大切な大変な大きな課題であります。皆さんが安心して生活できる村をつくるには、こういった収入の場の確保がとても大事なわけです。こういった収入の場の確保も、あの「手・まめ・館」を中心に、堆肥センター、いろいろと利用させていただいております。こういった事業に新しい商品の開発、商品の開発はそれほど容易ではないんですが、売ることが大変なんです。商品を販売する、今地域協力隊員2名ほど採用しております。こういった人たちの力を借りて販路を確保しながら新しい商品の開発、今、きのうかな、向山製作所の織田社長が訪ねて来られましていろいろご提案をいただきました。村のえごま、そして今、昨年栽培をお願いしましたポップコーンですか、こういったのがとても評判がよろしいようです。こういった事業にも農家の皆さんに意欲的に取り組んでいただいたり、鮫川村が少しずつきれいな村づくりで環境にいい村づくり、皆さんそれぞれ知っていただいた機会が多くなってきたのではないかと思います。今月号の政経東北にも、あの向山製作所の織田社長が、

鮫川村のえごまを使った生キャラメルあるいはポップコーンの生産活動も出ておりました。こういった企業に選ばれる村づくり、少しずつ芽生えてきたのではないかというような実感もあります。皆さんで協力して企業に選ばれる、今度はどういった企業が鮫川村に入ってくるか、その辺をこの4年間しっかり取り組ませていただきたいと思いますので、どうぞご協力を、またご提案をよろしくお願いを申し上げ、答弁とかえさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 前田君。

○9番（前田武久君） ぜひとも今後4期目の可能性を含めて、その実現を図られるよう希望いたしまして質問を終わります。

---

◎会議時間の延長

○議長（星 一彌君） 本日の会議時間は、議事の都合によってあらかじめ延長します。次に移ります。

---

◇ 関 根 英 也 君

○議長（星 一彌君） 5番、関根英也君。

関根君。

[5番 関根英也君 登壇]

○5番（関根英也君） 平成27年第4回鮫川村議会定例会において、1件ではございますが、ふるさと納税についてお尋ねをしたいと思います。

このふるさと納税は、する側にもまた納税をされる自治体側にも、とてもいい制度だと思っております。また鮫川村みたいに納税の少ない自治体では、この制度を大いに活用すべきだと思っております。

ふるさと納税制度ができて7年くらいにはなると思っています。今日まで村ではどのように納税者に納税を呼びかけてきたのか、またどのくらいな成果があったのか、またその納税されたお金をどのように使われてきたのか、今後年々納税額を上げるための工夫はされているのか、お伺いしたいと思います。

納税はしていただきますが、使い道は一切こちらにお任せいただきたいでは、やはり納税者の方もなかなか関心が向かないと思います。また、使用目的が数多くなりますと、一つの事業に振り分ける金額も少なくなり、なかなか効果も得にくくなり、次第に納税者の関心も薄れ、納税額が年々少なくなってしまうのではないかと思います。

この納税制度については、多くの方々に関心を持っていただきたい、そう思っております。それにはやはり、納税されたお金が、使用目的をできるだけ絞って少なくして、納税された金がこのように使われましたよと、そしてこのような成果が出ていますよと、やはり納税された方々に広報さめかわなどを通してながらご報告をし、ともに事業を推進していることを理解していただければ年々納税額も、毎年納税を継続していただけるように思います。

ともに、私はこのふるさと納税で協力してもらったお金については、やはり将来を担う人材育成のための子ども・子育て支援や、また学力向上のための環境整備に特に使ってほしいなどこのように思っております。また、鮫川村出身の方々がふるさとに帰って来た時に、本当に村が、地域がきれいになっているなど。本当に、村も地域の方々も努力をして頑張っているな、活気があるなど。そう思われるような使い方をしていただければ、私たちが、俺たちが納税したお金が本当に鮫川村のために役に立っていると思われるような、そういう使い方をしていただければ、毎年納税額も上がってくるのではないかと思います。村長はいかがお考えですか、お伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 5番、関根英也議員の質問、ふるさと納税についての質問にお答えを申し上げます。

議員ご質問のふるさと納税は、平成20年度地方税法の改正により創設された制度で、応援したい、貢献したいと思う地方自治体へ寄附した場合に、その相当額が所得税や住民税から控除されるものであります。本村では、村づくりの取り組みに共感を寄せていただける方々からご支援をいただくため、鮫川村ふるさとづくり寄附条例を平成20年7月に制定し、村のホームページ等を活用し全国に向けて発信しているところであります。

条例に基づき寄せられた寄附金は、6つの事業に活用されることとなります。その事業は、1つとして自然環境の維持保全及び整備に関する事業、2つ目に特産品の育成及び地域産業の振興に関する事業、3つ目に高齢者の支援をする地域づくりに関する事業、4つ目に教育、歴史、文化の保存に関する事業、5つ目に子育て支援などに関する事業、そして6つ目にその他村長が必要と認める事業等の、6つの事業に区分をして受け付けております。

また、1万円以上の寄附をされた方には、寄附に対する御礼として鮫川村の特産品の詰め合わせギフトセットを「手・まめ・館」よりお送りをしております。

寄附金については、鮫川村ふるさとづくり基金として、それまで鮫川村自立の村づくり基金を引き継ぐ形で造成されました基金に積み立てをしております。本基金からは、これまで平成22年度に村民保養施設さざり荘の整備事業に300万円を取り崩し活用したほか、寄附された方々の意向により、8万円を小学校の図書館の図書購入費用として活用させていただきました。基金については、平成26年度末の残高で2,910万6,259円となっております。2,900万円あるということですね。

なお、ふるさと納税制度も全国的な広まりを見せ、平成26年度の地方税法改正により、寄附の申請控除を受けるためにはふるさと納税をした翌年に確定申告を行うことが必要でしたが、確定申告が不要な給与所得者等について、納税先が5団体以内の場合に限りふるさと納税、納税先団体に申請することにより、確定申告が不要で控除を受けられる手続の特例が創設されました。

村でも、平成26年度にギフトセットの内容の見直しを図らせていただきました。この見直しの中身は、1万円以上寄附された方には3,000円分のギフトセット、3万円以上の場合には5,000円、5万円以上の場合には1万円、10万円以上の場合には2万円分のギフトセットということであります。ただ、2万円の商品ってなかなかないものですから、10万円以上の方には3回にお分けして旬のものに入ったギフトセットをお送りしているようであります。こういった、ギフトセットの見直し等も図らせていただきました。

寄附された方々への優遇を図るとともに、村の特産品ガイドブックを作成し、より関心を持っていただけるように取り組んでいるところでありますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げ、関根議員への答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 関根君。

○5番（関根英也君） このふるさと納税については、返礼品のアイデアによっては鮫川村の特産品や観光資源のPRに大きな効果があるのではないかと思います。今後村ではどのようなPRをしていくのか、どういう考えを持っているのかお伺いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 寄附者というか、そういう方も賢くなっていまして、ホームページで閲覧できるんです。どこの町は、どういった返礼品が金額によってありますよということで。それで福島県も随分、1億円もたちまち集まったという町村もあります。鮫川村もそのとおり、議員の皆さんにお配りした、そういったその特典を与えて、またホームページでもこういった内容をコマーシャルさせていただいて寄附をあおっております。

九州地方ですと海の幸と山の幸があり、あるいはいろいろそういう特産品が豊富なんです。鮫川村も負けじに、きれいな村づくりでこの中から生まれた農産物、農作物、特に今ほどお話ししました向山製作所で使っているえごまなんていうのは、あの皆さんのコマーシャルで恐らく全国的に有名になったと思うのね。こういったのが足がかりで鮫川村を見直してもらったり、鮫川村の取り組み方を理解してもらったり、こういったことで鮫川村の農業振興あるいは農産物の作付の振興などもあわせて図っていく事業にさせていただきたいと考えております。

○議長（星 一彌君） 関根君。

○5番（関根英也君） ただいま村長も、他町村では数億円も納税額があるという答弁もありましたが、実際日本で一番寄附が多いところは長崎県の平戸市というところで、10億2,000万円だそうです、1年間で。鮫川村と大分違うなど。どこかPRの仕方が違ったのかなとそのような感じもしますが、やはりホームページだけではなくパンフレットや返礼品のカタログを作成して、東京鮫川会や、またはお盆、正月等に帰省時に店頭配布をしておいて、やっぱり鮫川村を思う、鮫川村出身者の理解を高めていただきたいと思うのですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 5番の関根議員の再質問であります、いかにその返礼品のグレードを上げて、そして鮫川村の農産物を知ってもらって寄附を仰ぐかということですが、そのとおりだと思います。いろいろな方法で皆さんに知っていただき、そして鮫川村の加工品も知っていただき、農家の人の元気につなげていく事業にこの納税制度もさせていただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 関根君。

○5番（関根英也君） この納税制度の趣旨は、地方のふるさとで生まれ教育を受け育ち、大きくなったら進学や就職を機に都会に出てそこで納税をしてしまう。その結果、都会の地方団体は税収を得ますが、彼らを育んだふるさとの地方団体には税収が入らない。そこで、自分を育ててくれたふるさとに自分の意思で幾らかでも納税ができる制度があってもいいのではないかという、そういう思いでこのふるさと納税制度ができたと思います。こういう趣旨を、またふるさと納税の仕組みを全村民に理解をしていただき、関心を高めていただき協力をしてもらう必要があると思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 5番、関根議員の考えのとおりであります。

いろいろなこの鮫川村、どうしても内向性なんですね。しっかりとPRはしているんですけども、小さな声なんですね。なかなか届かないのが現実であります。どうぞ、それぞれ皆さん議員でありまして、こういった納税制度があるわけですから、どうぞご家族、親戚等に呼びかけて、その親戚とご家族等がまた隣の知り合いに呼びかけてもらう、こういった輪を広げて鮫川村の特産品をぜひ広めて、そして利用させていただきたいと思います。こういったみんなのつながりで、このふるさと納税を十分鮫川村のために利用させていただき、そして議員の最初に質問されたように、子供たちの学力の向上につなげるような使い方もさせていただきたいと思っておりますので、ご協力よろしくお願いを申し上げます。

○議長（星 一彌君） 関根君。

○5番（関根英也君） このふるさと納税は、鮫川村に住んでいる村民がほかの市町村にも納税をしていいわけなんですけど、今村の方で他町村に納税をしている方がいるのかいないのか、またいたら何人くらいで納税額はどのくらいになるのか、わかっていたらひとつお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） これは個人情報のあるとは沿うように人数だけならば、それは把握できない。そういった課長のお答えであります。受けるほうの人数はわかっても、出しているほうの人数はわからないそうです。

○議長（星 一彌君） 関根君。

○5番（関根英也君） 初めての質問で本当に聞きづらかったと思いますが、本当に丁寧に答弁していただきましたこと御礼を申し上げ質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（星 一彌君） これで一般質問は終わります。

前田君。

○9番（前田武久君） 先ほど私の補正の件でもって、保険税、あれが条例と間違えましたので訂正をさせていただきたいと思います。保険税の値上げということだけど、条例の改正ということ。

○議長（星 一彌君） 先ほどの質問の。わかりました。

それでは5分間休憩し、50分から再開いたします。

（午後 4時45分）

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時51分）

---

◎報告第1号～報告第2号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第4、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてから日程第5、報告第2号 白河地方土地開発公社の経営状況についてまでの2件を一括議題といたします。事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、斉藤利己君。

〔議会議務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本件について報告を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、報告第1号、報告第2号までの2件につきましてご説明を申し上げます。

初めに、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてご説明を申し上げます。

議案書の1ページから3ページをお開きください。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成26年度鮫川村繰越明許費繰越計算書を報告するものであります。

繰越事業の詳細は2ページからの一覧表のとおりであります。

道少田住宅跡地整備事業費1,101万2,000円ほか9事業合わせまして3億270万1,000円、簡易水道特別会計の鉾木田配水池の新設整備事業32万4,000円であります。それぞれの事業の繰越理由については、さきの議会で説明をいたしておりますので、繰越理由の説明は省略させていただきます。平成27年度中に全事業が完了するよう工程管理に万全を期するものであります。

次に、議案書の4ページから11ページをお開きください。

報告第2号であります。白河地方土地開発公社の経営状況についてのご説明を申し上げます。

本報告は、鮫川村が出資している白河地方土地開発公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により説明書類を議会に提出するものであります。平成26年度の事業報告及び決算報告書は、議案書に添付した資料のとおりであります。

以上で報告第1号及び報告第2号の説明とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 以上で報告第1号から報告第2号までの報告を終わります。

---

◎議案第80号～議案第83号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第6、議案第80号 鮫川村議会委員会条例の一部を改正する条例から日程第9、議案第83号 鮫川村登録票交付等手数料条例の一部を改正する条例までの4議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、斉藤利己君。

〔議会議務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第80号から議案第83号までの4議案につきましてご説明を申し上げます。

議案書の12ページをお開きください。

議案第80号 鮫川村議会委員会条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例改正は、平成26年12月議会において議決されました鮫川村議会議員の定数に関する条例の一部を改正する条例により、議員定数が12人から10人に定められたことに伴い、常任委員会の議員定数を総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会それぞれ6人から5人に改正するものであります。

次に、議案書の13ページをお開きください。

議案第81号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

平成27年度の国民健康保険事業を運営する所要額を確保するため、国民健康保険税の案分率などを定める条例を改正するものであります。

お手元の議案要旨の最後のページ、鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例説明資料をあわせてごらん願います。

平成27年度の国民健康保険税案分率の決定に当たりまして、被保険者1人当たりの税負担を抑えるため、保険給付費支払準備基金から2,300万円を繰り入れることといたしました。

この結果、医療費給付費分で所得割を0.21%、資産割を0.25%、均等割を1,800円、平等割を1,300円をそれぞれ引き上げ、軽減措置を受けない一般世帯の1世帯当たりの負担額で6,270円の増額、1人当たりの負担額では4,156円の増額となります。

後期高齢者支援金分では、所得割を0.19%、資産割を0.86%、均等割1,400円、平等割を1,000円それぞれ引き上げ、一般世帯で1世帯当たりでは4,987円、1人当たりの負担額では3,038円の増額となります。

介護給付費分では、所得割を0.22%、資産割を1.43%、均等割を100円、平等割を200円それぞれ引き下げ、一般世帯で1世帯当たりでは1,500円、1人当たりの負担額では564円の減額となります。

これらの条例改正案につきましては、5月28日に開催いたしました第1回鮫川村国民健康保険運営協議会に諮問をいたし、同日付でこの条例改正案は適当である旨の答申を得ているところであります。

次に、議案書の15ページをお開きください。

議案第82号 鮫川村介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例改正は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正により、平成27年4月から消費税による公費を投入して低所得者の介護保険料軽減を行うものでありましたが、今回消費税率の10%への引き上げが延期されたことに伴い、4月からの軽減は特に所得の低い方を対象に部分的な実施とし、新第1段階について保険料基準額に対する割合を0.5%から0.45%に軽減するものであります。

なお、消費税率10%への引き上げが行われる平成29年4月からは、市町村民税非課税世帯全体を対象として実施される予定であります。

次に、議案書の16ページをお開き願います。

議案第83号 鮫川村登録票（飼養登録）交付等手数料条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例改正は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律が平成26年5月30日に公布され、鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害に対処するための措置を法に位置づけするため、法律の題名を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、集中的かつ公益的に管理を図る必要がある鳥獣の捕獲等をする事業の創設、鳥獣の捕獲等をする事業の認定制度の導入等の措置を講ずるものであります。

この改正に伴い、鮫川村登録票（飼養登録）交付手数料条例第1条に規定する法律名を改めるなどの改正であります。

以上で、議案第80号から第83号までの説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

---

◎議案第84号～議案第90号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第10、議案第84号 平成27年度鮫川村一般会計補正予算（第3号）から日程第16、議案第90号 平成27年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）まで7議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、斉藤利己君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第84号から議案第90号までの7議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第84号 平成27年度鮫川村一般会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

議案書の17ページから21ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の1ページをごらん願います。

補正前の予算額32億8,408万4,000円に対しまして、今回8,338万5,000円を減額し、補正後の予算総額を32億69万9,000円とするものであります。

歳入です。事項別明細書の2ページをお開きください。

主なものをご説明申し上げます。

9款です。1項1目1節地方交付税の特別交付税300万円の増額は、地域おこし協力隊1名増員に伴い特別交付税を増額補正したものであります。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、5節低所得者保険料軽減負担金30万円は、議案第82号の鮫川村介護保険税条例の一部改正案で説明いたしました介護保険の低所得者保険料軽減措置に対する国の2分の1の負担金分であります。

同じく2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金の子育て世帯臨時特例給付金給付事業費216万1,000円の増額は、消費税増税に伴う子育て世帯への影響を緩和し、子育て世帯の消費の下支えを図るため、臨時的に給付事業を行う補助金であります。

3目土木費国庫補助金、1節道路橋りょう費補助金の社会資本整備総合交付金のうち、活力創生基盤整備事業5,985万円の減額は、村道鮫川中学校線ほか1路線の舗装事業、村道新宿・古殿線舗装補修事業、村道江堀・那倉線ほか1路線舗装補修事業について、国の配分額決定による減額であります。配分額が減ったということでもあります。

同じく2節住宅費補助金2,062万円の減額は、社会資本整備総合交付金のうち地域住宅支援事業で宿ノ入団地整備事業に対する国の配分額決定による減額であります。

5目総務費国庫補助金、1節総務費補助金の臨時福祉給付金給付事業費450万円、事業費111万9,000円、合わせまして561万9,000円の増額は、先ほどの子育て世帯臨時特例給付金の説明と同様に、消費税増税に伴う低所得者への負担の影響に鑑み、臨時福祉給付金を給付するためのものであります。

6目農林水産業費国庫補助金、1節農業費補助金の農業基盤整備促進事業費2,033万円の減額は、農業基盤整備事業、藪地区、大久保大根屋敷地区、農道の国の配分額の確定によるものであります。

14款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、5節低所得者保険料軽減負担金15万円は、介護保険の低所得者保険料軽減措置に対する県の負担金4分の1分です。

事項別明細書3ページをごらんください。

同じく2項県補助金です。1目総務費県補助金、1節総務管理費補助金の地域創生総合支援事業費856万2,000円は、里山景観創生活動実証事業、温泉活用構想策定事業等の事業に対する県の補助金であります。

2目民生費県補助金、2節児童福祉費補助金の再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業費166万6,000円の増額は、こどもセンターの太陽光発電設備工事の県補助金を増額補正するものであります。

3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金の除染対策交付金事業費333万7,000円は、朝日山除染廃棄物運搬業務に委託する県補助金であります。朝日山の除染事業であります。

16款1項寄附金、1目総務費寄附金、1節地域振興費寄附金のふるさとづくり寄附金46万9,000円は、4月から5月までの寄附金で、寄附者が小川ヨシノリ様、カツヤマクミコ様、バルサンダンシーザー様、本郷ヒデキ様、佐藤シュウジ様の5名の方々からの寄附金であり

ます。

17款繰入金、2項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金1,500万円は、集落排水施設整備事業費、こどもセンター運営事業費、地域創生総合支援事業費、道路維持事業費、診療所運営事業費、給食センター運営事業費の財源に財政調整基金から繰り入れするものであります。明細のとおりであります。

6目1節、一番下ですね、館山公園整備推進事業基金繰入金の館山公園管理事業費320万円の減額は、先ほど申し上げましたように館山公園管理事業について県のサポート事業に変更したため減額するものであります。基金を導入する予定でしたが、県のサポート事業に切り替えたものであります。

次のページです。事項別明細書4ページをごらんください。

20款村債です。議案書は21ページの第2表です。地方債補正をあわせてごらんください。

1項村債、1目1節辺地対策事業債の藪地区農業基盤整備促進事業債590万円、大久保大根屋敷地区農業基盤整備促進事業債1,070万円、村道新宿古殿線舗装補修事業債1,230万円、村道江堀那倉線・江堀牧野線舗装補修事業債1,410万円の減額は、同事業に対する平成27年度分の国の配分額決定により、事業規模が縮小または計画変更等になったことによる起債申請額の減額を行うものであります。

2目1節過疎対策事業債の村道鮫川中学校・壇ノ岡線舗装補修事業債70万円の増額は、事業変更に伴う起債申請額の増額、同じく過疎地域自立促進特別事業債170万円の増額は、高原の鮫川うまいもの祭り補助金の財源に過疎債を充てるものであります。

5目公営住宅建設事業債、1節公営住宅建設事業債の宿ノ入団地整備事業債2,080万円の増額は、同事業に起債を充てるものであります。

歳出です。

各款とも2節給料、3節職員手当等、4節共済費などは、職員の人事異動に伴うものであります。

5ページをごらんください。

2款1項総務管理費です。6目企画費、1節報酬の地域おこし協力隊199万2,000円の増額は、地域おこし協力隊の1名の増員によるものであります。

6ページをお開きください。

13節です。委託料1,005万7,000円のうち513万円の増額は、里山の景観を維持するため保全活動実証試験業務について、業務委託するための経費であります。同じく491万4,000円は、

昨年取得しました湯の田温泉地区について活用のため、将来に向けた基本構想を策定するものであります。

10目臨時福祉給付金給付事業費ですが、6ページから7ページにかかります。ごらんください。

19節負担金、補助金及び交付金450万円は、消費税率引き上げに伴い低所得者への負担軽減のために、暫定的臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給するものであります。

8ページをごらんください。

3款民生費です。1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、28節操出金の国民健康保険特別会計事業勘定72万1,000円は、国民健康保険証のカード化に要する経費等について一般会計からの操出金であります。27年度から保険証がカード化となります。この負担金であります。

同じく4目介護保険事務費、28節操出金の61万2,000円は、介護保険料について低所得者保険料の軽減等に要する経費について一般会計からの操出金であります。

2項児童福祉費、5目こどもセンター費ですが、9ページをごらん願います。

13節です。委託料19万2,000円及び、15節です。工事請負費47万5,000円の増額は、こどもセンターの太陽光発電設備整備事業の経費について増額を補正するものであります。

6目子育て世帯臨時特例給付金給付事業費、19節負担金、補助金及び交付金171万円の増額は、消費税増税に伴う子育て世帯への影響を緩和し、消費の下支えを図るため臨時的な給付を行うものであります。

次に、10ページをごらん願います。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目です。母子衛生費、20節扶助費の特定不妊治療費、先ほどお話をしておりました妊娠の容易でない方の特定不妊治療費150万円は、特定不妊治療を行う夫婦の経済的負担を軽減するため治療費の一部を助成するものであります。

同じく4目環境衛生費、13節委託料の朝日山除染廃棄物運搬業務333万8,000円の増額は、昨年度除染事業を実施した朝日山遊歩道の廃棄物の運搬経費であります。今は朝日山の頂上付近に何カ所かに分けて保管しておりますが、これを焼却炉のあの付近に運搬して、9月中にはこれを県の大熊町の指定廃棄物の工場に保管する事業であります。

同じく、28節操出金の集落排水事業特別会計操出金244万6,000円は、中野地区農業集落排水施設の水中の攪拌機の修繕に要する経費について、一般会計から繰り出すものであります。

同じく5目診療所費、28節操出金の国民健康保険特別会計直診勘定279万1,000円は、人事異動による人件費分についての一般会計からの操出金であります。

11ページをお開きください。

6款農林水産業費です。1項農業費、3目農業振興費、8節報償費の大豆振興対策事業報償費63万8,000円の増額は、大豆加工品の消費拡大PRのため、6月の納税表彰式納税組長会議において村内全世帯に達者の味噌を配布するための費用であります。

12ページをお開きください。

6目農地費、15節工事請負費、農道整備工事3,650万円の減額は、農道整備工事、藪・大久保大根屋敷地区の補助事業費の決定による減額であります。

同じく2項林業費、1目林業総務費、12節役務費332万5,000円の減額は、館山公園の草刈り作業について県補助金の景観保全活動実証試験事業で実施することになったことによるものであります。

13ページをお開きください。

8款土木費です。2項道路橋りょう費、1目道路維持費、13節委託料の国有地貸付測量業務300万円は、村道の国有地貸付契約行使に伴い新たに測量図面の提出を求められたことによるもので、今回2路線の測量経費であります。

2目道路新設改良費ですが、14ページをごらんください。

15節工事請負費8,400万円の減額は、村道鮫川中学校線ほか1路線舗装工事、村道新宿古殿線舗装補修工事、村道江堀那倉線ほか1路線の舗装補修工事で、当初1億9,300万円を計上していた事業に対しまして、国の補助額決定により過少配分となったことによる減額分であります。変更後の事業費1億900万円とし、事業費の再配分を行ったものであります。

次に、議案第85号 平成27年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

特別会計に入ります。一般会計は終わりです。

議案書の22ページから24ページ、事項別明細書は21ページをお開きください。

初めに、事業勘定です。補正前の予算額5億1,863万9,000円に対しまして、今回228万3,000円を増額し、補正後の予算総額を5億2,092万2,000円とするものであります。今回の補正は議案第81号の鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する補正が主なものであります。

事項別明細書の22ページをお開きください。

歳入であります。1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分2,170万7,000円を減額補正します。

同じく2節後期高齢者支援金分現年課税分は10万3,000円の増額、同じく3節介護保険納

付金分現年課税分は6万5,000円の増額であります。

2目退職被保険者等国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分は38万8,000円を減額補正します。

同じく2節後期高齢者支援金分現年課税分は1万7,000円の増額、3節介護納付金分現年課税分は47万2,000円の増額であります。

8款繰入金です。1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金の事務費72万1,000円の増額は、国民健康保険証のカード化による経費について増額補正するものであります。

同じく2項基金繰入金、1目1節保険給付費支払準備基金繰入金2,300万円は、保険税の減額補正分2,143万8,000円のほか、事務費予備費に充当するためのものであります。

歳出の補正です。事項別明細書23ページをごらんください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費11節です。需用費64万2,000円の増額は、国民健康保険証のカード化に要する費用であります。

10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付68万4,000円の増額は、過年度から他保険に加入していた被保険者に還付するものであります。他の保険事業に加入した人が、ここにお金を乗せていたんですね。これで還付することになりました。

次に、直診勘定です。直診勘定は、事項別明細書は26ページをごらんください。

補正前の予算額が6,938万円に対しまして、今回279万1,000円を増額し、補正後の予算額を7,217万1,000円とするものであります。

事項別明細書は27ページをお開きください。

歳入において、3款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金で運営費繰入金として279万1,000円を増額し、歳出において人事異動による人件費等を増額補正するものであります。

次に、議案第86号です。平成27年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

事項別明細書は30ページをごらんください。

歳出補正のみで、予算額の1億9,974万7,000円の変更はありません。

歳出において、1款総務費において290万円を減額し、4款予備費に増額を充当するものであります。これは、人事異動により人件費の所要額が減額となったことによるものであります。

次に、議案第87号です。事項別明細書の33ページをお開きください。

平成27年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第1号）です。

補正前の予算額773万円に対しまして、今回88万7,000円を増額し、補正後の予算額を861万7,000円とするものであります。

事項別明細書は34ページをお開きください。

歳入において、新車導入による不用となった大型路線バス売払収入10万円を見込み、財政調整基金から78万7,000円を繰り入れし、歳出において村営バス駐車場整備工事に要する経費として78万7,000円、その他維持管理経費を増額補正するものであります。

次に、議案第88号です。議案事項別明細書は35ページをお開きください。

平成27年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）です。補正前の予算額3,149万3,000円に対しまして、今回244万6,000円を増額し、補正後の予算額を3,393万9,000円とするものであります。

36ページをお開きください。

歳入において一般会計から244万6,000円を繰り入れし、歳出において1款施設費で中野地区集落排水処理施設水中攪拌機の修繕料として221万5,000円ほかを増額補正するものであります。

次に、鮫川村の介護保険特別会計です。37ページをお開きください。

議案第89号 平成27年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

補正前の予算額が4億6,013万6,000円に対しまして、今回1万1,000円を増額し、補正後の予算額を4億6,014万7,000円とするものであります。

事項別明細書38ページをごらん願います。

歳入において一般会計から61万1,000円を繰り入れし、低所得者保険料軽減により保険料60万円を減額、歳出において1万1,000円を増額するものであります。これは、人件費の許容額を増額補正するものであります。

次に、議案第90号です。事項別明細書は41ページをお開きください。

議案第90号 平成27年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）です。

補正前の予算額1億309万2,000円に対しまして、今回253万9,000円を増額し、補正後の予算額を1億563万1,000円とするものであります。

事項別明細書42ページを、次のページをお開きください。

歳入において一般会計からの繰入金253万9,000円を増額し、歳出において人事異動による

人件費の所要額を増額補正する補正予算であります。

以上で、議案第84号から第90号までの7議案の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

---

◎散会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日は各常任委員会で議案調査がございます。

なお、11日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 5時36分）

第 4 回 定 例 村 議 会

( 第 2 号 )

## 平成27年第4回鮫川村議会定例会

### 議事日程(第2号)

平成27年6月11日(木曜日)午前10時開議

- 日程第 1 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について  
質疑
- 日程第 2 報告第 2号 白河地方土地開発公社の経営状況について  
質疑
- 日程第 3 議案第80号 鮫川村議会委員会条例の一部を改正する条例  
質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第81号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
質疑・討論・採決
- 日程第 5 議案第82号 鮫川村介護保険条例の一部を改正する条例  
質疑・討論・採決
- 日程第 6 議案第83号 鮫川村登録票(飼養登録)交付等手数料条例の一部を改正する条例  
質疑・討論・採決
- 日程第 7 議案第84号 平成27年度鮫川村一般会計補正予算(第3号)  
質疑・討論・採決
- 日程第 8 議案第85号 平成27年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)  
質疑・討論・採決
- 日程第 9 議案第86号 平成27年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)  
質疑・討論・採決
- 日程第10 議案第87号 平成27年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算(第1号)  
質疑・討論・採決
- 日程第11 議案第88号 平成27年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算(第1号)  
質疑・討論・採決
- 日程第12 議案第89号 平成27年度鮫川村介護保険特別会計補正予算(第1号)

質疑・討論・採決

日程第13 議案第90号 平成27年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算(第1号)

質疑・討論・採決

日程第14 議員派遣について

---

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第14まで議事日程に同じ

追加日程第1 議案第91号 鮫川村監査委員の選任につき同意を求めることについて  
提案理由の説明、採決

---

出席議員(10名)

1番	遠藤貴人君	2番	堀川照夫君
3番	北條利雄君	5番	関根英也君
6番	京條英征君	7番	前田雅秀君
8番	関根政雄君	9番	前田武久君
10番	宗田雅之君	11番	星一彌君

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	大樂勝弘君	副村長	白坂利幸君
教育長	奥貫洋君	総務課長	石井哲君
企画調整課長	小松毅君	住民福祉課長	鈴木真理子君
農林課長 農業者 兼任 事務局長	村山義美君	地域整備課長	増谷隆夫君
教育課長	須藤健君		

---

職務のため出席した者の職氏名

議事局長	齊藤利己	書記	渡邊敬
------	------	----	-----

---

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎報告第1号～報告第2号の質疑

○議長（星 一彌君） 日程第1、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてから、日程第2、報告第2号 白河地方土地開発公社の経営状況についてまでの2件を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、関根政雄君。

○8番（関根政雄君） 8番、関根でございます。

昨日の議案調査にて2点ほど議案調査ちょっと怠りましたので、質疑をさせていただきたいと思います。

報告第1号の繰越明許費繰越計算書の中で、3款、民生費、幼児送迎車両ということで358万3,000円の計上ということですが、この車種の内容、それから購入をしなくてはならない理由等についてお聞かせいただきたいと思います。

それと2点目、商工費の鹿角平観光牧場のコテージの外構ということで、既に営業は開始されておりますが、外構工事296万円計上しておりますが、この工事内容について。この2点、質疑をいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君より答弁を求めます。

村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、8番、関根政雄議員おただしの幼児送迎車両購入事業でしたが、車の手配ができずに3月の年度内の購入が不可能でした。4月には車は納まっております。

こういったことで、車の購入関係で精査が間に合わなかったということで、ご理解いただければと思います。

あと、7款の商工費の鹿角観光のコテージの296万4,000円ですが、これはA棟B棟と2棟あります。北のほうの棟の外構工事です。外構工事と、あと塀を回さないと道路から部屋の状態が見えちゃうと。そういったことで、植栽するのか、塀を回したほうがいいのか、その辺検討させてもらって、今すぐにそういったふぐあいをなくすには塀が一番いいんじゃないかということで、塀を、構築物を建築ということで予算をさせていただきました。

以上です。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 既に送迎バスについては購入をされたということですがけれども、金額的に大きなバスではない。小型というかわゴン車なのか、どういう形の送迎バスなのかということをお聞かせください。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 実は、子供の、幼児の送迎に大型バスを使っていたんですが、大型バスの需要がなくなって小型でも10人乗りでも間に合う、そのほうが子供たちの送迎に便利だということもありました。そういったことで、10人乗りの子供のマイクロバスというんですか、あれは。トヨタのハイエースだそうです。そういったことで、購入をさせていただきました。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第1号から報告第2号までを終わります。

---

#### ◎議案第80号～議案第83号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第3、議案第80号 鮫川村議会委員会条例の一部を改正する条例から日程第6、議案第83号 鮫川村登録票交付等手数料条例の一部を改正する条例までの4議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

3番、北條利雄君。

○3番（北條利雄君） 3番、北條です。

私のほうから、議案第81号の鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

まず、この条例改正については本来ですと昨日の議案調査のときに担当課長よりお伺いすればよかったのですが、ちょっと聞き漏れましたのと、改めて確認させていただきたいと思います。

案分率は、一部、昨年とことし改正予定の案分率の比較は説明資料として提出されておりますが、近隣市町村、管内もそうですが、石川郡の町村の案分率もできれば参考にいただきたいと思うんですが、改正時期等が各町村まちまちで、ここで全て出すというのはなかなか難しいと思うんですが、後ほどでも結構ですから、各市町村で決まったときに参考資料として、他の市町村との比較をする上で大変参考になりますので、提出いただきたいというのが1点であります。

それから、高額医療費、国民健康保険税、当然高齢化が進んで毎年医療費も伸びていると思いますので、大変な財政運営をせざるを得ない。それからということで案分率を決定するにも大変な努力を強いり、村民の皆さんにも負担を、増額になるという形で大変ご迷惑をかけることになってしまいますけれども、現在の高額医療費ですね、国民健康保険の高額医療費の受診者数ですか、それから介護保険については介護度別の利用者数、これらについてもわかれば教えていただきたいと思うんですが、住民福祉課長でよろしいでしょうか、お伺いいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

○村長（大樂勝弘君） 3番、北條利雄議員のおただしの、まず管内の国民健康保険税の税率の割合、所得割合です。資産割合、均等割合ですが、これ、おおよそ固まっておるようです。この辺を勘案しながら、村でも2,300万円の支払準備期間の繰入れということで軽減化を図らせていただきました。こういったことで、ただ鮫川村と同様に、今、議会の開会中なんです。参考資料として提出はもらったんですけども、まだ皆さんにお知らせするわけにいかない。議会通りしました次第に、早めに皆さんにお知らせをしたいと思います。

あと、高額医療者の患者数と介護保険関係は担当者よりお答えをいたさせます。

○議長（星 一彌君） 住民福祉課長、鈴木真理子君。

○住民福祉課長（鈴木真理子君） それでは、3番、北條議員のご質疑にお答え申し上げます。

まず初めに、高額療養費でございますが、この高額療養費につきましては、1カ月に8万100円を超える医療費を支払った、世帯なんですね。世帯に対し、その超えた分を高額療養費としてお支払いするわけでございますが、25年度の実績ですと3,169万6,361円、26年度でございますと3,173万6,877円というふうになってございまして、この件数につきましては延べですので、受診者何名かということは詳細に調査しませんとお答えすることができませんので、ご了解いただきたいと思います。

それと、次の2点目なんですけど、介護保険制度につきまして、介護の認定者数ということですが、議員皆様にお配りしました第7期鮫川村高齢者福祉計画、第6期鮫川村介護保険事業計画を10日の開会の日にお渡ししたかと思っております。その中の、この介護保険料を決めるに当たっていろいろな実績を調査しまして、介護保険料が幾ら必要かという見通しを立てるための計画でございますが、この計画の中の47ページに3年間の介護施設のサービスの受給者数と介護保険料サービス料を記載してございますので、後でござらんいただきたいと思っております。

あと、ご質問の、直近の、平成27年の介護認定者数でございますが、要支援1、要支援2というふうになってございまして、要支援1が14名、要支援2が45名で、介護度1から5については要介護1が30名、要介護2が30名、要介護3が35名、要介護4が38名、要介護5が29名、合計、要支援と要介護を合わせますと221名となっております。この数値は1号被保険者についてで、2号被保険者もおるんですね。2号被保険者については7名ほどおったかなというふうに思います。これは3月末時点ですので、4月1日というふうに考えてよろしいかと思っております。ちなみに要介護の認定率なんですけど、17.9%、高齢者に対して17.9%の認定であるということで、一時すごい人数が多かったんですが、最近は横並びになっているのが現状でございます。

以上です。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第80号 鮫川村議会委員会条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第81号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第82号 鮫川村介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第83号 鮫川村登録票交付等手数料条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第84号～議案第90号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第7、議案第84号 平成27年度鮫川村一般会計補正予算（第3号）から日程第13、議案第90号 平成27年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）までの7議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

3番、北條利雄君。

○3番（北條利雄君） 3番、北條です。

私のほうから、議案第84号の27年度の鮫川村一般会計補正予算について質疑いたします。

6款の農林水産業費、農地費であります。ここの工事請負費、農道整備工事3,650万円の補正減、それから8款土木費の道路新設改良費、これも工事請負費8,400万円の減額補正がされております。いずれも昨日議案調査のときにも、国の事業配分関係で決定されたという

ことで、大きな金額です。今まで以上の減額率になっているのかなと思うんですが、それとやはり震災後の復旧・復興のために国も大変な財政に苦慮されているのかなと思うわけですが、地方の自治体としてこれだけの減額されると、やはり計画どおりいかない、それから計画より事業執行できないということで、大変、担当課、担当者もそうですが、村もご苦労されていると思うんですが、やはり、国のほうからそういう決定されたというだけじゃなくて、小さな自治体、鮫川村みたいところは特にそうなんです、やはりこれは大きな影響を及ぼすような気がするのです。やはり機会あるごとに国、それから県に対していろいろな形で計画どおり執行できるように要望活動を強めていただきたいと思います、村長のお考えをお聞きいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

○村長（大樂勝弘君） 3番、北條議員の農林水産業費、そして農地費の工事の請負関係で3,600万円の減額ですが、これは藪地区と青生野地区、大久保というのは石井草大久保だね、あと3カ所なんですけれども、いずれも当初の予算を昨年よりは1.5倍ほど多く提案させてもらったんですね。それで平年どおりの事業費なんです、削られてみて。ただ、国も、こういった予算の大きな削減があった、公共事業の。あるいは土木事業の削減があった。この国の政策によって削減があった分、鮫川村にも、鮫川村通常以上の1.5倍、通常より1.5倍規模の、通常ですと2億円のを3億円の事業計画をさせてもらったということで。ですから、それが1年おくれぐらいで計画は見直しさせてもらうということで、まず藪地区が3年目になります。これは、ことして終わらせたいなという思いであります。その分石井草大久保地区と青生野地区の工事がおくれるかなという思いではありますが、これもしっかり次年度以降、要望活動しながら事業の推進を行ってまいりたいと思います。

以上、全体的にそういう流れでありますので、ご理解いただければと思います。

○議長（星 一彌君） 9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） 同じく一般会計の補正予算です。

村債であります、宿ノ入の団地整備事業債ということで2,080万円、これについてであります、宿ノ入の住宅団地、かなり満杯ということで、充足率はかなり上がっているなというふうに考えております。それと、住宅団地の契約内容ですか、これは当初予算でも上げられていたかと思うんですけれども、それらについて質疑をしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

○村長（大樂勝弘君） 9番、前田議員の宿ノ入の団地の公営住宅の建設関係であります、

これは国の施策により大幅に事業費を削られましたが、この事業費削られた分を公営住宅債の率と同じより逆に過疎債を対応してこの事業は行いたいなという思いであり、公営住宅宿ノ入団地の整備事業債が、公営住宅事業債が該当したそうです。これで2,000万円ほど計画させていただきましたが、事業に支障なく住宅建築は行われます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） その充足率ですか、それとその建築の計画内容を。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 大枠で9,000万円ほど事業費は計画をさせていただきましたが、細部につきましては担当課より説明をいたさせます。

○議長（星 一彌君） 地域整備課長、増谷隆夫君。

○地域整備課長（増谷隆夫君） 9番、前田議員に対してお答えいたします。

今年度の宿ノ入の公営住宅建設事業の計画は、木造住宅平屋建て2棟5戸です。それで、事業費が9,800万円です。今、事項別明細書の4ページの、ご質問のありました20款村債の公営住宅建設事業債2,080万円を、今回、今申し上げました宿ノ入団地整備事業債として2,080万円を充当し、国からの公営住宅に対する補助金が、2,620万円の減額でしたが、この公営住宅建設事業債を充てて当初どおり2棟5戸の建築を予定しています。

以上であります。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 先ほど質疑で申し上げたんですけれども、敷地の大体面積2割に対する建築割合ですね、シェアはかなり狭まったというふうに考えておりますが、残された今後、団地の建築計画されるような充足率とかどのくらい、満杯になっているのか、この5棟でもって終わるのか、その辺もお聞きしたいというふうなことで。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 9番、前田議員の宿ノ入の団地の公営住宅の建設ですが、26年度に、今回の27年度に建設しております前に医師の住宅が建ちました。こういったことで、後ろ側に、村の施設のひだまり荘に向かつての後ろ側になりますが、あそこは、今ほど話しましたように2棟、5世帯住宅がいっぱいあります。ですから、新しくあそこに公営住宅はもう、あとは崖地条例に引っかかるんですね。そんな関係もありまして、今回で終わりになります。新しく28年度からの住宅はということですが、これはまた皆さんでそういった用地を探しながら、この公営住宅の建設は展開してまいりたいと思います。

○議長（星 一彌君） ほかに質疑ありませんか。

10番、宗田雅之君。

○10番（宗田雅之君） 総務費、総務管理費の委託料、温泉活用基本構想策定業務491万4,000円、この基本構想に当たって湯の田温泉の利活用というのはこれから本当に大変な、重要な構想だと思うんですけども、どのような方を構想に充てて行うのか、その点お伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） この基本構想の策定に当たりましては、今ほど申しあげましたように490万円の予算を追加させていただきましたが、地域住民との懇談会、あるいはコンサルタントの指導を受けながら、この事業を展開していきたいと思えます。

○議長（星 一彌君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第84号 平成27年度鮫川村一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第85号 平成27年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第86号 平成27年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第87号 平成27年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第88号 平成27年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第89号 平成27年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第90号 平成27年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議員派遣について

○議長（星 一彌君） 日程第14、議員の派遣についてを議題といたします。

本件は、会議規則第122条の規定に基づき、新人議員研修会に議員の派遣を決定しようと

するものでございます。

お諮りします。

お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

なお、この際お諮りします。

ただいま議決いたしました議員の派遣について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

ここで暫時休議いたします。

(午前10時31分)

---

○議長（星 一彌君） 休議前に引き続き、会議を開きます。

(午前10時32分)

---

#### ◎日程の追加

○議長（星 一彌君） お諮りします。

ただいま村長から議案第91号 鮫川村監査委員の選任につき同意を求めることについてが提案され、議長において受理いたしました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第91号の上程、説明、採決

○議長（星 一彌君） 追加日程第1、議案第91号 鮫川村監査委員の選任につき同意を求め

ることについてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、斉藤利己君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第91号 鮫川村監査委員の選任についての同意を求め  
る案件についてご説明を申し上げます。

村での推選する監査委員が6月いっぱい任期になります。新たな監査委員の選任が必要  
ということになりまして、今ほど説明申し上げました大字西山字岩野草27番地にお住まいの  
根本一美氏を監査委員に推選したく議会の同意を求めるものであります。

ご承知のとおり根本一美氏は役場職員として40年近く勤められ、識見ともすぐれた人物で  
あります。同意くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（星 一彌君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います  
が、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから議案第91号 鮫川村監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決いた  
します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成27年第4回鮫川村議会定例会を閉じます。

ご苦労さまでした。

(午前10時36分)

上記会議次第は事務局長斉藤利己の記載したものであるが、  
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

平成27年6月11日

議 長 星 一 彌

署 名 議 員 遠 藤 貴 人

署 名 議 員 堀 川 照 夫